

平成25年

三重県議会定例会会議録

(3 月 12 日)
(第 9 号)

第9号
3月
12日

平成25年

三重県議会定例会会議録

第 9 号

○平成25年3月12日（火曜日）

議事日程（第9号）

平成25年3月12日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第75号から議案第99号まで
〔委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第75号から議案第99号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	粟 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄

9	番	東		豊
10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	小	村	林 聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稲	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	舘		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	青	木	謙順
36	番	中	森	博文

37	番	前野和	美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志
41	番	舟橋	裕幸
43	番	三谷	哲央
44	番	中村	進一
45	番	岩田	隆嘉
46	番	貝増	吉郎
47	番	山本	勝
48	番	永田	正巳
49	番	山本	教和
50	番	西場	信行
51	番	中川	正美
(52)	番	欠	(員)
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏	一
書記(事務局次長)	神戸	保	幸
書記(議事課長)	原田	孝	夫
書記(企画法務課長)	野口	幸	彦
書記(議事課副課長)	山本	秀	典
書記(議事課主査)	中村	晃	康
書記(議事課主査)	竹之内	伸	幸

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英	敬
----	----	---	---

副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	藤 本 和 弘
農林水産部長	梶 田 郁 郎
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	岡 本 道 和
地域連携部スポーツ推進局長	山 口 千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小 林 潔
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	東 地 隆 司
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎 恭 典
教 育 長	真 伏 秀 樹
公安委員会委員	西 本 健 郎
警 察 本 部 長	高 須 一 弘

代表監査委員
監査委員事務局長

植田 十志夫
長谷川 智雄

人事委員会委員
人事委員会事務局長

岡 喜理夫
速水 恒夫

選挙管理委員会委員

宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長

小林 正夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。40番 前田剛志議員。
〔40番 前田剛志議員登壇・拍手〕

○40番（前田剛志） おはようございます。一般質問最終日のトップバッターで質問の機会をいただきました。津市選出、新政みえ所属の前田剛志でございます。1時間、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

東日本大震災から、昨日で丸2年が経過をいたしました。全国各地において、多くの犠牲者の方を追悼する式典が挙行されたところでございます。多くの犠牲者に哀悼の意を表するとともに、早期の復興をお祈り申し上げます。今回の大震災で多くの教訓を教えていただいたことを風化させることなく、南海トラフ巨大地震に備えた命を守る防災・減災対策に取り組ん

でいかなければなりません。本日も充実に向け質問をさせていただきますので、前向きな御答弁を期待し、早々質問に入らせていただきます。

まずは、観光振興に向けてお伺いしたいと思います。

今年は20年に1度の式年遷宮の好機を生かし、三重県の知名度向上、県内の周遊性、滞在性の向上、三重ファン、リピーターの拡大の三つを目指して、全庁を挙げて三重県の観光PR、誘客活動に取り組みられていくところであります。

観光振興への期待も大きく、多くの議員が議論を重ねてこられたところではございますが、さらなる充実に向け、重複を避け、残余についてお尋ねしたいと思います。

1点目は、中部圏への戦略的な取組についてであります。

まずは、三重県への観光旅行者がどの地域から来ていただいているのか、グラフでもって説明をさせていただきたいと思います。

(パネルを示す) この資料は、県の観光・交流室の平成22年の観光客の実態調査でございます。一部、宿泊者については、中嶋議員のほうからも別の資料でも説明がございましたが、改めて、確認の意味を含めて説明をさせていただきたいと思います。

一番左が三重県の全体の観光者がどの地域から来ていただいているかという数字であります。多い順に御説明を申し上げますと、関西圏が一番多くて、トータルで32.9%の方が三重県に観光に訪れていただいています。そして、その次に三重県内からの28.8%の方です。そして、3位が中部圏から27.1%の方が訪れていただいています。首都圏を含めて関東圏からは6.4%の方という状況でございます。

ごらんいただいておりますように、県内と中部と関西で三つを合わせると88.8%の方が三重県に訪れていただいている観光客の中の比率でございます。さらには、県内と愛知県と大阪府の三つを足せば63.3%ということで、6割強の方がこの3県から三重県内の観光客として訪れていただいているところでございます。

そして、真ん中が宿泊でございます。一番お金を落としていただく大切なお客さんでもあります。1番が同じく関西圏でございます、37.6%でございます。続いて、宿泊に至っては、中部圏が28.2%でございます。関東方面が14.4%という状況でございます。一番右が日帰りでございます。当然、三重県内が40.2%、そして、関西方面が30.4%、中部圏については26.7%という状況でございます。まず、これが三重県の観光客がどちらから来ていただいているかという数字でございます。

今、御説明させていただいたように、関西、中部圏から多くの方が三重県に観光に訪れていただいているところでございます。式年遷宮は今年の秋であります。県財政も非常に厳しく、費用対効果を十分考慮していく取組であるならば、そして秋までという短期間の営業戦略であるものならば、首都圏へのPRに力を入れていただくより、関西、中部圏にもっと重点的に取り組んでいくべきではないでしょうか。関西圏につきましては、これまでの議論で一定の理解はいたしました、予算規模的にもう少し厚く配分をし、充実させていただくよう要望させていただきたいと思っております。

残りの中部圏への取組については、なかなか見えてきていないというのが現状でございます。まずは、中部圏への営業戦略についてお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、名古屋方面への観光と物産の情報発信拠点として、三重の旅ナビゲーションを名古屋市中村区の桜通りカフェ内に平成23年12月に開設をされたところであります。桜通りカフェでは、他県のイベントが今月も4府県企画されており、地理的にも名古屋駅から少し離れたビジネス街でもあることから、認知度もやや低く、少し中途半端な活動に思われています。中部圏へのアンテナショップとなるような、三重の旅ナビゲーションの充実をすべきと考えますが、1年間の費用と効果はどうであったのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

さらに、中部広域観光推進協議会におきましては、昇龍道のPRと国内外への取組が行われているところでございます。残念ながら、新聞等のニュー

スでは式年遷宮等の情報を見かけませんので、式年遷宮を活用したPR活動を中部広域観光推進協議会へ依頼していただければいかがでしょうか。また、忍者や海女の姿でのキャラバン隊の実施等、マスコミに取り上げていただけるような話題性のあるイベントを実施してはどうかと思いますので、御見解をあわせてお聞かせください。

次に、2点目は、周遊性、滞在性の向上策についてお尋ねいたします。

観光キャンペーンのポイントの一つに、県内での周遊性、滞在性を高めるとあり、周遊パスポートを発行してスタンプラリーや各施設による割引等のサービスにより周遊性等の向上を図る企画であります。

2月に開催されました第4回三重県観光審議会の意見では、委員から、パスポートの成功事例がない、あるいは、パスポートをやるならIC化するなど、調査、分析につながる取組が必要ではないか、といったような厳しい意見が出されているところであります。そのことから、周遊パスポートのIC化を行うなり、パスポートの内容のさらなる充実を図るなど対応が必要と考えますが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、周遊性、滞在性の向上を目指し、地域企画型旅行商品に昨年从去年から取り組まれていますが、伊勢志摩から県内各地をつなぐ旅プランへの取組はどのような状況なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

3点目は、全国菓子大博覧会の誘致に向けてお尋ねをいたします。

全国菓子大博覧会とは、明治44年、東京赤坂において開催されて以来、約100年の歴史と伝統のある博覧会です。今年は5月に広島市で第26回大会が開催され、菓子産業並びに関連産業のさらなる振興と発展を願うとともに、開催地においても、知名度の向上や経済波及効果が期待されているところであります。

神宮の式年遷宮は今年で終わります。来年は熊野古道世界遺産登録10周年記念でございます。さらには、平成27年には日本のゴルフ大会の3大オープンである日本シニアオープン大会が津市の白山ビレッジゴルフで決定したそうでございます。

観光振興に向けては、継続した情報発信が必要であり、全国菓子大博覧会の平成29年の次期開催の打診が本県に来ていますが、ポスト式年遷宮として、全国菓子大博覧会の誘致を積極的に進めていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、御答弁をよろしくお願いします。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 私のほうから、全国菓子大博覧会の誘致に関して御答弁申し上げます。

全国菓子大博覧会は、明治44年の第1回に始まり、ほぼ4年に1度開催され、これまで25回を数えます。第26回全国菓子大博覧会は本年4月19日から5月12日までの間、広島市において開催されます。

こうした中、三重県での第27回全国菓子大博覧会の開催を目指し、三重県菓子工業組合が立候補しております。開催地選定の事務局である全国菓子工業組合連合会によると、複数の立候補があり、全国菓子大博覧会協議会による選定手続などを経て、広島市での第26回全国菓子大博覧会の最終日である本年5月12日に開催地が発表される予定とのことです。

三重県菓子工業組合が立候補に当たって作成をいたしました開催案によりますと、第27回全国菓子大博覧会は平成29年3月10日から3月26日の17日間で、仮称でございますが、津市産業・スポーツセンターにおいて開催され、目標入場者数は40万人とされております。

県としましては、三重県をPRする絶好の機会でもあり、商工業や農業などと菓子産業との連携を促進し、地域経済の活性化につなげていく意味でも、今後、主催者となる三重県菓子工業組合と関係団体との連携について検討を進めてまいりたいと考えております。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） 4点ほど御質問いただいたかと思っておりますけれども、まず、最初の2点ということで、三重の旅ナビゲーションの取組と成果、それから、中部広域観光推進協議会の活用状況についてお答

えをさせていただきます。

平成23年三重県観光客実態調査によりますと、議員のほうからも御紹介がございましたように、中部圏は本県来訪者の約3割近く、中でも愛知県は21%を占めておりまして、三重県観光振興基本計画においても重要な地域として位置づけているところでございます。

三重の旅ナビゲーション、桜通りカフェは、各地域の観光資源の発掘や磨き上げ、旅行商品の販路拡大等のため、平成23年12月、県と6市町、現在は11市町、この4月からは13市町となる予定でございますが、などで構成いたします三重の観光営業拠点運営協議会によりまして、名古屋市内に設置したものでございます。予算は約3700万円でございます。

カフェでは、三重の旬の観光情報の紹介や地域の特産品を販売し、三重の観光PRを行っております。12月から1年間でカフェへの来店者数は約2万5000人、三重への旅行相談件数は約950件でございます。三重の観光をPRするため、カフェでは会員市町ごとに二、三週間のフェアを実施し、地元メニューの提供や特産品を販売するとともに、ゆるキャラなどを活用したイベントも実施しているところでございます。また、会員市町の地域企画型旅行商品の販路拡大として、会員市町の特色あるメニューを選べるランチクーポン、食べていき～なクーポン、その手は桑名のはまぐり三昧クーポンなど各会員市町の地域企画型旅行商品の造成、旅行会社の中で旅行プランを企画するキーパーソンに対する観光情報及び観光商品の説明会、会員市町の事業者と名古屋駅周辺飲食店との食材マッチング交流会の開催、名駅地下街と連携したイベント「三重のゆるフェス2012」などを実施したところでございます。

カフェでは、フェアを楽しみにする常連客がつくなど、来店者数も増えているところでございます。認知度向上に向けまして、さらなる取組の強化をしていきたいと考えております。

また、中部広域観光推進協議会は、中部地域の広域観光や産業観光の振興を促進するため、9県3市、経済団体や観光関係団体、旅行会社等企业により設立されました。現在、会員は77団体となっております。協議会へは県か

ら職員1名を派遣しており、海外ミッションや海外での観光展をはじめとするプロモーション活動等を行うとともに、具体的な誘客のために国や他府県等と連携し、中部国際空港や関西国際空港を活用した旅行商品づくり、国内における中部地域の観光PRや商品造成、セミナーの開催などに取り組んでいるところです。特に、三重は遷宮でありますとか、忍者、海女といったところを売りにしてPRに努めているところでございます。

また、中部広域では、平成24年3月に中部運輸局が主体となりまして、中部広域観光推進協議会を事務局として、昇龍道プロジェクトを立ち上げております。昇龍道プロジェクトは、この5月に開催されます日台観光サミットに歩調を合わせまして、開催直前の13日からミッション団を台湾に派遣する、あるいは、台北駅で観光展を実施するなどの取組をしていただくことになっています。

今後とも、三重の旅ナビゲーション、桜通りカフェを拠点として、名古屋を中心とする中部圏へ三重県観光キャンペーンなど、三重県の魅力をPRするとともに、三重県観光キャンペーン推進協議会のメンバーでもあります中部広域観光推進協議会と連携し、広域連携によるスケールメリットを生かした本県への誘客促進に取り組んでまいります。

あと、観光審議会の意見を踏まえて、周遊パスポートのIC化等を検討してはどうか、また周遊性、滞在性の向上を図るべきということと、伊勢志摩から県内各地をつなぐ旅プランといった地域企画型旅行商品を検討してはどうかという2点にお答えをさせていただきます。

今年2月に開催をいたしました第4回審議会では、周遊性の向上のために実施する周遊パスポートについて、成功事例がない、現地に行けばもっと魅力があるものとする必要がある、旅行者の動向を把握するためのIC化を検討してはどうか、何が期待以上で何が期待外れだったのかなど満足度をしっかり検証し、次に生かすデータづくりが必要という意見をいただいております。

また、昨年7月に開催しました第3回の審議会では、観光は楽しいもの、もっと遊び心やユーモアを取り入れないといけない、県のすることは総花的

で具体的なものに欠ける、スタンプラリーをしてはどうかという御意見もいただいております。

周遊パスポートのＩＣ化につきましては、現在行われている東北観光博でも採用されておりますが、多額の費用が必要となることから導入には至りませんでした。しかしながら、旅行者の動向や満足度などの把握は重要であり、今回のみえ旅パスポートでは、発給時やグレードアップ時に属性や動向、満足度等を一定把握することとしております。ＩＣ化については、将来も見据え、キャンペーン推進協議会において、引き続き検討していきたいと考えております。

また、地域企画型旅行商品についてですが、三重県観光キャンペーンでは、誘客促進といたしまして、各地域部会で提案された企画を生かしながら、花や街道、餅やグルメ、ロケ地など、テーマ性を持って地域をつないだり、お伊勢参りの湯ごりの地として知られる榊原温泉、東海道中膝栗毛にも登場する桑名のハマグリ、日本書紀で神武東征の際の上陸地と言われる楯ヶ崎やイザナギの墓所とされる花の窟神社、七里の渡しや関の追分の一の鳥居など、遷宮による神宮の古材を訪ね歩く旅など、地域の観光資源と神宮と関連づけ、ストーリー性を持って地域をつなぐプランづくりに取り組むなど、県内での周遊性、滞在性を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔40番 前田剛志議員登壇〕

○40番（前田剛志） 数点にわたり、少し確認させていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、中部圏の営業戦略という部分の中で旅ナビゲーションの充実をという質問をさせていただきましたが、起点にしなごいろいろな取組をこれまでも実施してきたし、これからも実施をしていくという答弁だったのかなと思います。まだまだ私的には十分ではないのかなと思っております。もう少し戦略的に、どういう地域でどういう層を対象にどういうイベントをしていくのか、そういったことの全体がわかるような、中部圏としてこういう、一番地の利がいいわけですから、費用対効果が一番上

がる地域だと思えます。

したがって、そういういろんな取組を総合的に、戦略的に取り組んでいく必要があるのではないかなと思っております。ぜひとも、今、示せとは言いませんが、今後の活動の中で、今回の式年遷宮で終わるわけではございませんので、ぜひともお示しをいただきたいと思えます。その点について、まず、お聞かせをいただきたいと思えます。

それとともにもう二、三、聞かせていただきます。

旅ナビゲーションについてですが、数字的には出ておるんですが、まだまだ認知度も低く、少し、先ほども質問したように、中途半端な位置づけになっておるのではないかなと思えます。桜通りカフェの運営をよそがしていて、そこで物販、あるいは旅行相談を含めながらのPRをしていただいておりますという状況なのかなと思えます。費用的には安く上げていただいておりますところもあるのかと思えますが、中部圏を目指していくならば、どこまで目指すかというのもあるんですが、営業拠点として、そういった対象なり、どこまで求めるのか、アンテナショップとして取組をしていくのか、そういった部分も十分目的範囲を含め明確にさせていただきながら、さらには場所の選定なり、機能をどこまで求めていくのか、そういったことも十分考えていかなければいけないと思うんですが、旅ナビゲーションの充実に向けた見直し、検討をされるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それとともに、三つ目、周遊性と滞在性の向上策についてですが、IC化については調査もいただいたということで御苦労さまでございました。多額の費用がかかるということではございましたが、いろんなポイントカード制で分析のできる汎用のシステムであるならば、1カード300円でオリジナルカードがつくれる、または端末機もリース制度で借りることができる、そういった制度もございますので、既に三重県でもある団体においては導入がされております。そういったことを十分に調査をいただきながら、式年遷宮には間に合わないとしても、早期にポイントカード化を含めながら、調査、分析ができるIC化へ移行いただくべきと思えますが、お考えをもう一度聞か

せていただきたいと思います。

それと、もう1点、菓子博覧会ですが、前向きな御答弁をいただいたと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。日程のほうが少し、3月で菓子組合も検討しておったんですが、連休前後に変わるかもしれないという話も漏れ聞いております。ぜひとも前向きな取組に向けて御要望させていただきます。

以上、3点質問をさせていただきます。

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） まず、1点目の中部へ戦略的にということで、どういう層をとということですが、基本的には、今回、このキャンペーンにおきましては、遷宮ということでもありますのでシニア層、あるいは今の女性が旅行を引っ張るといふようなところもありますので、一定の年代の女性層といったところをターゲットに全体の情報発信等に取り組んでいるというところがございますので、この名古屋においても、そういった層を狙った形でのPR、あるいは旅行商品造成といったようなことを考えて取り組んでいるところがございます。

それから、旅ナビゲーションの見直しでございますが、できてまだ1年少々というところもありますし、ここの機能は、見せる部分は当然この桜通りカフェということなんですけれども、実は、一番の売りは、各地域で磨き上げていただいた旅行商品を具体的に各旅行会社に売り込むという営業する部分で、いろんな申し込み等も含めて生産管理ができるという機能がこの1階とは別に、このビルの9階にあります。そことセットになっての営業拠点の運営協議会ということになっておりますので、見せる部分につきましては、若干、ビジネス街ということもありまして、人通りの部分ではそれほど一等地ということではございませんが、こういったでき上がった商品も一定見せつつ、三重県をPRし、知名度・認知度を上げる名古屋での拠点としてこの場を持つということを取組を始めて、各市町が参加してこの協議会を運営しておりますので、一定、そういうところで効果がないということになれば、ある程度続けた段階で見直すこともあり得るかもしれませんが、今はこう

いった形でさらに強化をするという方向で続けたいと思っております。

それから、ポイントカード、ＩＣ化の話につきましては、協議会の中で官民で一体的にこのキャンペーンを推進しておりますので、そういったところでも、当然ＩＣ化について御議論もいただいておりますので、その中で引き続き検討をさせていただきたいと、このように思っております。

〔40番 前田剛志議員登壇〕

○40番（前田剛志） ありがとうございます。

名古屋圏、中部圏について、先ほど言われた観光営業拠点運営協議会が中心となってという部分もございました。ややもすると、この観光営業拠点運営協議会というのが全市町が加入をしていない状況の中で少しどうなのかな、もうこれ以上議論は深めませんが、というところもございます。ぜひとも県として主体性を持ちながら、戦略性を持って名古屋圏、中部圏への営業戦略を企画もいただき、お取組もいただきますことを要望させていただきたいと思えます。

それでは、時間の関係もございますので、次の項目に移らせていただきます。

2項目めは、命を守る防災・減災対策の充実についてお尋ねをいたします。

東日本大震災を受け、本県では津波浸水予測調査の実施、今年度末までに三重県緊急地震対策行動計画の実行等、2年間にわたり積極的に取り組まれてきたところでございます。

1点目は、緊急地震対策行動計画の成果と課題についてお聞かせいただきます。

昨年の代表質問では、防災に関する県民意識調査結果で、地震への関心は95.1%と高いが、自助への取組が47.1%と緩やかな伸びにとどまっており、行動へつながる対策が必要であり、広報による啓発事業ではなく、自主防災組織等による地域での取組が重要である、と質問をさせていただきました。

知事からは、災害から生命、財産を守るためには自助が基本であり、県民自らが行動していただくことが重要だと考え、県民の皆さんが地域における

実践的な訓練や体験学習に取り組むとともに、マスメディアによる広報についても、災害の危険性など知識の習得が中心であったが、高まっている防災意識を行動につなげていく方向に変えていきたい、との答弁でございました。

昨年の防災に関する県民意識調査結果におきましては、残念ながら、1年間というか、半年取り組んでいただいた結果ではございますが、数字だけでは判断できない部分もございますが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつあると答えられた方が41.9%に上っております。

自助の取組におきましては、少し調査方法を変えておりますので比較しにくい部分もございますが、家具の固定については51.8%と緩やかな伸びにとどまっております。このことから、防災意識の低下防止策や防災意識から家具の固定や白い小箱の促進等の自助への行動へつながる対応策について、自主防災組織でのモデル事業等新たな取組が必須であると考えますが、1年間、緊急地震対策行動計画に取り組まれた知事の御所見をお聞かせ願いたいと思います。

次に、2点目は、新地震・津波対策行動計画の中間案についてお伺いいたします。

2月9日の防災会議で提示された、新地震・津波対策行動計画の中間案については、液状化対策の記載が見当たらず、緊急地震対策行動計画の中では、東日本大震災の被災地状況調査を実施するとのことでした。調査結果と今後の対応をお尋ねしたいと思います。あわせて、災害時要援護者の避難誘導対策は、個人情報保護法が障害となり、地域での把握すら困難な状況でございました。国の法改正により、要援護者の名簿作成を市町村に義務づける方針でありますので、地震・津波対策計画の中でどう対応されるのか、方針をお聞かせいただきたいと思います。

以上、御答弁もよろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 緊急地震対策行動計画に取り組んできての所見ということと、あと少し家具の固定化のことも触れていただきましたので、その自助

の取組について、少しだけ触れさせていただきたいと思います。

東日本大震災の発生を受け、待ったなしの危機感から、昨年度策定しました、三重県緊急地震対策行動計画につきましては、今月、庁内の防災対策会議を開催しまして、その成果とともに、これからの対策の方向性について確認することとさせていただいております。

一部、成果を御紹介いたしますと、避難路を自治会や自主防災組織の皆さんが自らの手で整備をしていただいたり、あるいは、みえ防災コーディネーターの方が主体となって避難所運営訓練を行っていただくなど、行政が主導して住民が参加するという従来型の防災から、住民主導の防災へと確実に変わってきており、望ましい姿に向かって前進していると感じているところであります。

さて、自助の関係のお話であります。私は、昨年の前田議員からの御質問に対しても答弁させていただきましたように、災害から生命、財産を守るためには自助が基本であり、県民自らが行動していただくことが重要であると考えております。

このことに関連しまして、本年度、県では自助にかかわる特徴的な取組を行いました。津波避難に関する三重県モデル事業であります。一人ひとりの津波避難計画、これをMyまっぷランと呼び、このMyまっぷランを活用して、地域や市町の津波避難計画を策定するというもので、伊勢市、熊野市において、そのための実証実験を行いながら事業を進めてまいりました。伊勢市、熊野市ともに、大変多くの住民の皆さんに御協力いただきまして、参加者の方々からは、今回の取組によって住民の意識が向上したとか、この意識を継続していくため、今回のような取組を毎年実施すべきであるといった前向きな意見を多くいただいたと聞いております。

今後は、このMyまっぷランの活用による地域の津波避難計画づくりを県内各地へと水平展開していく予定であります。この取組にかかわる人を増やしていくことができれば、それがそのまま自助意識の向上と拡大へとつながっていくものと期待しているところであります。

一方、家具固定の取組状況でありますけれども、先ほど議員からも御紹介いただきました、防災に関する県民意識調査によれば、今年度、固定している人の割合が約52%となっており、年々増えてはいるものの、昨年度と比較してもわずかな伸びにとどまっています。津波からの避難についても、建物の耐震化や家具の固定化がきちんと実施されていて、たとえ強い揺れに襲われたとしても、建物の中に閉じ込められないことが大前提であります。

Myまっぷランの作成に向けて、今後、地域で話し合っていたく際には、まずは避難の前提となる耐震化や家具固定化がなされているかどうかをお互いに確認していただき、行われていない場合には、その方々に対して実行を促していただくなど、そうした議論の進め方が地域で取り組む際の定番となるよう、技術的な支援をしていきたいと思っております。

家具固定に関しましては、三重県防災会議防災・減災対策検討会議の委員長で、本県の政策アドバイザーでもある関西大学の河田恵昭教授からも、会議の場において、様々な事情から直ちに家屋の耐震化を行うことが難しいとしても、せめて家具固定を行うなど、県民に何らかの行動を起こさせるための行政からの強いメッセージが必要であるとの御意見をいただいているところでありますので、そうしたことから、まさに、行政として強く発信していきたいと考えております。

また、議員の御質問の中にもありました、1年たって危機意識が薄れているということについては、緊急地震対策行動計画の様々な取組、できたものも、できていないものもありますけれども、大変、私も危機感を持っているところでありますので、議員の御指摘も踏まえて、謙虚に、しかし、そして意識がしっかり高まるように、丁寧に市町と一緒に努力をしていきたいと思っております。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 私のほうからは、液状化状況調査の結果をどのように生かしていくのかということと、災害時要援護者の個別支援計画の作成等々にどのように対応していくか、その2点について答弁させていただき

たいと思います。

本県におきましては、東日本大震災におけます大規模な液状化被害を踏まえまして、三重県緊急地震対策行動計画の行動項目の一つに、液状化対策の基礎とするために、東日本大震災被災地状況調査の実施を掲げまして、現在、実施しております地震被害想定調査の中で液状化危険度予測を行うこととしまして、学識経験者の被災地調査結果など、必要な情報収集を行ってまいったところでございます。

その結果、例えば揺れの継続時間の長さが大規模な液状化につながった可能性があるといったことなどが明らかになってまいりました。

今後、地震被害想定を進めるに当たりましては、これらの情報を踏まえますとともに、国が南海トラフ巨大地震の被害想定において採用しました評価手法、これを用いまして、最新の地盤データなども加味しながら、前回、平成16年度調査よりも詳細なメッシュによります液状化危険度、これを示してまいりたいと考えております。

県としましては、この液状化危険度を県のホームページで公開するなど、様々な手段による広報に努めまして、県民の方や事業者にとって必要な地盤対策等を促してまいりたいと考えております。

次に、災害時要援護者の避難誘導対策にとって必要な対象者名簿や個別支援計画の作成でございますけれども、これも、先ほどの液状化と同様、三重県緊急地震対策行動計画の上に掲げております。災害時要援護者の個別支援計画の策定促進、また、避難訓練への参画の促進、これらを行動項目として掲げておりまして、市町におけます避難支援体制の整備を進めてまいったところでございます。

現在の県内市町におけます取組状況でございますが、要援護者対策の基本的な方針を明らかにしました全体計画、これは全市町において既に策定されております。また、要援護者の情報を掲載しました要援護者名簿を整備しておりますのは、平成23年度の11市町から、本年度は22市町に増えたところでございます。

しかしながら、要援護者と避難支援者との関連づけ等を示して、災害時に要援護者の避難支援を行う際に活用されます個別支援計画でございますが、これにつきましては、個人情報保護の問題とか、避難支援者の理解や確保の問題とか、さらには、要援護者自身の方の防災意識の問題など多くの課題もございまして、個別支援計画を策定済みの市町は8市町にとどまっております。

このため、平成25年度におきましては、個別支援計画の策定を促進するとともに、避難時に活用できます避難支援計画づくりを目指しまして、地域減災力強化推進補助金の中で、災害時要援護者の避難支援体制の整備に向けた補助メニューを新たに設けまして、地域支援者や関係者による支援ネットワークの構築、また、要援護者も参加した地域住民によるワークショップ等での避難支援計画、避難支援マップの作成、さらには、要援護者も参加しました地域の避難訓練の実施、これらを支援することとしてございます。

こうしたことを踏まえまして、新地震・津波対策行動計画の策定においても、災害時要援護者の個別支援計画作成の促進を行動項目に掲げてまいりたいと考えております。今後、関係部局と連携しながら、市町と具体的な目標を協議し、中間案、さらには最終案の作成に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。なお、この中間案はまだどんどん修正を加えておりました、14日の防災・減災対策検討会議の場で委員の皆さんに議論をしていただき、知事も答弁の中で申しておりましたけれども、21日の庁内の防災対策会議において方向性の確認をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔40番 前田剛志議員登壇〕

○40番（前田剛志） ありがとうございます。

まず、防災対策、非常に幅が広く、かつ、今、御答弁いただいた液状化なり要援護者対応なりという多くの難しい課題が山積しておるかと思えます。でも、せっかく新たな中長期にわたる行動計画をつくられるのであるならば、やはり正しい情報は正確に県民の方々にお伝えをしていただく必要もあろう

かと思えます。そこところは、ぜひとも隠すことなく、言葉は悪いんですが、逃げることなく、隠すことなく、オープンで正確な情報を御提供いただければと思えますので、その点について御要望申し上げたいと思えます。

そして、自助への取組でございますが、知事と基本方向性は一緒なのかなと思っております。ただ、私が言いたいのは、阪神・淡路大震災が平成7年にごさいました。その後、経過を見てみますと、私はずっと防災に取り組んできたんですが、悲しいかな、二、三年するとほとんどの方の防災意識が低くなってきたという状況、これはもう現実でございます。

今回も、昨日2周年を迎えて報道がされて、イベントなり報道がありましたので、意識としても再度よみがえってきたところもあろうかと思えますが、どうしても記憶が風化していく、これは世の常でございますので、いつまでもこの防災意識を高めていくというのは難しいのかなと思っております。

そのためにも、今、防災意識が高いときに、何か新しいアクションを起していく、今だからこそやれる、地域で広がる、そういうチャンスもあろうかと思えます。ぜひともこのチャンスを生かしていただきたいと思っております。

知事から答弁のあった避難計画に対するモデル事業の水平展開、これだけでも本当に大変だと思えます。ただ、津波避難というのは海岸部だけでございます。じゃ、山の方は、地域の防災力を高めなくていいのかな、そういう疑問が私は残ります。何をすれば効果的だということは非常に難しいというのも承知はしておりますが、であるならば、やはり自主防災組織をいかに活性化していくのか、このことが最大の鍵になってくるのではないのかなと思っております。

平成23年度に自主防災組織の実態調査をされた中では、30.4%の自主防災組織が全く活動していないという実態でございます。そして、活動している地域でも48.9%の地域が役員と一部の住民だけの行動である。この調査から震災後変わってきたかもわかりませんが、正直形だけの自主防災組織になっているというのが現状だと認識しております。知事も多分一緒の認識を

していただいていると思うんですが、それならば、一步前へ踏み出していく、自助の取組という部分の中で何か白い小箱というのを今年、来年やられる、こういうビラを（現物を示す）配られて啓発活動を実施される、これは備えですよね。備えの部分の中で備蓄品を啓発していく、あるいは広報の部分でもいろいろな広報を昨年に引き続き実施される。ただ、広報予算についても、前年度2382万から今年662万円と、4分の1の広報費に削減がされております。非常にそういった部分の財政が厳しい中ではあるんですが、今、費用対効果からいくと、チャレンジすれば一番効果が出やすいタイミングでもあろうかと思っておりますので、ぜひともその自主防災組織の活性化に向けた、避難だけではなく、山間部の方でも共有できるような防災意識の高いところであれば自助の取組を家具の固定なり、白い小箱の推進なり、そういったモデル地域を県として誘導策としてつくっていただいているかどうかと思っておりますが、その点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 自主防災組織などに続いて、その地域の防災力の基礎、ベースをしっかりとつくっていく。それを今だからこそ、みんなが喉元過ぎればならないときにやるべきだということの認識は私も議員と一致しております。

今、自主防災組織に関しましては、市町と連携するということが大事であるということと、それぞれの訓練や自主防災組織などの要請により、うちの技術指導員なんかも行かせていただいて、もっとこういうふうな、それは津波地域、沿岸地域にかかわらずですけれども、こういう訓練をやればもっと効果的ではないか、こういうふうに住民参加したらいいんじゃないかというような、個別の指導もさせていただいておりますので、そういう部分をもっと強化していったりということだと思いますし、また、白い小箱については、まず今年は知名度向上ということで、県内の半数に及ぶ市町でキャンペーンをやらせていただきました。議員からも御指摘のあったような、この白い小箱を生かした、あと、自主防災組織も絡めた防災力のベースをつくっていくということについては今後もしっかり考えていきたいと思っておりますし、今だか

からこそ大事だということですので、スピード感を持って対応していきたいと思いを。

〔40番 前田剛志議員登壇〕

○40番（前田剛志） 前向きな御答弁ありがとうございます。

ぜひとも厳しい財政の中ではございますが、やはり県民の生命を守ることは何よりも私は優先すべきだと思っております。後で質問させていただく、強震動対策も含めながら、自助の取組に向けて、新たな一歩をこのチャンスのタイミングで実施いただきますことを強く要望させていただいて、次の項目に入らせていただきます。

3点目は、県民の強震動対策の充実についてであります。

3月3日に開催されました多気町主催の防災フォーラムでは、講師の三重大学の川口准教授が、交通事故で死亡する確率は0.2%である。がんで死亡する確率は6.8%である。30年間で震度6の大地震が起きる確率は88%であるという説明がございました。まずは、住宅の耐震化が第一であります。家具の転倒防止策をとることや、住宅の耐震化対策を第一に実施するべきであるという講演でございました。共助の仕組みだけつくっていてもだめである。住民一人ひとりが対策をとって備えることが大切であると訴えられたところであります。

まさに、先ほども議論させていただきましたが、東日本大震災で想定外の大津波による被害が甚大であったので、共助、公助による津波対策が、ややもすると中心となり、津波の前に備える自助で行う強震動対策がおろそかになってはいないでしょうか。そのためにも、住宅の耐震化を促進していかなければなりません。

こちらの表でございますが、（パネルを示す）今の三重県の耐震補強状況について、取組について、補助制度と実施数についてまとめられた表でございます。

一番上につきましては、木造住宅の耐震補助が全額出るんですが、昭和56年以前の木造住宅でございますが、平成14年からずっと各年度で取組がされ

できております。11年間で延べ、この右下の合計でございますが、2万9988戸の耐震診断が補助を受け実施をされております。1年間に平均をしてみますと、11年間でございますので、2726戸の耐震診断でございます。一番ピークが、ごらんいただいたとおり、平成23年の4025戸が最大のピークでございます。まさに東日本大震災が起きたときは耐震診断も4000戸に一番ピークを迎え、もう24年度においては3000戸、まだこれは最終ではございませんが、既に1000戸、耐震診断ですら減っておるといふ状況でございます。

続いて、耐震設計の補助でございます。

これもまだ平成21年からスタートしたばかりでございます。累計まだ1363戸しかないという状況でございます。

そして、一番肝心なのが、どれだけ耐震補強工事を補助を受けて実施いただいたかというところでございます。平成16年からの9年間でトータル、何と1607件しか、あくまで補助を受けた耐震補強でございますが、実施されていないという、逆の言い方でございます。同じくピークにつきましては、平成24年度の現在進行形でございますが、411戸が最大でございます。これは、23年度の東日本大震災を受け、4000戸にわたる調査をし、そして、次年度に向けて、23、24年度と多くの設計がされ、そして施工に至ってきておるといふ状況でございます。

そして、続いてもう一つ、耐震補強の住宅耐震化率の現状と目標についてでございます。

(パネルを示す) これは促進計画の数字でございますが、左のほうに平成23年度末の推計を出ささせていただいています。耐震化率82.2%、要するに、残っているのがこの赤だと、耐震補強が必要な住宅が12万1670戸残っていますということで、その率が82.2%です。そして、耐震促進計画の中でいくと、平成27年度末に、国の法律ですが、耐震化率の目標を90%にしろという計画がございます。三重県も当然これに基づいて取組がされておるところでございます。

90%にしようと思うと、耐震補強残の戸数を6万8890戸まで減らしてい

なければいけないという計画でございます。もう既に平成25年に入ろうとしておる中ではございますが、この数値的に、23年から27年の間に2万1200戸耐震補強をしていかなければいけない。したがって、ここに書いてあるように、1年間に何と5300戸の耐震補強を実施していかないことには、この目標がクリアできないというところでございます。

先ほど説明させていただいたように、9年で実施してきた中が、戻って恐縮でございますが、（パネルを示す）数字として1607戸であります。さらには、最大でも、改修の最大が平成24年度の411戸という状況でございまして、年に5300戸の耐震改修というのは、何か夢物語のような数字ではないかというのを感じておるところでございます。

そこで、お尋ねしたいのが、来年度予算で、県の予算ですが、残念ながら30万円の県単補助がカットされました。これは国の15万円の上乗せがされたという部分の中で、県として仮の30万円で撤退されたという部分は一定の理解はいたします。しかし、今、御説明させていただいたような状況の中から来年度の463戸の補強や、あるいは補強目標や、平成27年度末の耐震化率90%の目標達成は可能なかどうか、現時点における御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

また、耐震診断済み戸数が、先ほども表で御説明させていただいたように、約3万戸ございます。実際、補強をされたのが1607戸ということで、多くの方が耐震診断まではしていただいたんですが、補強に至っていない2万8000戸ぐらいが残っておるという状況でございます。きっとフォローがされていないのではないかなと思いますので、ぜひとも、電話なり、手紙なり、そういったものでフォローを実施いただくことによって、耐震補強工事の促進を行ってはどうかと思っておりますので、お聞かせください。

あわせて、来年度に新地震・津波対策行動計画の策定をされます。そして、国においても、特定建築物等の法改正が予定されておるところであります。耐震改修促進計画の見直しを早期に、タイムリーに実施をすべきと考えますが、あわせて御見解をお聞かせください。

最後は、避難誘導看板等の取り付け促進策についてお尋ねをいたします。

津波対策として、市町では避難所等への誘導や海拔表示の取り付けを津波浸水が予想される全ての地区で取り組まれているところでもあります。これまで海拔表示札やシールがどの程度取り付けられてきたのか、まずはお聞かせをいただきたいと思います。

また、中部電力の柱には無償の確認書を県で交わしていただいておりますが、促進に対して大きく寄与していただいているところではあります。NTTの柱については対象外となっておりますので、早期に無償の覚書を県で実施していただくべきではないかと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、民間企業では、スポンサーの協力をいただき、市町の避難誘導とスポンサー名等の広告つき看板の取り付けを実施されているところでもあります。これでございます。(パネルを示す) シンプルなものでございますが、避難所の方向を示したもの、海拔表示、そして、ここにはスポンサーの企業名なり看板を記載いただくという内容です。これは巻き看板といいまして、電柱に沿って巻かせておるような看板でございます。こちらは袖看板といいまして、電柱からぼこんと外へ出ている四角い看板でございます。同じく避難所の方向、場所、海拔表示、スポンサーの名前等が記載できるようになっております。この看板でございます。

既にこの看板につきましては、13市町と協定を締結され、県下約450カ所で取り付けられておるところでございます。四日市市におかれては、昨年4月より道路二次占用料の面積に応じた減免を実施されているところでございます。三重県で、市町が取り付ける避難誘導看板については道路二次占用料金が全額免除となっております。先ほど説明させていただいたスポンサー企業の負担による看板についても、大部分が避難誘導でございますので、ぜひとも避難誘導看板と同等の扱いをいただき、スポンサー企業の負担軽減のためにも、避難誘導広告つき看板の道路二次占用料金の面積に応じた減免を実施いただき、取り付けの促進をしていただくべきと考えますが、お考えをお

聞かせたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○**防災対策部長（稲垣 司）** 電柱の看板表示取り付けの現状でございますけれども、平成25年1月末現在で、中部電力からは電柱2315本、関西電力からは電柱243本、合計2558本に取り付けが完了しております。一方、NTTでございますけれども、本年3月中に確認書を締結できるよう、現在、協議を進めているところでございます。

以上でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 木造住宅の耐震化について御答弁させていただきます。

本年度においては、当初に計画した件数を大幅に上回る設計と工事の補助要望が寄せられており、今議会に1億6000万円余の補正予算も計上させていただいております。また、来年度当初予算についても、今年度の当初と比較して32%増の2億8000万を計上しているところでございます。

それと、工事費の低廉化を図るということも促進においては重要だということで、安価な耐震工法を新たに補助対象にする取組もしております。さらに、議員御指摘の、耐震診断の受診を補強につなげるということで、ダイレクトメールによる補助制度の周知とか、相談会における補強方法の個別相談を一部市町で実施していただいております。成果が上がっていることから、このような効果的な取組が県内全市町で行われるように働きかけていきたい、このようなことを通じて、耐震化率の目標に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、現行の耐震改修促進計画の見直しですが、これは平成19年3月に策定したもので、東日本大震災での課題とか、南海トラフ巨大地震による被害想定が反映されていないため、南海トラフの被害想定及び法律等の改正を受けて、県でも見直す必要があり、国や他県の動向も注視しながら早期に対応していきたいと考えております。

最後に、避難誘導看板の取り付け促進ということで、この看板については、東日本大震災の教訓からも、地域住民の避難誘導に効果があると考えておりまして、県におきましても、県管理道路の道路占用料について、今後の市町における減免措置の状況、それと市町からの要望。

○議長（山本教和） 答弁は速やかに終結願います。

○県土整備部長（土井英尚） 避難誘導標識のついていない広告との公平性の視点などを踏まえて減免措置を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔40番 前田剛志議員登壇〕

○40番（前田剛志） ありがとうございます。

終結いたします。（拍手）

○議長（山本教和） 35番 青木謙順議員。

〔35番 青木謙順議員登壇・拍手〕

○35番（青木謙順） 皆さん、おはようございます。自民みらい、津市選出の青木謙順でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきますが、本日、午後からは4番バッターで我が会派のトリで新婚うきうきの村林議員が控えてみえますので、私はその前座ということで、2番バッターとしてバントでつながぐぐらに粛々と進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

先日、中嶋議員も冒頭に話をされていましたが、不肖、私もこの4月で丸10年の節目を迎えます。これまでいろいろと振り返ってみますと、いろいろなことがございまして、地域の皆様や各関係者の方々、同僚の議員、また、執行部の皆さんにお支えいただき、ここまでやってくることができました。改めまして、皆様に感謝を申し上げたいと思います。

この10年を振り返る中で、私個人的には、今年、感慨深い思いをさせていただいたことが一つございました。それは、三重県と台湾との交流でございます。このことにつきましては、8年半前になるとと思いますが、一般質問さ

せていただいております、その年度の終わりに日台友好三重県議会議員連盟が発足しております。実際にはいろいろなことが重なり合って議員連盟が発足したわけですが、私がこのときに行った一般質問のもとになる話というのは、かつて台湾の交流協会に勤務していた、私の教職員時代の教え子から聞かせてもらった話が発端であったこともございまして、個人的には非常に思い入れの強い議員連盟でもございます。

当初は、水谷隆会長のもと、構成議員26名でスタートしました議員連盟ですが、その後は、会派の垣根を越えて御賛同いただき、現在では正副議長も含めた50名の全議員が参加していただいている最大規模の議員連盟になってございます。

また、最初のころは、台北駐大阪経済文化弁事処のアドバイスもいただきながら、同じ三重という名前でも共通している御縁もありまして、当時の三重市との交流から始まり、現在は合併により、台湾最大の人口400万人を持つ新北市、ここはかつての三重市、現在の三重区を含む都市でございますけれども、新北市や首都である台北市をはじめ、台湾各都市との交流にまで発展しております。

議員連盟の規約には、「台湾との観光、文化、芸術、スポーツ、産業などの諸分野における交流を促進すること」という目標を掲げ、これまで活動を続けてきました。特に観光及び産業分野においては、三重県のほうも鈴木知事就任以降、今、先ほどの前田議員の答弁にもありましたが、矢継ぎ早にいよいよ交流しまくるという勢いでございまして、大変喜ばしく思っております。

先月も陳代表御夫妻が来県されたり、台湾ランタン祭りに知事御一行や奥野議員をはじめ、鷹山会派家族団が参加されたとも伺っております。

今回の取組を大きな大きな最初の一步と捉え、次のステップへと進めてもらえるとありがたいと思っております。とりわけ、私は教育文化交流など、次世代を担う子どもたちや若者の交流をもっと進めていくべきだと思っております、それがひいては、将来のリピーターにつながりますし、交流のき

ずなを未来へつないでいくことになると考えているわけですが、知事はどのようにお考えでしょうか。

先日の中森議員の代表質問の際、知事は5月に開催される日台観光サミットをスタートと捉え、一過性のものに終わらせないようにということを力強く語っておられました。きっと、胸に秘めた熱い思いがあるのではないかと推察するんですけども、今年の具体的な取組などは、また、常任委員会等で聞かせていただきますので、今日は最近の関係者との交流の中で感じられた可能性等も交えながら、将来を見据えた知事の熱い思いの部分の部分を聞かせていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 台湾との連携、交流、特に教育や文化の面など、私の考え方ということでございますが、現在、台湾と三重県の交流連携の重点強化期間として、観光をはじめ、産業や物産など様々な分野で交流連携を図っているところであります。具体的な取組については、ここでは省かせていただきますが、特に先般のランタンフェスティバルに参加させていただきましたけれども、そのフェスティバルの壮大さと熱気、それから、先方の我々に対する歓迎ぶり、そういうものに大変感激したところであります。

先ほど議員からも言っていただきましたように、一過性に終わらせない仕組みづくりが今後必要だというふうに考えておりますけれども、そのためには多様な主体とともに、台湾との相互交流を進めていくことが重要であると考えています。

今、もうよく御存じの例だと思っておりますけれども、教育、あるいは文化に関する交流の事例を二つ申し上げます。

ランタンフェスティバルには津市の安濃津よさこいチームが12年連続して参加しました。一方、昨年10月に開催された津まつりの安濃津よさこいに台湾から5回目の出場となる女子高校生のチームが参加するなど、息の長い草の根による相互交流が続いています。

また、本年9月には、高校生国際料理コンクールが多気町の相可高校で開

催され、相可高校と料理を通じた交流を行っている台北の開平高校も参加予定であると聞いております。ちなみに、日台観光サミットでは、この両者、安濃津よさこいのメンバー、それから、相可高校のメンバーにお手伝いをいただく予定であります。

将来を担う若い世代の文化や教育を通じた交流は、三重県と台湾の関係を未来に向けて発展させていく上でとても重要であります。日本人学校と三重県出身者とのつながり、あるいはハチ公の飼い主である上野英三郎氏と台湾の関係、あるいは私が去年行ったときに訪れましたけど、故宫博物館との関係など、これからまだ幾つかの交流の芽が今申し上げたもののほかにもたくさんありますけれども、そういう芽もございますので、教育、文化等の面においてもさらに様々な交流が生まれて、次世代へつなげていけるように努力をしていきたいというふうに思っておりますし、そこに当たりましては、青木会長をはじめ、日台議連の皆様のお力もおかりして、関係者と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

しかしながら、まずはせっかくなかち取りました日台観光サミットですのでそこでやはり台湾から来ていただいた方々に三重県でサミットをやってよかった、三重県と交流していくことに価値があると思っただけのように、そのサミットの大成功に向けて全力を傾けていきたいと思えます。

[35番 青木謙順議員登壇]

○35番（青木謙順） 今、具体的な取組、これからの思いをお伝えいただきました。今相可高校の話も出て、日台観光サミットの中で効果を出していただくと非常にありがたいと思っておりますし、今も高校生国際料理コンクールを9月にやるということもお伝えいただきましたけれども、その割には来年の予算で必要な備品、消耗品、ずっと見ましたら120万円と書いてあったので、世界レベルのコンクールの県の支援としては十分なのかなとちょっと心配する部分もございますけど、中身で勝負というところで期待したいと思えます。

また、今、四日市ドームでお会いした、民間の台湾とのつながりの関係の

方とか、いろんな方が三重県内にもお住まいなのかなということも気づかせていただいて、相互的にきずなを深めるということも大事なのかなと、気づかせていただきました。

また、この議場にも100人近い人がみえるわけですが、関係者が台湾にみえるとか、小島議員御夫妻のように、かつて日本人学校に勤務してみえたとか、そういう台湾に縁のある方というのは結構みえるのではないかなと思っております。

これからも、知事の御答弁にありましたような熱い思いを持って、これのきずなをより強固に、そして未来へつないでいただきますようお願いいたします。まして、あっさりとした次の質問に進みたいと思います。

次に、そこに暮らしたいと思う人の誰もが暮らし続けるために、長いパート2でございますけれども、パート1から4年ぶりにこの題で質問させていただきますので、鈴木知事には初めてということになります。

県議会議員というのは地域の代弁者であると同時に、県全体のことも考えなければならない、二面性というのを持っているわけですが、私もこれまでの一般質問では、先ほども触れました台湾との交流の件を含めて、全県的な課題というのと、それから、地元中勢地域の課題のバランスを考えて質問するには自分なりには心がけているんですけれども、しかし、ここ数年は、県立一志病院のこともございまして、どうしても地元課題のボリュームが大きくなっていったのは事実でございます。

特に、昨年度というのは、ここが踏ん張りどころだというような、そんな感じがしましたので、当時、担当理事であった、今は2列目ですけれども、去年は3列目だったかな、稲垣総務部長には随分厳しい質問もいたしまして、いろいろ津市とか三重大学にも頻繁に調整に出向いていただいて、一志病院のために随分御尽力いただいたと伺っております。おかげさんで、津市による寄附講座というのを開設されたり、家庭医の育成拠点として整備も進めていただき、地域の方々からも不安の声を聞かせていただくことはほとんどなくなってきたということが事実でございます。地域の方々にかかわって、改め

てお礼を申し上げまして、最近の地域課題に関係する質問のほうに入ってまいりたいと思います。

ここで、パネルを1枚用意しましたので、ごらんいただきたいと思います。

(パネルを示す) これ、全県的な話でございますが、三重県内の29市町の人口変容予測ということで、先日の経営戦略会議の中で提出されている、「未来年表から見る県政の中長期戦略」という資料の中の1枚なんですけれども、2010年を100としまして、2020年、2030年の市町別の人口推移が示されてございます。

ずっと色別になっていて、ちょっと小さいのでわかりませんが、100という2010年が基準です。この白いところ、川越、朝日だったら白いところがございますけれども、110以上と。100から110が黄色いところでございます。あと、細かいことを言うと切りがございませんので、あとどんどん色が変わってきて、赤が非常に厳しいと、こういうことになっております。

このデータを見ると、県南部の人口減少が顕著でございまして、昨年、知事の打ち出された、今回もいろいろと議論になっておりますけど、南部地域活性化のための事業展開というのは、方向性としては間違っていないかなという、裏づけになっているのではないかと考えています。

さて、その市町単位でデータを見ると、市町村合併というのがございましたので、先ほど述べたような結果になるんですけども、このような市町単位のデータだけでは過疎化の進む中山間地域への支援を考えるのは少し短絡的であるかなと考えております。過疎地域自立促進特別措置法においても、合併前の町村単位で過疎地指定を行えるみなし規定を設けてありまして、南部地域活性化プログラムの対象地域以外でも、例えば津市とか松阪市が指定を受けております。

これは、過疎の進む地域の支援というのは、合併してもなお、基礎自治体単独で行うことは困難であるということでございます。

誤解のないように申し上げますけれども、私は別に南部地域の活性化事業

に反対しているわけではございません。ぜひ、今後もさらに力を入れて進めていただきたいと思いますと思っているのですが、ただ、対象地域以外にも同じように過疎化が進んでおり、若者の流出、それから、著しい少子化の進行に苦しんでいるというか、悩んでいる地域もございます。

今さら対象地域の見直し議論を蒸し返すつもりは全くございませんけれども、それぞれの地域課題に即した、やはり暖かみのある手厚い支援や対策を講じていただきたいと思いますし、本日は、その中でも特に、ずっと病院のことをやっていたので、特に今日は教育と交通政策を取り上げますが、ぜひ、暖かみのある答弁をお願いしたいと思います。

そして、中高一貫教育とコミュニティ・スクールというのに入っていくんですけれども、さて、皆さんも御存じのとおり、私の地元になりますが、白山・美杉地域は他の過疎地域などと同様に人口減少、とりわけ少子化が進行している地域でございます。この4年間で、白山・美杉地域の人口は7%弱の減少をしておりますが、15歳以下の人口は15%を超える減少率になっております。私は美しく豊かな自然と文化に恵まれたこの地域から、子どもたちの姿が減っていくことは大変憂慮すべきことであると思っています。

こうした中、県立白山高校では、平成13年度から相当たつんですけれども、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指し、白山・美杉地域における連携型中高一貫教育を導入して、中学校と高等学校の教員交流や生徒交流を充実するとともに、地域とより一体となった教育活動を展開するなど、中高の連携を核として、教育活動や教育内容の一層の改善・充実を図っていただいております。

私は、この中高一貫教育については、地域の子どもたちが地元に残る可能性を広げてくれる非常にいい制度だと考えてございまして、大変評価しております。また、白山高校で毎年開催される、高校生入門講座というものがあるんですけれども、白山・美杉両中学校の3年生全員が参加をしていることや、白山高校の野球部の大会に中学校のブラスバンドが応援に行くということなど、連携している各校において様々な取組が行われておりまして、地

域の教育関係者や保護者の方々からも一定の評価をされていると理解をしております。

しかしながら、さきにも述べました、少子化の急激な進行により、この制度による入学者数が一定のところまで横ばいになっているという課題もございます。ただし、母数が実際に減少しているわけですから、やむを得ないとも感じています。

一定の生徒数を確保することは、学校運営上の重要な課題の一つであり、こうした課題への対応という意味合いも含めているのかわかりませんが、白山高校では、平成23、24と2年間、文部科学省のコミュニティ・スクールの研究校の指定を受けて、導入に向けた調査研究を進めていただいていると伺っています。

そこで、3点、質問させていただきたいと思うんですけども、まず、白山・美杉地域の連携型中高一貫教育について、県教育委員会として、今日は委員長も副委員長もおみえでございますけれども、どのように評価をされているのでしょうか。

次に、平成23年、24年と調査研究を進めてこられたコミュニティ・スクール、今、小中の話題のほうが大きいんですけども、そのコミュニティ・スクールについてですが、導入する方向で検討が進められているとも、ちらっとお聞きしているんですけども、いつごろから導入を目指していかれるおつもりでしょうか。

最後に、中高一貫教育とコミュニティ・スクールはどのように関連づけられていくのでしょうか。

以上、3点についてお聞かせいただきたいと思います。

[真伏秀樹教育長登壇]

○教育長（真伏秀樹） 白山・美杉地域の中高一貫教育とコミュニティ・スクールということで、3点お尋ねでございます。

一つは、連携型の中高一貫教育についての評価、二つ目については、白山高校へのコミュニティ・スクールの導入の時期、三つ目には、この中高一貫

とコミュニティ・スクールとの関連ということで順次お答えを申し上げたいと思います。

白山高校では、平成13年度より、ゆとりある教育を展開し、地域の子どもの豊かな心を育み、自ら学び、自ら考える生きる力を育てることを狙いとして、白山中学校、美杉中学校との間で連携型中高一貫教育に取り組んできたところでございます。

具体的には、学校行事におけます生徒の交流や、教員による授業交流などにより、中高間の連携を深めてきたところでございます。また、中高一貫教育推進会議の開催、中高ニュースターの地域への配布等によりまして、連携型中高一貫教育の取組やその成果を発信もしてきたところでございます。さらに、白山・美杉地域教育フォーラムも開催をいたしまして、生徒の成果発表でございますとか、インターンシップ等で御協力をいただいております事業者の方々からの報告の機会を設けるなど、地域連携を基盤とした形での系統的なキャリア教育についても一定の成果を上げてきているというふうに考えているところでございます。

しかしながら、連携中学校から白山高校への進学率でございますけれども、制度の導入前、それから、導入後も15%から20%前後で推移をしている状況でございます。また、白山高校におけます連携中学校の出身者が占める割合についても20%程度にとどまっているという状況でございます。

こうした中で、少子化の進行によります中学校の小規模化等のため、中高間での教育課程の接続ですとか、教員交流等の実施が難しくなっておりまして、連携型中高一貫教育の制度の趣旨を十分生かしていない状況にあるわけでございます。

こうした状況を踏まえまして、白山高校では、連携型中高一貫教育の成果を生かしつつ、地域との連携をさらに深めることを目的に、平成23、24の2年度にわたりまして、文部科学省の事業指定を受けまして、コミュニティ・スクールの研究を進めてきたところでございます。この2年間の研究の中で、コミュニティ・スクールの仕組みや地域の方々为学校運営等へ参加する意義

等について理解を深めることができたというふうに考えております。

また、これまで取り組んできました、地域と連携した系統的なキャリア教育をさらに充実させるためには、地域の方々による教育活動への参画が有効な手段になるというふうに考えたところでございます。

こうしたことから、白山高校では平成25年度よりコミュニティ・スクールを導入する方向で、現在、検討を進めているところでございます。

白山・美杉地域における連携型中高一貫教育につきましては、地域の教育力を活用した取組において一定の成果を残すことができたわけでございますけれども、先ほど申し上げたように、連携中学校からの進学者数の推移、それから教育課程、教員交流等の継続について大きな課題があると認識をいたしております。こうしたことから、今後、この両地域の連携型中高一貫教育のあり方につきましては、コミュニティ・スクールを導入した後の学校運営協議会におきまして、その方向性等について決めていただくというふうに考えております。その中でしっかり議論をいただきたいと思っております。

今後白山高校につきましては、コミュニティ・スクールの導入を契機に、これまで以上に開かれた学校づくりの推進を通じて活性化を図り、地域のニーズに応えることができる学校となりますよう、関係機関との調整を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔35番 青木謙順議員登壇〕

○35番（青木謙順） 学校運営協議会で進めていくということでございます。

いろいろお答えいただいたんですけども、本当に大丈夫かなというのが本音でございまして、誤解があるといけないので、別にコミュニティ・スクールをいいとか悪いとか言っているわけではございませんし、来年度から導入されるということの趣旨はよくわかりましたけれども、非常に丁寧に進めてほしいというのが本音です。今までの実績があつて、過疎地域における結果を見て、効果がどんどん薄くなっていくというような安易な予想というの

は、非常に短絡的かなと思います。やはり今まで中高2校との関係で白山高校が育ててきたことを大事にしながら、今のところその学校だけの協議会でとどまっているわけで、これから学校運営協議会を広げていくわけですので、その広げたところの認識がどうかとか、地元意識が持てるかどうか、コミュニティとか地元意識が持てないと、それは広がることにはなりませんので、やっぱり地域とか、また、該当中学校というか、保護者の方や学校の関係者、その方々との当たりというか、認識をきちっとリサーチされた後の踏み切りであってほしいなと思っています。

来年度から中高一貫とコミュニティ・スクールを併用してしばらくじっくりと考えるということでしたら、それは認めざるを得ないと思います。今日は委員長も御出席でございますので、これから教育委員会の中でいろいろ提案もあり議論もあろうと思いますが、新たに連携していただく地域の関係者との調整なども、ちょっとしたボタンのかけ違いでうまくいくはずだったものがいかないことも結構ありますので、一手間を惜しまず丁寧な対応をしていただきたい。そして、子どもたちのためにプラスになる。一つ間違えたら一気に過疎化が進んで学校がなくなるという事態になりますから、それだけ慎重にお願いしたいと思います。

ということで、次に移らせていただきますが、JR名松線は今、ということでございますけれども、最近は何日市南高校出身の水谷、中川両議員や四日市関係者の皆さんの熱心な取組により、近鉄、列車といえば近鉄内部八王子線ですか、これが大きくクローズアップされておまして、三、四年前はたしかいろんな方が質問に取り上げていただきましたJR名松線もその陰に隠れているという感じがしておまして、ちょっと思い出していただきたいなということで、まるで最近テレビに出なくなったタレントのようでございますけれども、JR名松線は、今?と題して、振り返りの質問をさせていただきます。

JR名松線が平成21年10月の台風18号で、土砂が線路上に流出したことによりまして、家城・伊勢奥津間の17.7キロが不通となり、バスによる代行運

転となって、はや3年半が過ぎようとしております。この間、県や地元津市、JR東海による協議が重ねられまして、平成23年5月には、この三者で、「一つ、県は治山事業を行い、津市は水路整備事業を行うとともに、県・市は、その後の維持管理も行う。一つ、JR東海は県・市の対策工事の完了にあわせ鉄道施設復旧工事を完了し、名松線の運行を再開する。」

ということの内容とする協定を締結しまして、名松線の全面復旧のための前提条件が確認されております。

これを受けて、県当局におかれましては、直ちに治山工事の全体計画調査を実施していただきました。その概略は、運行再開のために必要な治山工事は全体で20カ所に上り、概算工事費が5億円、工事完了までにおおむね5年を要するというものでございまして、平成23年度中には、津農林水産商工環境事務所内に名松線治山対策課を設置いただき、津市からの派遣職員2名とともに、いち早く治山工事に着手されております。

名松線の存続に向けた県民の皆さんの熱い思いを酌み取っていただいた県当局のこの上ない御決断に対しまして、私も名松線沿線に住み、毎月何度も利用させていただいている住民の1人として、改めまして感謝を申し上げます。

その治山工事の進捗状況でございますけれども、先日、農林水産部にお尋ねしましたら、本年度末時点で工事完了が5カ所、施工に向けた測量設計の完了が8カ所の見込みとのことございました。また、治山工事を進めていく上で必要となる山林所有者からの工事承諾について、県外に住んでいる所有者が多いこと、加えて、公図混乱地であることなど、山林所有者の特定が難しく、なかなか工事承諾書がとれないことが大きな課題となっていたわけですが、市役所の皆さんの御努力もございまして、現在では、ほぼ全ての山林所有者を特定することができており、交渉を重ねているとお話でございました。このことによりまして、今後さらに、治山工事の進捗が上がっていくのではないかと期待しているところでございます。

それでは、ちょっとパネルを見ていただくといいんですけれども、(パネ

ルを示す) これ、1枚目、美杉町竹原地区で、左が工事施工前です。右が工事施工後ということで進んでございます。

2枚目、(パネルを示す) これも美杉町の竹原地区になりますけれども、これも左と右を比べていただいたら進んでいることがおわかりだと思います。

そして、ちょっと地図を一つ掲示しますと、(パネルを示す) JR名松線関連緊急治山事業の工事位置でございまして。この上のほうの緑とか青のところはもう既に工事完了で、この黄色いところが、測量設計が完了したところで、いろいろ御苦労いただいた結果です。これから赤が進んでいく、3年間かかるという部分でございまして。

さて、いよいよ残りの3年間で工事のほうは完成する予定となっておりますが、やっぱり心配なのは乗降客の動向でございまして。前回、知事もおみえでしたけれども、平成23年12月1日の一般質問の中で、私は名松線の復旧を着実に進めることと、名松線を地域の振興に生かす方策について知事にお尋ねし、ぜひ取り組まれるよう要望いたしました。

あわせて、地域振興の取組の核となる県、それから市町、事業者、地域の団体などが、これ、市町は松阪市も入っておりますけれども、参画する協議会組織の設立を提案させていただきました。

1点目の復旧については、先ほど申し上げましたような状況から、完成のめども一定立ちつつあると考えており、3年後、平成28年度からの運転再開に向けて万全を期していただくよう要望しておきたいと思いますが、一方、2点目の地域振興の取組は具体的な動きがなかなか見えてこない、そんなふうに感じていますが、いかがでしょうか。

三重県では、先ほども話題になっておりますけれども、25年度から「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を展開し、三重の魅力をアピールしていくとこのことではございますけれども、私は名松線沿線の美しい景観や豊かな自然とその恵み、農山村の人々の素朴な温かいおもてなし、そして、それらをつなぐ名松線そのものがすばらしい地域の魅力であり、それらを地域の振興に生かしていけるよう、県は知恵をもっと絞るべき

ではないかなと思います。

そして、県も一緒になって、いや、県がリードをして多様な主体とともに名松線を盛り上げていくべきではないかなとも考えております。改めて、名松線を活用した地域の振興について、どのように取り組まれるお考えなのか、また、多様な主体による協議会組織などの取組はどこまで進んでいるのか、お伺いをいたします。

〔藤本和弘地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（藤本和弘）** JR名松線は、地域の住民や学生にとって欠かせないものであり、津市が主体的に地域振興を行い、利用促進につなげていくという意向を受けまして、県はJR東海との協定に基づき治山工事を行っております。現在、議員からの御紹介がありましたように、順調に工事が進んでおると考えております。

復旧工事が順調に進む中、運行再開後の利用者の確保に向けた具体的な取組を進めていくため、津市は今年度、公共交通のあり方を地域が主体になって考えるきっかけをつくるための講演会を伊勢八知で開催しております。

また、津市では、利用促進策や地域の活性化・振興策等を庁内で検討、調整を行うため、関係部署で構成いたします調整会議を組織しているところでございます。県もこの調整会議に参加しておりまして、今後、名松線沿線の松阪市や、観光あるいは市民団体といった組織とも連携をした協議会を設けるべく議論をしているところでございます。

名松線が1日でも早く運行再開できますよう、引き続き、JR東海と津市との復旧対策事業に取り組みますとともに、運行再開後の利用促進や地域の活性化・振興策について、現在、設立を検討しております協議会の中で議論をいたしまして、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔35番 青木謙順議員登壇〕

○**35番（青木謙順）** 津市の意向を受けましてというのが非常に耳に残ったんですけれども、気持ち的には積極的にやっていただいているとは思いますが、

政策のときはどうも動きが余り見えなくてというか、遅くて心配した部分があるのですけれども、今回、さすが地域連携部という名前になっただけありまして、やはり地域の連携を真っ先に考えて行動していただいているのではないかなということは評価させていただきますし、津市のほうにも会議に乗り込んでいただいて、オブザーバーですかね、そういった形でも参加してみえるということで、今後の議論、調整会議と、今、答弁がございましたけれども、議論をしたいと思います。その多様な主体とのいろんな議論の中で輪も広がっていき、またアイデアもどんどん出てくると思います。

先ほど、名松線を使って三重の魅力をPR、アピールしたらどうかというようなことを申し上げたんですけれども、鈴木知事は20代で直木賞を受賞した三浦しをんさんという方、御存じだと思うんですけれども、彼女のお父さんは津市美杉町の出身で、おじいさんは美杉で林業を行っていた関係もありまして、御存じのように『神去なあなあ日常』という作品の中で主人公が名松線に乗って里帰りをするシーンが出てきます。また、彼女は、実は最近の話ですけれども、『舟を編む』という作品で昨年の本屋大賞というのも受賞してみえますので、読書好きの趣味の方には御存じの方も多いのではないかなと思っていますけれども、映画化されて、来月4月13日から全国にロードショーで公開されるとも伺っている三浦しをんさんです。

知事はどっちかという、ちょっとイメージが間違っているかもしれませんが、スポーツ系とか歌手系がお好きなようで、たまには、やや地味ですけれども、こういう文化人も三重のアピールに一役買ってもらったらいかがかなと感じるところもございまして、多様な主体ということで、いろんな団体の方、真面目な方、SLファンの方、大井川鉄道とか、それから、和歌山でしたかね、あれ、たま駅長の視察に行ってみえる団体とか、いろんなアイデアを持ってみえる方がみえて、今、津市とか三重県というだけの御答弁でしたけれども、今後は、松阪も含めまして、行政だけの会だけではなくてやっぱり多様な、皆さんのアイデアを吸い上げて生かしていくという、そういう協議会、組織にどんどん発展させていただいて、もう3年しかござい

ませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それじゃ、時間がもう23分となってまいりましたので、大きな三つ目の質問をさせていただきます。

次に、難病者支援についてお伺いをいたします。

まず、質問に入る前に、今年1月の初めに慢性活動性EBウイルス感染症の患者の会の代表をしてみえるsakiさんという方と、その方の上司の方を通じてお話をさせていただく機会がありましたので、少し紹介をさせていただきます。

皆さんは、EBウイルスを御存じでしょうか。このウイルスは日本人の約9割の人が感染しているありふれたヘルペスウイルスで、ほとんどの人は初感染時にできた免疫により無症状か風邪のような症状が出る程度でおさまってしまうそうです。このウイルスは症状がおさまった後も一生人体に潜伏するウイルスでありますけれども、ほとんどの人は再活性化することもなく、人体への悪影響はありません。

しかし、100万人に1人ぐらいの割合で、少し体調を崩しただけでもこのウイルスが再活性化し様々な症状を引き起こしてしまう人がみえるそうです。この病気を慢性活動性EBウイルス感染症といい、進行してしまうと悪性リンパ腫や多臓器不全などにつながって命を落とす危険もある難病の一つだそうでございます。

この慢性活動性EBウイルス感染症という病気は、他の難病と同じように、患者数が少ないために正しい診断を受けるまでに何カ月も、何年もかかることが少なくない病気だそうで、お話を聞かせていただいたsakiさんも患者の1人でして、慢性活動性EBウイルス感染症と診断されるまでに、何と9カ月もかかったそうです。この病気の厄介なところは、先ほども述べましたように、風邪のような症状から臓器障害や神経障害まで様々な症状を引き起こすことから、他の病気という診断をされやすい上に、ウイルス自体にはほとんどの人が感染しているために、ウイルス感染を調べただけでは判断ができないそうでございます。

判断をするためには、EBウイルスDNA定量検査という検査を行う必要がありますが、保険適用外のために全額自己負担となっております。検査だけで2万円くらいかかるそうです。早期に発見して適切な治療を受ければ治るようになってきている病気だということですが、その方が言われるには、例えば、お医者さんから、ただの風邪だと思っけれども、100万人に1人ぐらゐの割合で何々という病気の可能性もあるから念のために検査しますか。ただし、自己負担で2万円ぐらゐになりますけど、と言われて、本当に検査を受ける人がいると思いますかと私に聞かれました。正直なところ、私もそれはなかなか受ける人はいないかな、という思いをしました。

結局のところ、お医者さんも、他の症状も出ていないのに、100万分の1の可能性の病気まで検査をしていたらすごい数の検査をすることになりますので、そんなことを勧めて、悪徳商売をしているような印象を持たれるのも困るとかいうので勧めないわけでありまして、患者の側もほとんどの人がそんな病気は知らない上に、仮に知っていても風邪のような症状しか出ていない段階で2万円を支払ってそんな検査を受けようと思う人はほとんどいない。結果として、慢性活動性EBウイルス感染症である方は重症化してしまつて大変な思いをすることになる、というようなことだそうでございます。

このために、sakiさんたちの患者の会では、国に慢性活動性EBウイルス感染症の周知とEBウイルスDNA定量検査の保険適用を求める要望活動を行う一方で、自分たちでも啓発用のポスターを作成するなど啓発活動を行つてみえるそうでございます。自身が患者として御苦労された体験談とともに、現在、闘病生活で苦しんでいる患者さんやその御家族の方からの相談を受けている活動など、大変貴重なお話も広く聞かせていただいたところでございます。

その後、何とかできないだろうかかと、私も4月からずっと考えていて、いろいろと難病対策のことも調べてみましたら、地元の三重県選出の田村厚生労働大臣の記者会見のニュースが飛び込んできました。

1月27日に行われた財務大臣との折衝で、厚生労働省が難病対策の新制度

を2014年度から実施していくことで合意したというニュースで、余りにもタイミングがよかったので少し驚いてしまったのですが、少し内容を調べてみますと、医療費助成の対象が現行の56疾病から大幅に広がる見通しであることや、都道府県が難病指定医を指定して、難病の診療体制を充実していくことなどが盛り込まれていました。

そこで、私も詳しいことはそれ以上わかりませんので、3点ほどお尋ねしたいと思うんですが、1点目として、前段で紹介いたしました慢性活動性EBウイルス感染症について、患者の会の方々も取り組まれているように、まずはこのような病気の周知を図るための啓発というのが重要であると考えますが、県としてこのような難病について、どのような啓発事業を行われているのでしょうか。また、今後はどのような啓発活動を展開していく予定なのか、お聞きしたいと思います。

2点目は、後段でお話ししました、国が実施しようとしている新しい難病対策についてですが、私は大変評価のできる方針であると思いますし、今後の詳細な制度設計の行方に大きな期待を抱いている1人でもございますけれども、県当局として、今回の国の方針をどのように捉えているのか、お聞きしたいと思います。

最後に、冒頭で紹介いたしました、慢性活動性EBウイルス感染症をはじめ、本県でもたくさんの難病患者の方々、また、その御家族の方々が病気の苦しみだけでなく、高額な医療費という経済的な負担にも苦しんでおられます。今回、国の進めようとする新制度では、医療費助成の対象疾患を大幅に拡大する予定であることから、県としても、毎年、難病連の皆様をはじめ、いろいろな要望を聞いていただいておりますけれども、この機会に、さらに丁寧に患者さんや御家族の方々の声を吸い上げ、一つでも多くの難病が医療費助成の対象となるように、1人でも多くの方が救われるように、国に対して強く要望していくべきであると思うんですが、県として、強く要望していく考えがあるかどうか。

以上、3点について、お聞かせいただきたいと思います。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 難病に関しまして、3点ほど御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、難病について啓発の重要性と今後の展開ということでございます。

難病患者の医療費の助成や治療研究の実施によりまして、難病に対する社会的認識は一定程度進んできてはいますものの、難病に対する県民の理解は必ずしも十分とは言えず、普及啓発を進めていく必要があるというふうに考えております。

このため、医療支援制度や各種支援サービスなどの案内を県等のホームページで紹介しますとともに、保健所等でパンフレットを配布し、県民の皆さんへの情報提供に努めています。また、三重県難病相談支援センターの活動の一つの柱としまして、普及啓発を位置づけ、相談会の開催やセンターニュースの発行による情報提供を行っております。

さらに、質問でも触れていただきました、慢性活動性EBウイルス感染症のような希少難病一つ一つにつきましては、公益財団法人難病医学研究財団が運営しております難病情報センターのホームページ等を活用しまして、普及啓発に努めているところでございます。

今後、難病対策に取り組む様々な関係機関との連携を一層強化しまして、県民の方々が幅広く難病に対する理解と関心を高めていただけるよう、新たに広報紙等を活用して普及啓発に取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、国において検討されております難病対策についての県の考え方と国への要望ということでございます。

本年1月25日に厚生労働省の厚生科学審議会の中の委員会で難病対策全般にわたります提言が取りまとめられました。その中では、難病の治療研究の推進や将来にわたって持続可能で安定的な制度の構築に加え、難病患者の医療費助成を行う特定疾患治療研究事業の対象疾患の拡大を含めた見直しや、適切な患者負担のあり方などが提言されております。この提言内容を踏まえ

まして、厚生労働省におきましては、医療費助成を含む難病対策の法制化を検討するというふうに聞き及んでおります。

県としましては、法制化によりまして、国と自治体の特定疾患治療研究事業に係る責務が明確にされ、公平かつ安定的に同事業が運営されるとともに、支援を必要とされている方々に支援が届くようになることは望ましいことと考えております。

一方で、限られた財源を公平に配分する観点から、対象疾患の認定基準の見直しとか、適切な患者負担のあり方もあわせて検討するとされておりますので、患者への影響を懸念しております。

こうしたことから、県としましては、引き続き国の動向を注視するとともに、法制化に向けた検討の中で、様々な患者団体や有識者等の声を聞くなどしまして、公平で適正な難病対策が実施されますよう、国に提言を行ってきたいというふうに考えております。

〔35番 青木謙順議員登壇〕

○35番（青木謙順） 今の局長のお話で、これまで様々な支援とか啓発なども行ってみえることもよくわかりました。県単独で行えることには限界もあるということは認識しているので、国への要望活動も行っていたということも理解をしております。ただ、先ほども申し上げましたように、実際、本県にたくさんの患者さん、御家族の方が苦しんでみえますので、県も少し懸念もあるということもちょっと表明されましたけれども、今回、方向によっては、国が対象疾患を大幅に広げる方向で制度を見直すということで、2014年度から実施する方針であることを表明しておりますから、要望活動を行う上では千載一遇のチャンスかなとも感じております。特に来年度、平成25年度の前半、4月から半年ぐらいの制度設計というのが山場になってくるのかなと思いますので、きめ細かい意見集約とか状況確認など、本県の実態把握をしっかりとこの機会に行っていただきまして、的を射た要望活動をさらに展開いただきますよう、再度、強く御要望いたしたいと思います。

ちょっと10分になってきましたので、次の質問に移らせていただきます。

最後に、高額物品の効果的な利活用についてお尋ねいたします。

先日、2月28日に、高額物品の管理及び活用に係る行政監査結果報告書が公表されました。これは、取得価格あるいは評価額が500万円以上の物品を対象として、その管理及び活用の状況等について行政監査が行われたものです。

私は、実は今年度、監査委員をさせていただいておりますので、監査委員に絡む案件で質問することについては、どうしようかなといろいろ悩んだ部分もあるんですけれども、この高額物品の効果的な利活用については、ぜひとも執行部には一日も早く検討を進めていただきたいと強く感じておまして、その質問をさせていただく決心をさせていただきましたので、残りの時間を使いたいと思います。

本日は、個別の案件については指摘などはなく、優良事例の紹介を交えながら、少し提案型のような質問になるかわかりませんが、前向きな答弁をいただきますようお願いいたします。

まず、高額物品の有効活用について、少し触れさせていただきます。

皆さんも御存じのように、高額物品の中には操作をするために高度な技術や専門知識を必要とする機器類も多くて、管理状態としては使用できる状態にあるものの、職員の異動や退職等の人的な要因により有効に活用することができなくなっているものも見受けられます。

これらの機器類を有効活用していくためには、高度な技術や専門的な知識を持った職員の養成というのが必要でございまして、そのためには、技術や知識を継承し、若手職員を育成していく組織体制の構築が重要であるということでございます。

これは、どのような組織においても言えることですが、図らずも知事も同じことを感じられていたようでございまして、先日、説明のあった平成25年度の組織改正の中でその旨の説明がありました。この組織体制の件についてはあえて質問しませんけれども、組織体制を立て直すということは決して容易なことではございませんので、知事におかれましては、リーダー

シップを発揮されまして、しっかりと取り組んでいただきますように要望だけにとどめたいと思います。

次に、高額物品の処分のことですけれども、高額物品の中には、老朽化などの理由によってほとんど使用されていないものが相当数ございます。調べたのはほんの一部ですから。

これらの多くは、今後も利用する見込みがないもの、いわゆる実質的に不用物品となっているものですが、処分をするにも多額の費用がかかるため、財政状況の厳しい折、処分費用の予算が確保できないことなどから、処分したくてもできないものがあります。

また、一方では、寄附採納を受けたものとか、国の補助事業で購入したものなどは、当時の経緯や制度を確認しないと容易にはちょっと処分できないというものもございまして、維持管理経費がかからないものはそのまま放置されている例も見受けられます。

パネルをちょっと。

(パネルを示す) たくさん事例があるんですけれども、これはほどことは言いませんが、飲料水自動給水装置です。これも今使わなくて置いてあります。

(パネルを示す) これもある研究所ですけれども、DNA塩基配列解析装置だそうです。これも何かまだ使えそうな雰囲気ですけれども、置いてございます。

(パネルを示す) これは某高校ですけれども、原子吸光分析装置だそうです。

このような実質的に不用物品となっている高額物品は、ほとんどの部局にあります。今後も増加していくことが予想されますが、当然のことながら、これらの物品には大型備品が多く、無駄にスペースを占拠しており、職員の皆さんも苦慮されているように伺っています。防災上も本当にいいのかなと感じます。

ここで少し優良事例も紹介させていただきたいと思うんですけど、ある所属では、一般備品廃棄チェックシートというものも作成しております、こ

のチェックシートに基づき、過去5年間の利用実績や備品の保存状態などから、廃棄するもの、修理するものといった、そういう判断を個別に行っています。平成23年度の話で、廃棄するものと判断された備品約100点、重量にして20トンほどあったそうですけれども、その処分を一括して委託して、実質5万円弱の経費で処分できたという事例もございます。この事例は、処分する備品類にステンレスなどの資源として活用できる金属類が多く含まれていたこともございまして、どこでも同様のことができるわけではありませんが、このような事例を参考にして、さらには、県民センター単位で、ちょっと名前が変わるかわかりませんが、まとめて処分を行えるようにすれば、少なくとも処分経費が確保できないという理由から処分が行われていない備品類については、相当処分を進めることができるのではないかなと思います。

そこで、お伺いしますけれども、物品管理は各所属単位で行われているものであり、さきにも申し上げましたとおり、寄附採納や補助金など、経緯や入手の原因、手法なども様々であることから、全庁的に一律の仕組みをつくることは容易なことではないと思いますが、物品管理の手引きやマニュアルを作成して、全庁的に物品管理についての検査や指導、相談業務を行っている出納局が中心となって、各部局の優良事例なども参考にして適正管理、有効活用、そして円滑な処分まで含めた全庁的な仕組みを構築していただくことはできないでしょうか。

例えば、管財課が土地とか建物の関係でまとめてみえます、ここに書類があるんですけども、みえ県有財産利活用方針のような参考例がございますので、これの高額物品版のようなものを策定して、全庁的な取組として進めていただくことがよいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。御答弁願います。

〔中川弘巳会計管理者兼出納局長登壇〕

○会計管理者兼出納局長（中川弘巳） 高額物品の効果的な利活用の方針についてでございます。

まず、物品の適切な保守管理と有効活用は、県の財産管理上、重要な課題であり、老朽化など様々な理由によってほとんど利用されない、あるいは今後も活用の見込みが薄いと思われる物品につきまして、リユースやリサイクルなどによって有効活用を進める一方、これが困難なものについては円滑に処分することが県の財政にとっても有益であると認識をいたしております。

このため、出納局では物品管理の事務の手引きや売り払いマニュアルを策定するとともに、物品管理について各所属に対し検査や指導などを行っております。また、リサイクルセンターを設置し、各所属において使用されなくなった備品、消耗品などを所属間で融通し、県有物品の有効利用に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、高額な物品・機器類等につきましては、その使用目的の特殊性などから所属間での融通が困難である場合が多く、なかなかリサイクルセンターの仕組みだけでは対応し切れず、有効活用や処分が進んでいないのが実情でございます。

このため、みえ県有財産利活用方針や、御紹介いただきました優良事例も参考にしながら、高額な物品・機器類等をはじめ、物品の適切な保守管理や有効活用、処分のあり方も含めた全庁的な仕組みの構築と利活用の方針の策定について、各部局とも連携し、進めてまいりたいと考えております。

[35番 青木謙順議員登壇]

○35番（青木謙順） リサイクルセンター等で実際やっているんだけどなかなかということでございますけれども、今後前向きに進めていただくということで、知事にも不退職の覚悟でやっていただきたいという思いで今日は質問をし、時間もありませんので、もう中川出納局長の御答弁でとどめておきたいと思っておりますけれども、やはりこの質問は、冒頭にも言いましたけれども、質問するかどうか非常に悩んだわけです。このような高額な機器類が有効に活用されるということは、当然県民サービスの向上にもつながるわけですし、処分についても効率的に処分できる全庁的な仕組みをつくれれば経費削減はもちろんのこと、その機器類が占拠したスペースが活用できるとなれば、職員

の皆さんの職場環境改善にもつながるのではないかと、ひいては県民サービスの向上にもつながるんじゃないかなと思います、思い切って質問させていただいたわけでございます。

今後、しっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、時間が来ましたので、私の質問を終結させていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（舟橋裕幸） 県政に対する質問を継続いたします。14番 津村 衛議員。

〔14番 津村 衛議員登壇・拍手〕

○14番（津村 衛） 皆さん、こんにちは。

尾鷲市・北牟婁郡選出、新政みえ所属の津村衛です。

本日は3月12日、何の日か御存じでしょうか。今日は3月12日、財布の日だそうです。余りネタが続きませんので、早速ですが、質問に入らせていただきますと思います。

まず、防災対策について質問させていただきます。防災の中でも、避難所体験訓練を通じてと、自主防災意識の向上について、という観点で質問させていただきます。

今日、午前中に前田議員からも紹介がございましたが、昨年10月に行いました防災に関する県民意識調査によりますと、震災発生時に危機意識を持ったが、時間の経過とともに意識が薄れつつあると感じている県民の方々が4割以上であるという結果が出ました。

その一方で、本年2月6日の午前10時ごろに、南太平洋のソロモン諸島沖でマグニチュード8.0の地震があり、北海道から九州にかけての太平洋側と沖縄に津波注意報が出されたときには、県南部の予想された津波の高さは最大50センチでありましたが、鳥羽市、志摩市、尾鷲市では、防潮扉を閉めたり、園児や児童・生徒が高台へ避難し、保護者への引き渡しを行うなど、東日本大震災を教訓に、いざというときの危機意識がしっかりと根づいて行動されており、大いに評価できるものではないのかなと思っております。

また、尾鷲市内の小学校の教諭が、逃げることの大切さを、子どもたちにわかりやすく、楽しく伝えるために、「てんでんこ」と名づけられた歌を製作したりと、アンケートでは、4割以上が意識が薄れつつあるとの結果が出ていますが、県内各地域によって防災意識にも差があるのではないかというふうに感じております。

本年1月に、市町や自主防災組織などを対象にした新たな避難所運営マニュアルを策定いたしました。東日本大震災を教訓に、女性や高齢者、障がいを持った方々への配慮を細かく盛り込んだものであり、避難所のルールを決める運営委員会のメンバーには、女性や障がい者の方々を必ず加えるなどが記載されています。

そして、そのマニュアルを活用しつつ、2月23日に、「避難所生活を体験してみませんか？」と題して避難所体験訓練が尾鷲市で行われました。この訓練は、みえ防災コーディネーターおわせが主管となり、国・県・市の行政に加え、地元の自治会、自主防災会、社会福祉協議会、婦人会、商工会議所や民生委員の方々など、多くの関係者とともに、体育館に実際に避難所を設置し、宿泊体験をするというものであり、防災学習や防災講話、炊き出しなども加えた総合的な訓練でございました。

避難所宿泊体験を含めた防災訓練は、県内では東員町に続いて2例目であるということをお伺しております。主管の方々も手探りの状況で勉強会や研究会を重ね、実施することができたそうでございます。

実際に災害が起これば、行政頼みではなく、自分たちで逃げて、自分たちでできることをやらなければいけない。そのために、少しでも危機意識を持っていただき、実践できるようにと、当初はもう少し暖かい季節にとという意見もあったそうですが、3・11大震災を教訓にと、あえて厳しい冷え込みが予想されるこの時期に開催となったようです。

ここで実際の状況をパネルで見たいと思います。（パネルを示す）この1枚目は、避難所を組み立てる際の段ボールの山でございます。避難所は全て段ボールでできておりました。

続きまして、2枚目、（パネルを示す）これは、実際に参加者一人ひとりが避難所を組み立てている最中でございます。

そして3枚目、（パネルを示す）これが避難所のほぼ完成した写真であり、ここに参加者が宿泊をしたということでございます。

当日は、資機材の設置や炊き出し、防災学習が主な内容である第1部と、宿泊体験等の2部の構成で、住民の方々総勢250人以上が参加し、うち50名が宿泊体験に挑みました。私も宿泊体験のみ出席をさせていただきましたが、稲垣部長をはじめ県職員の方々にもお越しをいただき、参加いただきました。

暖房施設のない2月の体育館に宿泊をするわけですから、聞くところによりますと、室温は4度以下だったそうですが、かなりの冷え込みでありました。私は、あえて実践さながらに体験してみようと、完全な防寒対策は行わずに、2月のふだん着に少し厚目の上着を着てきただけで、配付された毛布にくるまり、1晩を過ごしました。寒い、痛い、落ちつかないというのが正直な感想でございました。食糧や毛布、十分なスペースなど、何もかも整えられた中でたった1泊の訓練ですらこの感想でございました。もし実際に災害が起き、地震や津波でまちが流され、身内や友人の安否もわからない、そんな中で本当の避難所生活になり、いろんなものが制限された中で、数日、

数週間という生活を続けるということは、想像を絶する不安やストレスを抱えることになり、様々なトラブルが当然のごとく発生するのだろうと感じます。

しかし、この宿泊を含めた避難訓練は非常に有意義でありました。自分自身の防災意識や自宅の備蓄なども再認識をすることになりますし、実体験として、たとえ訓練であっても、避難所の雰囲気を経験することによって様々な注意点を知ることでもできましたし、災害弱者への配慮などもできるのではないかと感じています。さらには、実際に大災害後に避難所を設営しなければならなくなったとき、設置側、運営側のスタッフの1人として地域をサポートすることができるのではないかとこのように思っております。

避難をするという訓練は最重要訓練ではありますが、無事に避難できた後の避難所の設置や運営、さらには、宿泊体験の訓練をより多くの住民の方々に参加、体験をいただき、防災意識の向上と、いざというとき運営側として活躍いただける方を育てるためにも、県内各地で同様の訓練を行う必要があるというふうに私は考えておりますが、県として、新たな避難所運営マニュアルの啓発や普及にどのように取り組まれるかをお示しください。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 津村議員から、尾鷲市が、先月の23、24日の両日にわたって実施されました避難所体験訓練、こうした取組、ひいては、私どもが改定しました新たな避難所運営マニュアルの策定指針、これをどのように地域に広めていくのかという御質問でございましたけれども、この訓練に参加しました私や、私ども職員の感想も含めて答弁をさせていただきたいと思っております。

当日の訓練の様子は、先ほど写真のほうも含めて、議員のほうから詳細に御説明がございましたので、私のほうからは省かせていただきます。蛇足かもしれませんが、2点ほどつけ加えさせていただきますと、先ほどの写真の端っこのほうにも映っておりましたけれども、当日は、避難所運営の際には、女性の視点から役立つと思われる屋内用テントとか、あるいは、要援護

者対策に役立つと思われる牽引式の車椅子の補助装置、そうした新しい資機材の紹介もございまして、その辺もかなり多くの方の関心を呼んでいて、よかったですと思います。

さて、議員からも御紹介いただきましたように、当日は私も、私ども防災対策部の職員と一緒に参加させていただいたわけですが、今回のこの尾鷲市の訓練を通じまして、私どもが気づいた点について3点ほど述べさせていただきますと思います。

まず、1点目は、今回の訓練が、行政主導ではなくて、みえ防災コーディネーターおわせの方々を中心となって行われたこと、このことが大変大きな成果であったと思います。

私たちは、見直し後の避難所運営マニュアル策定指針の中で、「避難者自らが主体となる避難所運営体制が必要である」ということを述べております。ですから、私たち行政の人間が一切口出しをせず、最後まで住民の皆さん自身の手で運営が行われ、しかも実際に避難所に寝泊まりをして体験訓練が行われたこと、これは大変よかったと思います。同時に、今後、避難所運営訓練を実施したいと考えておられる地域に対して、その訓練が、この尾鷲市における訓練のように住民主体のものとなるためには、どのような支援が効果的なのか、そうした手法についても、私たちとしても検討していく必要があるというふうに感じたところでございます。

次に、2点目として気づいたことは、避難所ごとに必要に応じた物資を備蓄することの重要性でございます。私は、参加したと申し上げておりますけれども、実は初日の夕刻で御無礼しておりまして、議員のように宿泊体験には参加しておりませんので、今からお話する内容は、実際にその夜に宿泊した私どもの職員から聞いた話になります。当日、会場である体育館の気温は、議員もおっしゃったとおり、4度、5度まで下がり、段ボール製の間仕切りは、確かに床から伝わってくる冷たさをかなり軽減してはくれたものの、それでも、備蓄の毛布だけでお休みになった方は、寒さのために余り眠れなかったと、このあたりの話は議員の体験談でもございましたけれども、そう

いう話でございました。そう話した職員自身も、暖房器具や防寒性のある寝袋等の必要性を痛感したと言っておりました。訓練終了後のアンケートを拝見しても、予想以上に寒かったという感想を書いておりますの方が最も多かったように思っております。

このように、寒さ対策に限らず、そのときに本当に必要な物資というのは、実際の訓練を通してでないとうからないというのがその職員の率直な感想でございました。このことから、訓練を通じて実際に体験するということがいかに重要であるかを、このことは議員もおっしゃってみえましたが、私どもも痛感した次第でございます。

最後、3点目でございますが、障がい者の方が訓練に参加されることの重要性でございます。今回の尾鷲の訓練には、実際に障がいをお持ちの方が参加しておられました。しかしながら、その一方で、訓練終了後の事後ワークショップにおきましては、障がい者の方への参加を呼びかけたが、参加したいんだけど、トイレや寒さの問題で不安があるから無理なんだという答えが多かった、という意見もあり、言うまでもございませんが、障がい者の方が参加しやすい訓練のあり方についても検討の必要があるということを改めて感じさせられたところでございます。

私たちは、今回のこうした訓練を、この改訂後の避難所運営マニュアル策定指針の検証のための場とさせていただいたわけでございますけれども、それに関しましては、私たちが改訂後の策定指針において目指した方向性というのはおおむね誤りはないと、そういう印象を持っております。

したがって、今後は、この策定指針に基づきまして、県内各地において避難所運営訓練が実施されますように、県内への水平展開を図っていきたいと考えております。そのためには、今回の尾鷲市におけます訓練の成果を踏まえまして、私ども防災対策部の指導員とか専門員を中心にして、地域防災総合事務所等とともに、もちろんコーディネーターの協力も得ながら、市町や地域の訓練を支援してまいりたいし、また、それによって、マニュアル策定指針の普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） ありがとうございます。

今の御答弁からも、しっかりと訓練が生かされるように、今後とも県内各地に水平展開していただきますようお願いをしたいと思います。

少し具体的にお伺いしますが、私も実際に訓練をしてみて、本当に必要なもの、あるいはその季節によって、あるいは地域によって必要なものが変わってくるのだなというふうには感じたわけなんです、そこでちょっとお伺いします。避難所となるのは、各市町の施設だけではなくて、やはり県の施設、例えば、県立高校の体育館等も避難所になるかと思えます。

県立高校の体育館での宿泊訓練となりますと、やはり準備も含めまして体育館を拘束する期間が長くなりますので、訓練というのは非常に困難なのかなとは思いますが、やはりいざ災害が起きて、避難所を設置運営するという事態になったときには、避難所開設や運営に対して、どの程度の備えができていくのかというのをいま一度見直す必要があるのではないかなと思っております。

例えば、体育館の鍵の扱い、高台へ避難した後に避難所である体育館に行っても、いつも鍵が開いているわけではございませんので、避難所の設置や運営に係る、地元自治会や自主防災会と学校等との連携協定、暑さ対策というよりは、やはり寒さ対策が必要なのかなというふうに思いますので、毛布など、最低限の備蓄などについてしっかりと今現在、取り組まれているのかどうか、防災担当部局と教育委員会等の間でしっかりと確認が必要であるというふうに思われますが、現状としていかがなのかをお聞かせください。

○防災対策部長（稲垣 司） 県内には、今、約2700の避難所がございます、当然県立学校も含まれております。学校が避難所になった場合には、学校は施設管理部でございますから、当然ながら運営に深くかかわってまいります。

一方、地域のほうが、さっき言われた自治会とか自主防災組織、そちらの

ほうが運営主体になりますものですから、両者の関係は緊密でなければならない。そういうわけで、平素からそういった話し合いはしていただいて、明確な役割分担というのを決定していただきたいと思っております。

しかし、一方で、市町がそれにかかわらなくていいというわけでは当然なくて、市町は、その辺を十分に押さえながら、あと物資とか、そういった配備が十分であるか等、そういうことも十分に配慮しなきゃならないと思います。そうしたことを、県としましても、今後、教育委員会と連携しながら、避難所運営マニュアル策定指針、新しく改定しました、それに基づきまして、そうしたことを十分に支援してまいりたいなというふうに思います。

以上です。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） 御答弁いただきましたように、やはりどうしても県と市町、そして地元との連携というのは大変重要になってくると思いますので、ぜひともしっかりと確認の上、問題のないように行っていただきたいと思えます。

今までいろんな防災訓練、見学をさせていただいたり、参加させていただいたりしたんですが、今、例えば、地域は地域で、自治会は自治会で、あるいは学校は学校単位で避難訓練をしたりというのがあると思うんですが、実際、災害というのはいつ起こるかかわからないわけですから、平日の昼間に起こったときに、じゃ、地域の方々も学校へ逃げる、あるいは、生徒さんたちも同じように体育館に逃げるとかとなったときに、やはり今のうちからいろんな、もっともっと柔軟な想定もした訓練というのが必要になるのではないかなというふうに思いますし、そのことは、また、学校の現場の先生方にも非常に負担もかかるとかかもしれませんので、そのあたりはしっかりと、連携と様々な想定をしていただきたいなというふうに思っております。

あと、新聞等でいろいろと報道されているんですが、いろんな想定の中に余り入っていない重大なポイントというのが、今、指摘されています。それは、東日本大震災で131件も発生した津波火災でございます。安全であるは

ずの多くの避難場所が、津波火災に襲われやすく、その発火原因の多くは自動車であり、東日本大震災で被害を受けた各地の消防への調査では、車両火災が津波火災の32.3%を占めるという結果が出ています。津波に押し流された建物や車が、津波に耐え残った頑丈な建物、これには、津波避難ビルであったり、あるいは避難所であったりというのが含まれてくると思うんですが、その津波に耐える頑丈な建物だからこそ、その周りにいろんな瓦れきが集中してしまっていて、そこがいわゆるまきになって、車の電気系統やガスボンベなどから発火して炎上するというのが津波火災なんです、それが指摘をされています。実際に、宮城県や岩手県でも、避難した津波避難ビルや学校校舎が津波火災で炎上し、多くの被害も出ております。

今現在、各地で津波を警戒する沿岸自治体は避難ビルの指定を急いでおります。それは、震災後、2年間で4倍に増えているという報道もなされています。しかし、津波火災というのは余り想定されていないというふうに伺っておりますし、実際に、避難した後の安全確保まで考えた対策というのはなかなか難しいのが現状であるそうですし、やはりそこには、当然行政の限界というものもあるかと思います。ですから、避難ビルだから、避難所だから大丈夫なんだ、そこに逃げればいいんだということではなくて、少しでも早目に高台へ逃げる、あるいは、その状況に応じた、自分たちで考えて行動するということが一番大事なのかなというふうに思っております。

今現在、各地で行われています防災訓練の中で指摘もされているそうなんですが、例えば、毎回同じルートで毎回同じ場所に避難するということは、それはそれで意味はあるかもしれませんが、実際に災害が起こったときにそのルートがどうなっているのか、それを考えることが一番大事です、例えば想定の中で、ここの避難所へ向かうのに、本当は一番近いルートがあるけど、そこは、もしかすると道路が壊れているかもしれないから、あえて遠回りをした避難ルートを設定しているというところもあるそうです。

そうなりますと、一番最短のルートを行けるにもかかわらず、いつものように遠回りのルートを回って、もしかすると津波に逃げ遅れるという可能性

もあろうかと思imasるので、やはり訓練、逃げることの一番大事なことは、そのときそのときに臨機応変に、柔軟に、自分の責任で、自分の判断で一番高いところに一番早く行ける方法で行くというのが一番大事なのかなと思imasるので、そのことも含めまして、しっかりと防災意識の向上に向けての取組をお願いしたいと思imas。

一つ、ちょっと御報告もさせていただきますが、今度、3月28日には、(チラシを示す)このように亀山で防災ショーというのがございまして、ここでも避難所を運営できるような段ボールの避難所設営のための展示もあるそうです。こういった形もしっかりと、また県の方々も御確認いただきたいと思imasし、できる限りこういったことを1人でも多くの方々に参加していただきますように、ぜひPRも兼ねていただきたいなというふうに思っております。

それでは、防災に続きまして、次の質問に入らせていただきます。

国際地学オリンピック大会についてお伺いをいたします。

この国際地学オリンピック大会というのは、なかなか聞きなれない言葉だと思います。昨年、笹井議員も一般質問で触れられましたが、平成28年の8月、今から約3年半後なんですが、第10回国際地学オリンピック大会がこの三重県で開催されることが決定しました。

地学とは、地球そのものを対象とする学問を総称して地学というわけなんです、自然科学や人文科学、また、地球以外の天体に関する学問をも含めると、壮大な学問ということになります。

この地学オリンピックは、各国から選ばれた中高生の方々が、地学の知識や思考力を筆記や実技で競い合うものですが、単に知識を競うだけではなく、この大会の魅力は、各国の混成チームにより、地質調査、あるいは地震断層面の計測、火山や氷河の観察や調査など、その開催地ならではの課題に挑戦することなどが組み込まれており、合宿形式でのこの大会は、各国の地学好きの若者の仲間づくりにもつながっているというのが最大の魅力であるというふうに伺っております。それに、この地球科学というのは、科学の中でも

生活に最も密着した分野であり、自然環境問題や自然災害を考える上でも大変重要な分野であると認識いたしております。

日本では、国内予選を勝ち抜いた高校生を第2回大会から毎年4名派遣しており、大変優秀な成績をおさめられているようで、昨年、アルゼンチンで開催された第6回大会では、参加国17カ国、66名の参加の中で、日本代表は1名が金メダル、3人が銀メダルを獲得したというすばらしい成績であったそうでございます。

この大会は、第1回目から世界各国で開催されてきましたが、本年開催の第7回大会がインドで、第8回はアメリカ、第9回はロシアで開催される予定です。そして、第10回大会は日本で初めての開催となり、その開催地が三重県であるという、大変名誉でもあり、三重県をPRするチャンスでもあり、理科や数学離れが叫ばれている中で、地質学に興味のあるないにかかわらず、学生や関係者にとってもすばらしい機会であるというふうに思っております。

今後三重県では、式年遷宮や熊野古道世界遺産登録10周年、平成30年のインターハイ、33年の第76回三重国体開催など、歴史的にも世界的にも非常に三重県が注目される、あるいは、県民の方々にとっても、我が県・三重県の魅力を強く再認識できる機会に恵まれていると言えるのではないかと思います。それに加え、世界各国の若者が競い合い、友情を育むことができるこの第10回地学オリンピック大会が三重県で開催されるということは、先ほども言いましたが、またとないチャンスであるというふうに思っております。

今後、取り組む中で重要なことは、式年遷宮や三重国体などと同じように、大会や行事の成功も大事ですが、一過性のものとするのではなく、一つの契機と捉え、理数系の底上げを進め、子どもたちだけではなく、生涯学習という観点からも地学に関する知識や意欲、興味、関心を高めていく取組が必要であるというふうに考えております。

そこでお伺いをいたしますが、国際地学オリンピック大会の開催に向けて、知事はどのような思いをお持ちなのか。また、組織体制など、今後の進め方はどうなっているのか。さらには、県内の子どもたちへのアプローチなど、

地学教育の底上げにどのようにつなげていくのかをお答えください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました国際地学オリンピック大会についての私の思いという点を答弁させていただきます。

国際地学オリンピック大会は、七つある科学オリンピックの一つで、先ほど来議員からありましたように、第10回は平成28年に日本で初めて、三重県内を会場として開催され、各国から高校生や、その指導を行うメンター、大会で高校生に助言を行う大学生などですが、など、総勢350名を超える方々が訪れます。

この大会は、開催国の地学オリンピック委員会が主催し、最多40カ国程度の高校生が、5日間程度にわたり地学に関する知識を競ったり、参加者相互の交流を深めたりするものです。また、大会の中では、地元高校生との交流を深め、友情を育むことができるよう、共同野外調査や交流会が設けられたり、地元の歴史や文化に触れる見学会等が行われたりすることになっています。

本県は、伊勢志摩をはじめとする豊かな自然に恵まれ、伊勢神宮や熊野古道などの深い歴史と文化に支えられた魅力的な地域です。この三重県に開催地が決定した理由も、セントレアからのアクセスにすぐれていること、それから、リアス式海岸があるなど地質学的にも興味深いこと、また、伊勢神宮や熊野古道、真珠、忍者など、世界各国の若人や地学オリンピック関係者にとって魅力的と考えられる観光資源も豊富であることなどであったそうです。

この大会を通じて、各国の将来を担う優秀な高校生たちが県内で一堂に会し、交流を深めると同時に、本県の歴史や文化に触れていただくことは、世界の中での三重県の認知度を高めるために非常に効果的であると考えています。また、地元の高校生にとっても、各国の高校生との交流を深めることで国際的な視野を広げることができ、将来、社会の中で活躍していく際の貴重な経験として非常に意義深いものとなります。

このため、平成28年の国際地学オリンピック大会を成功させ、大会を通し

て若者の友情の輪が広がるよう、また、世界における三重県の認知度が高まるよう、県としてもしっかりと支援していきたいと考えております。

私自身、高校時代の理科の選択は何と地学でありまして、開催決定を個人的にも心からうれしく思っております。先ほど議員からもありましたように、この地学は、気象、地震、海、星座、地形、こういう身近な分野から壮大なものまで幅広く、しかしながら、選択し得る人数や教員の数などの点で課題もあって、やはり、何かきっかけがないと深く探求していこうとなりにくい点もあろうかと思えます。詳細な取組は後ほど教育長から答弁させますけれども、この大会をきっかけに、そういう努力を続けて、三重県における地学推進が進み、これ、個人的な思いであります、未来のコペルニクスやガリレオ・ガリレイが出てくるぐらいになればと夢は大きく思っているところであります。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 私のほうからは、国際地学オリンピック開催に向けての組織的な面ですとか、それから、大会を一過性に終わらせないための取組等について御答弁申し上げたいと思えます。

平成28年度開催ということになっておりますので、国際地学オリンピック大会に向けた組織ですとか、それから機運の醸成等につきましては、国際地学オリンピック日本委員会のほうから詳細な大会の概要が示された後になるかと思っておりますので、関係機関とも連携しながら、その辺の検討を進めていくことになるかというふうに考えております。

一過性に終わらせないということでございますので、現在、県の教育委員会といたしましては、県全体での理数教育全般の充実を図るために、自らの専門性を高めていこうとする意欲ですとか態度を持った人材を育成するということが大変重要と考えているところでございます。

このため、現在、県立高校におけます発展的な理数教育といたしまして、M i e S S H、これ、スーパー・サイエンス・ハイスクールの略でございますけれども、このS S H校の指定ですとか、国のほうが指定したS S H校に

おけます研究開発などを通じまして、科学系人材の育成を図っているところでございます。

また、昨年度から、三重県高等学校科学オリンピック大会を開催いたしまして、理数分野でより発展的な学習を行うことや、三重大学等との高大連携を充実させるなど、国際地学オリンピック大会の開催も見据えつつ、探求的な学習の推進に取り組んでいるところでございます。

さらに、来年度からは、科学の甲子園ジュニア、これも仮称でございますけれども、これの三重県予選というのも検討いたしておりまして、中学生レベルでの科学技術に対する関心も高めていきたいというふうに思っております。

このような取組を通じまして、本県高校生、大会に参加できますのは高校生でございますけれども、中学生などがしっかり関心を持つような形で機運を高めていきたいというふうに思っております。

また、地元開催の利点を活用いたしまして、大会に参加しない生徒についても、各国の若者との交流会等を実施することによりまして、生徒の地学に関する知識や意欲、興味、関心を高め、地学教育の充実につなげていきたいというふうに考えております。本大会の開催が、地学教育を担当いたします教員の指導力向上にもつながると思っておりますので、この大会が一過性に終わることなく、得られた経験等をもとにいたしまして、県全体の理数教育の底上げにつなげてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） ありがとうございます。

知事のほうからも地学を専攻していたという話がございましたし、多分同時期になるのか、私は遺跡発掘のバイトで土運びをしておりました。この差は何なのでしょう、本当に。

今、教育長からも答弁がございましたが、運営主体が県ではないというような話で、まだ基本的には進んでいない、これからだということだと思ふん

ですが、これから3年あるわけですし、まだ実際白紙であるのであれば、逆に、やはり開催県として開催地の魅力をより伝えて、三重県が中身的には主導できるような形で素晴らしい大会にさせていただきたいなというふうに思っております。

そこで、地学、地質について、私もこの質問をしようと思うまで正直余り、興味がなかったんですが、亡くなりました若松監督の映画、「千年の愉楽」の撮影現場となりました須賀利という地区があるんですが、この須賀利には、大池と小池という淡水の湖が平成24年1月に国の天然記念物に指定をされました。この大池と小池は、日本でも極めて貴重な海跡湖として指定を受けたわけなんですけど、海跡湖とは、海の一部が閉ざされてできた湖であり、国内のほかの海跡湖は、海と湖の間が道路や堤防、線路などの人工構造物で寸断されているものが多いのですが、須賀利の大池と小池は、周辺の環境が自然のままで、ほぼ手つかずで良好な状態で保存されているのが「極めて貴重な」と表現される理由であります。

今から約3000年ほど前に形成された湖だそうなんですけど、通常、この大池と小池には海水が浸入することはありません。しかし、その大池の湖の底、約4メートルぐらいの泥の中から、過去の大津波による堆積物が確認をされています。大学の研究グループが大池で採取した堆積物の中から、これまで文献などでは記されていなかった年代も含めて、過去2500年の間に十数回大津波が見られる堆積物を発見したそうです。

今後、このような調査を進めることによって、過去の地震による津波の研究分野が大きく進展することとなりますし、将来の津波の予測にもつながるのではないかとというふうに期待をしております。

1回目の質問でも触れましたが、地球科学というのは、科学の中でも生活に最も密着した分野であり、自然環境問題や自然災害を考える上でも大変重要な分野であります。また、先ほども言いましたように、この三重県には、大池、小池のように、地学的にも大変貴重な資源が存在をしております。リアス式海岸ですばらしい地質にも恵まれている。それが今回のオリンピック

の選考で選ばれた理由の一つでもあるというふうに伺っております。

ですので、このすばらしい三重県の地質を生かすためにも、しっかりとしたすばらしい大会となるように、関係者一同、連携をいたしまして取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ここで、一つ提案だけさせていただきたいと思います。

ジオパークという言葉があるんですが、なかなか皆さんも聞きなれない言葉であると思います。このジオパークとは、日本地質学会によりますと、科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を含む一種の自然公園であり、そのジオパークでは、地質遺産を保存し、地球科学の普及に利用し、さらには、その地質遺産を観光の対象とするジオツーリズムを通じて地域社会の活性化を目指す、それがジオパークなんです。国内では50ぐらいのジオパークが世界とかから認定を受けております。

この紀伊半島を見てみますと、紀伊半島の中にはジオパークという認定をされたものがございません。ですので、先ほどの話ですが、このオリンピック大会をさらに今後もつなげていくためには、やはりこういったジオパークという構想もぜひ三重県として検討いただきたい、そのことを要望させていただきたいと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

携帯電話についての子どもの適正な利用について質問をさせていただきます。

文部科学省が平成21年5月に小中高校生を対象に、子どもの携帯電話等の利用に関する調査を行った結果によりますと、携帯電話の所有は、小学6年生で約25%、中学2年生で約46%、高校2年生では約96%の児童・生徒が携帯電話を所有しているという調査結果が出ています。

それに対して、2年後の平成23年に三重県が行った携帯電話の使用に関するアンケート調査によりますと、小学生で約28%、中学生で約56%、高校生ではほぼ100%の児童・生徒が携帯を所有しているという調査結果が出ております。

平成21年に文部科学省が行った調査と、三重県が平成23年に行った調査で

は、2年が経過しておりますので単純な比較はできませんが、小学生では、現在3割が、中学生では約半分が、高校生になると、ほぼ全員が携帯電話を所有していることになろうかと思えます。そして、現在では、所有率はさらに増加しているのではないかというふうに思っております。

携帯を持つようになった理由は、小学生では、塾や習い事を始めたからや、保護者が持つように勧めたというのが多く、逆に中高生では、友達が持っているから、生活が楽しくなると思ったからなどの理由が多くを占めております。携帯電話やパソコンのインターネットも同様に、様々な人や様々な情報、様々な世界につながっております。そのため、例えば、自分の趣味や可能性をさらに広げることができ、遠くに離れた人ともすぐにつながることができます。そして、携帯を持たせた保護者も、GPS機能などで子どもの居場所がすぐわかるからといった、当然、携帯電話のメリットもございまして。

しかし、逆に言いますと、電話やメールの返信をめぐっていじめや仲間外れが行われるきっかけとなり、いやが応でも携帯を手放せない、結果的には携帯に依存してしまうことになり、深夜まで電話やメールに縛られ、宿題や家庭学習の時間が持てなくなり、睡眠不足や、自分自身の時間や家族での時間が持てないことなどへのストレスなど、健康や勉学に多大な影響が起きているケースが多数報告をされています。

その対策として、県教育委員会で様々な取組を行っていただいております。また、平成24年度だけではなく、新年度、25年度当初予算にも、ケータイ・ネットの対策事業として、昨年同様の事業が計上されています。

ここ数年なんですけど、携帯とネットを中心に、その対策や啓発を行っていただきましたが、手軽な携帯電話と膨大な情報とをつなげるネットをあわせ持つスマートフォンが登場したことにより、その危険性や影響は格段に上がってきているのではないかと感じています。

ある調査によりますと、未成年者のスマートフォンの所有率は、2年前までは約14%で、今回の調査では30%と倍増しており、特に女子高校生ではその割合が高くなっているとの結果が出ています。

フィルタリング設定につきましては、スマートフォン以外の携帯電話に関してはフィルタリングは効果を発揮しますが、スマートフォンのフィルタリング設定は携帯電話より複雑で、無線LANでインターネットを利用する場合のためのフィルタリングと、携帯電話回線のフィルタリングと2回線、それぞれ別に設定する必要がありますが、未成年者の、特に女子高校生のフィルタリングの必要性については意識が低いという調査結果も出ており、野放し状態になっているという現状でございます。

スマートフォンは、小さなパソコンに電話機能がついているというものであり、その被害により犯罪に巻き込まれるケースも多数報告をされておりまして。有害な出会い系サイトにアクセスして被害に遭った子どもの件数は年々減少はしていますが、逆に、一般のコミュニティーサイトで被害に遭う件数が増えておりまして、逆転しているという報告もなされておりまして、国民生活センターによりますと、スマートフォンのアプリや有料サイトなどに関する相談は、おととし98件だったのから、昨年は5700件に急増し、本年はさらに増えるのではないかという見通しだそうです。

今後は、スマートフォンの所有がさらに進むというふうに思っております。スマートフォンを持たせない、使わせないということよりも、初めて乗る自転車の練習のように、フィルタリングや保護者の目を自転車の補助輪として、まずは、やはり使い方を覚えてもらう、そんな取組が急務であるというふうに考えております。

例えば、他県では、携帯電話会社やその代理店が、未成年者にスマートフォンを販売する場合のフィルタリングの説明を義務づける条例案も提案されております。

そこでお伺いしますが、これまでのケータイ・ネット対策事業の取組や効果、さらには、今後はスマートフォンの対策にも十分力を入れていかなければいけないというふうに考えておりますが、今後、どのように取り組まれていくのかをお示しく下さい。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 携帯電話、スマートフォンを含む、その適正な利用と
いいますか、それに対する取組等について御答弁申し上げたいと思います。

直近に内閣府が調査をいたしました、これ、昨年11月に調査をしておりま
すけれども、そのときの調査によりますと、児童・生徒の携帯電話の所有状
況というのが出ておりまして、小学生で約30%、中学生では約50%、高校生
ではほぼ100%という状況でございます。

このうちスマートフォンを所有している割合といたしますのは、小学生が約
8%、中学生で約25%、高校生では約56%というふうな状況になっておりま
して、スマートフォンの普及が進んできているという状況でございます。

こうしたスマートフォンを含む携帯電話につきましては、便利な一方で、
簡単に有害なサイトに接続できるなどの危険が潜んでいるところでございま
す。児童・生徒が使用する場合には、有害情報へのアクセスを制限するフィ
ルタリングを設定するよう、保護者への啓発が重要であると考えているとこ
ろでございます。また、児童・生徒自身が情報モラルを身につけ、適切に活
用できる力をつけることも必要でございます。

こうした状況を踏まえまして、県教育委員会では、ケータイ・ネット対策
事業を実施してまいりました。全ての公立小・中学校及び県立学校を対象に
いたしまして、問題のある書き込みの検索、監視、削除を業者に依頼して
行っているところでございます。

また、フィルタリングの利用を推進するために、携帯電話事業者と共同し
てリーフレットを作成し、販売時にフィルタリングの重要性について保護者
に説明するよう事業者に対しても依頼をし、こうした取組を進めてきておる
ところでございます。

さらに、保護者によりますネット啓発チームを編成いたしまして、保護者
向けにネット啓発講座を実施したり、学校、P T A等関係機関と連携しなが
らの啓発にも取り組んできたところでございます。

このような取組を進めてきましたことにより、児童・生徒の個人情報の掲
載等、問題のある書き込みが減少するなど、一定の成果が見られたところで

ございます。

また、ネット啓発講座を受講していただいた保護者の方からは、ネットの危険性がよく理解できた、保護者の見守りが重要であることがわかったといった声が多く寄せられるなど、保護者への啓発を進めることの重要性についてもだんだん認識されてきたところでございます。

県教育委員会といたしましては、平成25年度も引き続きケータイ・ネット対策事業を実施してまいります。特に保護者に対しましては、ネット啓発講座等を通じまして、日ごろからの保護者の見守りが大切であることを伝えるとともに、フィルタリングの利用が、児童・生徒を有害情報から守ることになることについての啓発を一層進めていきたいと思っております。さらに、誹謗中傷や個人情報の掲載等、携帯電話やインターネットの利用によって起こる問題を、学校、警察などの関係機関と連携して、適切に対応してまいりたいと思っております。さらに、児童・生徒に対しては、道徳、それと教科としての情報、技術・家庭等の時間におきまして、個人情報の保護や著作権への侵害、ネット上の危険性等、情報モラル教育やリスク教育を充実していきたいと思っております。

こうした取組を通じまして、子どもたちが携帯電話を適正に利用できるよう、保護者や関係機関等と連携しながら指導していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） ありがとうございます。

事業者に対しても、しっかりとフィルタリングの効果とかを販売するときに伝えていただくというような話とか、保護者にしっかりと、危険性であったり、使用について伝えていただけるということなのですが、きっとそれでは本当に追いつかないぐらいすごいスピードで、子どもたちというのが危険にさらされているというふうに思っております。

事業者に対して、販売するときに伝えていただくというのは当然のことな

んだとは思いますが、実際、子どもたちが携帯を持つというのは、やはり新年度が始まるこの時期とか、そういったときにぎゅっと集中するわけなんです。その契約をするときに、次から次からお客さんが来る中で、一々フィルタリングの効果について説明する時間というのが果たしてどれだけ持てるのかどうかということを考えますと、なかなか現実的には難しいのかなというふうなことも思っております。

とはいえ、だからしないというわけにはいきませんので、やはり根気強く伝えていただきたいと思ひますし、保護者の方々に伝えるにしても、例えば、保護者会にしても何にしても、そこに出てきてくれている方々というのは、もしかするとちゃんと啓発しなくてもわかってくれている方が多いのかもしれない。そういう場に来てくれない方々にどういうふう伝えていくのか、そういうことのほうがやはり重要なのかなというふうに思っていますので、ぜひ子どもたちをしっかりと守っていく、それが本当に行政のやるべきことなのかというところもあるんですが、やはり子どもたちの安全・安心を守っていくという面においては、行政としてもしっかりと取り組まなければいけないと思ひますので、ぜひともお願いをいたしたいと思ひます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

昨年11月に三重県漁業協同組合連合会、三重県内の漁業協同組合から三重県議会に対して、「美しい三重の海と川」を守るため河川上流域における採石、開発事業等に関する請願書が提出され、全会一致で採択をいたしました。

請願内容に該当する新規計画につきましては、現在、認可をめぐる裁判中ということもあり、個別の案件、特定の事業者ということではなく、採石業全般についてお伺いをしたいと思います。

採石法では、第32条で、「採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければいけない。」さらに第33条で、「採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。」とされています。

採石業を行おうとする者は、知事の登録を受け、採取計画を定めて、知事の認可を受けなければならないわけなんです。現在、県内では40業者、44地域で知事の認可を受け、採石業が行われています。

この採石業というのは、古くから行われている産業でありまして、地域においては、税収面や雇用の確保という観点からも、地域コミュニティーを守る上で重要な基幹産業であります。採石業そのものに異を唱えるものではなく、ただ産業として今後も発展させていくためには、地域に理解され、必要とされ、支えられ、環境面でも負荷をかけないというものでなければいけないというふうに私は思います。

特に、この採石法は昭和25年に制定され、当時は産業育成の観点から、地元理解や同意などは認可条件になく、認可に係る処分をする場合は関係市町村の意見を聞くことと、処分したときにはしっかりと通報する、そのことだけが記されていて、実際には、参考に意見を聞きなさいということのみでございます。

しかし、第33条の4には、認可の基準として、「岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、または、農業、林業、もしくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは認可をしてはならない。」と、不認可とすることができる条件もあるわけですから、認可をする以上は、県にその認可責任が伴うのだと私は思っています。

例えば、今後も県内の良質な石材を活用しようと、新規業者の参入も十分に考えられます。採石業がもたらす濁水や他の産業への影響は、川や海から離れている内陸部での採石業と、切り立った急峻な山々が近くにあり、民家や河川、海岸の近く、あるいは雨が多い地域とでは、やはり同じ県内でも、その環境に与える影響というのは大きく異なってきます。だとすれば、地域住民の方々や環境に配慮し、濁水対策の充実など、地域の実情に合わせた認可のための条件というものがあってもいいのではないかとこのように私は考えています。

認可した以上は、各業者がしっかりと濁水対策などに取り組んでいるのか、

県として監督、指導するのが認可責任であると思えますし、今後の県としての、認可に対する考えや、あるいはその取組についてをお伺いします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 採石計画の認可について御答弁させていただきます。

岩石の採取計画の認可に当たっては、議員御指摘のように、採石法第33条の4の認可基準に基づき審査を行っているところです。「他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、または農業、林業、もしくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは認可をしてはならない。」というように規定されております。

採取計画の認可の審査に当たりましては、採石法におきまして、これまで、その他の産業に甚大な被害を与える等、公共の福祉に反する可能性について慎重に検討してきたところでございます。

平成24年度の第2回定例会、11月会議で、「美しい三重の海と川」を守るため、河川上流域における採石、開発事業の認可に当たっては、流域漁業団体の了解を得よう事業者に対し求める等の請願が採択されました。このことから、認可の審査に当たりましては、新規、または既存の採石業者に対し、合意形成に努力してほしいという旨の要請をしております。そしてまた、実際に認可をおろす場合に際しましては、地元関係機関と生活環境の保全に係る合意書を結ぶよう努力することなどを要請しております。

引き続き、請願の趣旨に基づき、採石業者への指導を行ってまいりたいと考えております。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○**14番（津村 衛）** 御答弁をいただきました。

実際に、現状の法律ではそれを縛ることはできないというのは、私も理解をしているところでございますが、先ほども言いましたように、やはり地域の実情に合わせた認可の方法、考え方というのがあってもいいのかなというふうには思っておりますので、ぜひそのこともしっかりと頭に入れていただ

ければと思います。

一つ紹介をさせていただきます。広島県に鞆の浦というのがありまして、鞆の浦訴訟という一つの事案を紹介させていただきます。

この鞆の浦は、1992年には都市景観100選、あるいは、2007年には美しい日本の歴史的風土100選にも選ばれているところをごさいます。最近では、宮崎駿監督のアニメ「崖の上のポニョ」の舞台になったことでも知られているところをごさいます。

ここで、県は湾岸を埋め立てて駐車場や橋、あるいは下水道をつくる計画をしていたわけなんです。地域の住民の方々が歴史的景観の保存を望む声も多くて、埋立計画に反対する住民の方々が、県を相手取り、工事の差し止め訴訟を起こしました。橋や広い道路ができると、かえって交通量が増え、生活環境が脅かされるのではないかと主張しまして、代替案として、違うところの山側にトンネルをつくってはどうかということも提案されたそうです。

この開発と自然景観をめぐる裁判として注目された、この鞆の浦景観訴訟なんです。結果的には、反対派原告住民の訴えを認め、工事着工を差し止める判決が出されました。工事着工の手の段階で、景観保全を求める地域住民の訴えを認め、行政に差し止めを命じたという判決は全国で初めてだそうです。今後の様々な開発型公共事業への影響は必至であると見られます。

当然県は、その判決を不服として控訴しているそうなんです。今回の鞆の浦の案件は、先ほどの採石の問題とは直接は関係はございませんが、公共事業や、産業や、開発重視で進んできたものに対して、景観保護や環境保護などの地域の住民の方々の訴えというものが認められてきている。それだけ民意、あるいは環境というものが尊重されている時代であるというふうに思います。

地場産業を支えて育成していくということは、行政としても大変重要なことだと私は認識しております。しかし、そこに住む人との、やはりバランスをとりながら、地域と産業がお互いに気持ちよく共存し合える環境づくりに努めていただきたいというふうに思っております。先ほども言いましたが、

それが認可権を持つ県の責務であるというふうには私は思っております。そして、それが結果として県民の幸福実感につながるものだと確信しておりますので、どうかしっかりとした県の取組をお願いいたしまして、私からの一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 20番 村林 聡議員。

〔20番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○20番（村林 聡） 度会郡選出、自民みらい、村林聡です。

私ごとですが、このたびの私の結婚に際しまして、議会の皆さん、そして知事をはじめ執行部の皆さんに御祝賀をいただきましたこと、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。どうか今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、大きな1番、南部地域の活性化についてと置かせていただきました。

（1）基金事業のこれまでの成果についてお伺いします。

例えば、私の住んでおる南伊勢町では、生まれた子どもが30歳ぐらいになるまでに、3人に2人は流出してしまっています。世代を繰り返すごとに、半分どころか3分の1になってしまっているという厳しい現状があります。

私は、こうした状況を踏まえまして、住み続けたい人が住み続けられない悲劇にこそ対策をしていくべきだと訴えてまいりました。これは、午前中に御質問をいただきました青木議員と同じ思いであります。知事は、まさにこの視点で、県政の重要な施策として南部地域の活性化に取り組み始めてくださっておりまして、大変深く感謝申し上げますとともに、高く評価するところであります。

具体的には、基金を積んでいただいて、市や町を中心に事業を始めてもらっているところでありますけれども、どのような成果が上がっているか、御答弁をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔小林 潔地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（小林 潔） 南部地域活性化基金のこれま

での成果についてお答えをさせていただきます。

南部地域の活性化を図るため、南部地域活性化基金を積み立て、市町とともに事業化に向けた協議を重ねてまいりました。基金事業につきましては、その活用要件などから、当初、市町にも戸惑いがあり、本年度は9月補正予算の第1次産業の担い手確保対策事業を計上するにとどまりましたけれども、平成25年度の当初予算におきましては、地域のニーズに対応した10件余りの取組を計上させていただくなど、市町の理解も深まったという感触を得ております。

基金の活用につきましては、複数市町の連携を前提に、県が補助メニューを示す方法ではなく、市町が柔軟に企画、立案し、事業化する仕組みを基本としております。南部地域活性化プログラムの取組を始めるに当たりまして、当初、基金を積み立て、一定の財源を示したことで、市町にとっても事業化の検討や財源確保に向けてインセンティブが働いたと考えております。

具体化した事業といたしましては、例えば、短期的な取組としては、神宮式年遷宮の機会を捉え、玉城町、度会町、南伊勢町が連携し、サニーロードを活用した誘客促進の取組でございますとか、中長期的な取組といたしましては、企業立地の取組、あるいは高校生、小学生を対象に、地域への愛着心を育む事業などを構築いたしましたところでございます。

事業化に際しましては、複数の市町が協議を重ねる中で一体感が生まれるとともに、構築された事業につきましては、主体的、かつ積極的な取組が期待されるなど、一定の成果もあったと考えております。

なお、南部地域のある首長からは、複数の市町の連携によるフレキシブルな提案を前提とする仕組みとしたことで、市町職員の企画力などを向上させる機会にもなったとの評価もいただいております。今後も引き続き、関係市町との連携を一層深めながら、基金を活用し、南部地域の活性化に資する事業の具体化に取り組んでまいります。

以上でございます。

[20番 村林 聡議員登壇]

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

基金が呼び水になって、市や町が主体的、自主的に、若者定住という切り口で取組を始めるようになってきたということですね。今までになかったような面からの、例えば、サニーロードを利用した誘客と、そういった取組も始まってきて、あるいは、市や町の一体感や連携というものも出てきているという、そういう御答弁であったかと思います。

今までの過疎対策と言われるものと違って、ついに若者定住という切り口で動き始めたことを高く評価いたします。それこそが、この基金事業の最大の成果であると考えております。基金事業については、議会では様々な議論がありましたけれども、私としては、一定の見直しはしたとしても続けていくべきものであると、そのように受けとめさせていただきました。

では、続いて、（２）と（３）の質問に入らせていただきたいと思います。（２）が南部地域の活性化にかける思い、（３）が今後の戦略というふうになっております。

先ほども申しましたように、基金事業は続けてほしいというのが私の立場ですが、それを踏まえて、南部地域の活性化にかける知事の思いをお聞かせ願いたいと思います。

さらに、あわせてもう1点、（３）のほうもお聞きしたいのですが、基金事業について、今議会でも様々な議論がなされているところですが、基金を積んで、市や町の主体性や自主性を生かしていくということはすぐれた点であります。しかし、県としての戦略を市や町に示す必要があると考えます。

知事は、あり方を検討するという御答弁をなさったところでありますけれども、検討するべきは、この市や町に示す戦略であると考えます。知事の御所見をあわせてお願いいたします。

以上、2点、御答弁をお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、南部地域活性化にかける思いということと、

それから、そういう戦略、方向性を示すべきであるということで、その2点について答弁させていただきます。

県南部地域においては、豊かな地域資源に恵まれながらも、主要産業である第1次産業の低迷などから雇用の場が不足し、若者を中心とした人口流出により、過疎化、高齢化が進行しています。

このため、今年度から、若者の働く場の確保と定住の促進を目標とする南部地域活性化プログラムをスタートさせるとともに、南部地域活性化局を設置し、課題の解決や活性化に向けた取組を進めているところであります。

特に、雇用の場の確保としましては、地域の主要産業である農林水産業に移住者などを受け入れる体制を整備し、担い手の確保に努めているところであります。

また、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金や南部地域活性化基金を活用し、地域資源を生かした新しい事業展開や事業拡大を行う事業者を支援することで、雇用・就業機会の創出につなげていくこととしています。

さらに南部地域は地理的条件もあり、大規模な工場誘致が望めないことから、市町と連携し、その特性や資源を生かした企業立地の取組を進めるため、マイレージ制度の創設など、新たな企業立地支援制度を導入することとしました。

また、みえライフイノベーション総合特区の中で、鳥羽市と尾鷲市が地域拠点に位置づけられており、地域の特色を生かした産業創出などにも取り組んでいきます。

いずれにいたしましても、雇用の場の確保により、若い世代が地域に定着することが南部地域の活性化にとって最も重要なポイントであり、市町とも連携しながら、全庁を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

なお、人口減少を食いとめるという観点から、社会的流入を少しでも増やす取組として、価値観の多様化に伴い、多様なライフスタイルが選択される時代になったことを踏まえ、移住フェアの開催などにより南部地域での魅力的なライフスタイルについて発信を行っています。実際に、長期インターン

シップで東紀州地域に来てほれ込み、Iターンで就職したケースもあります。

今後の取組の方向性につきましては、南部地域活性化プログラムの目的である若者の雇用の場の確保と定住の促進に向け、関係市町としっかり協議し、より一層の連携を深めながら、次世代を担う若い方々がふるさとに定着し、希望を持って暮らしていけるような地域にしていきたいと考えており、その点に関する思いは当初より全く変わるものではありません。

南部地域活性化プログラムを進めるに当たりまして、先ほど申し上げた目的というのが若者の雇用の場の確保であり、定住の促進だということをお示しさせていただいておりますので、方向性はそういうことなんだと。その中でどういう事業をやっていくのかということで、市町と連携して協議をしていこうと思っていますので、改めて戦略というような形でまとめるということは考えておりませんが、あくまでもそれが目的なんだという中で事業を進めるということを市町の皆さんともよく共有しながら進めていきたいと思えます。

[20番 村林 聡議員登壇]

○20番(村林 聡) 御答弁ありがとうございます。

まずは、あくまで若者の人口流出をとめて定住していく、そして、働く場をしっかりと確保していくという当初からの目的、これは、全くぶれずにしっかりとやっていくという力強い御答弁をいただきましたので、安心いたしました。

それで、二つ目の今後の戦略のほうでありますけれども、おっしゃることはもつともで、市や町のいろんな知恵を生かしてということはもちろん、しかも、それは目的をぶれずにやっていくということはもちろんなのでありますけれども、その一方で、県としての、やはりもう少しこうという戦略とか、一定の見みたいなものを出した上で自由にやってくださいというのが必要なのではないかと思っておりますので、急には無理でしょうし、非常に難しい問題ではありますが、検討していただきたいと思います。

南部地域活性化の課長にお話を伺いますと、スモールサクセスを積み上げていきたいというようなお話も伺っております。いきなりホームランは無理

かもしれないけれども、ポテンヒットでも得点をと。今、知事は、せめて二塁打をというふうにおっしゃってくださっているようでありますけれども、ぜひそのようにこれからもやっていただきたいとお願いを申し上げまして、一つ目の項を閉じさせていただきたいと思います。

大きな二つ目に入ります。県立高等学校再編活性化計画（仮称）についてであります。

県は、県立高校の再編を進めようとしております。その中で、県立高等学校再編活性化計画（仮称）の最終案が、3月19日の教育警察常任委員会に提出されようとしているところです。この中に適正規模という考え方があります。1学年にクラスが3から8学級というようなことのようにですが、この考え方によって小規模校が統廃合されていっております。

では、この適正規模という考え方の根拠は何かと伺いますと、この（現物を示す）平成11年度の三重県高等学校再編活性化推進調査研究委員会からの報告書であると、このように伺っております。平成11年度ということで非常に古いものであります。その適正規模というのは、この報告書が根拠になっておることなので、この報告書を読ませていただきましたが、この報告書を読む限りでは、小規模校にも利点があつて、適正規模として、1学年3から8学級ということで意見がまとまったようにはとても読めません。そのようには見えない。古いものでありますから、当時の議事録が残っておりません。ですから、正確にはわかりませんが、相当意見が分かれたものであるということがこの中身を読ませていただくと推察されます。

特に根拠となっておる一文は、3から8学級でという意見で大勢を占めたという書き方であります。この書き方からは、適正規模という考え方を絶対に承認しない委員が一定数いたのであろうと、意見がまとまらなかったのであろうということは明らかであります。なぜこの報告書が再編活性化計画の中の適正規模という考え方の根拠となるのか理解ができません。ぜひこの県立高等学校活性化計画は撤回していただきたい。そして、教育委員会の掲げる1学年3学級以上、8学級以下が適正規模だという考え方自体にも根拠が

ありませんので、それも撤回していただきたいと思います。

教育長の御答弁をお願いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 県立高等学校の活性化の適正規模のほうで示しております1学年3学級以上、8学級以下ということの根拠について御答弁を申し上げたいと思います。

議員御紹介がございましたように、平成11年度、三重県高等学校再編活性化推進調査研究委員会というものが当時ございまして、その調査研究におきまして、県内外の視察ですとか各県の状況等を踏まえながら、広く県民の意見も聞いた上で、高校が活力ある教育活動を展開するための適正規模についていろいろ議論をされたところでございます。

その中で小規模校についても当然議論がありまして、きめ細かな指導ができること、体験的な学習が実施しやすいことなどのメリットがあるものの、最終的には、子どもたちの多様なニーズに応え、活力ある教育活動を展開するため、適正規模の下限を1学年3学級程度とするのが妥当であると、そういう意見が大勢を占めたというふうに報告されているところでございます。

さらに、学校行事等の諸活動が円滑かつ効果的に実施できるという観点から、1学年8学級以下が望ましいということで、その当時の調査報告が出たというふうに聞いておるところでございます。

県の教育委員会では、この報告等を踏まえまして、平成13年度に県立高等学校再編活性化計画、これは平成14年度から23年度までのものでございますけれども、を策定いたしておりますけれども、その際の県立高校の適正規模ということで、1学年3学級以上、8学級以下ということを基本として県立高校の再編活性化を進めてきたところでございます。

高校には、生徒が社会の変化に対応して、自立した社会人として社会に参画するために必要な力を育成する役割がございまして。こうしたことから、各学校に求められる学習のニーズに応じられる適正な学校規模を保つということが必要だというふうに思っております。

現在策定をいたしております県立高等学校活性化計画、仮称でございますけれども、これの県立高校の適正規模につきましては、多様な選択科目を開設できるという観点、それと、学校行事、クラブ活動等でございますけれども、そうした学校行事等が効果的に実施できるという観点から、従前から決めております1学年3学級以上、8学級以下というのを基本として踏襲したものでございます。

この適正規模の考え方につきましては、平成11年度の調査研究を踏襲しておりますけれども、平成14年度からの再編活性化計画の取組、それと、現在策定しております新しい計画の三重県教育改革推進会議での議論、それと、県立校長会等々、関係者との議論を種々やってまいりましたけれども、その場においても、この考え方についてはおおむね共通の理解が図られているというふうに考えております。

なお、全国的には、高等学校の適正規模は4学級から8学級としている県が多くございます。特に人口の多い府県では、6学級から8学級としているところもあるところでございます。

県の教育委員会といたしましては、昨年度に引き続きまして、地域での協議会を開催いたしまして、地域の声を聞きながらいろんな形での議論を進めてきたところでございます。そうした中で、学校の特色化、魅力化を進めるという意味での活力ある高校をこれからも進めていきたいと思っておりますので、そうした観点での適正規模、適正配置についても推進をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁をいただきました。

この平成11年度のが、（現物を示す）やはり根拠であると。その平成13年度以降の取組もなされましたけれども、あくまでこの報告書が根拠であるという御答弁であったと思います。

ニーズに応えられる規模とか、選択科目、部活などを円滑に進めるというよ

うな、今、御答弁もありましたけれども、この報告書、本当にいいことを言っておるんですね。小規模校の課題と言われているのはたった3点。それに対して、小規模校の利点として上げていただいておりますのは4点。その中で、小規模校の利点として書いていただいております中に、読み上げます、「少人数で落ちついてじっくり学ぶことができ、きめ細かい指導が受けられる。小規模校の課題として挙げられている、多くの人と出会う機会や選択科目の不足などは、学校外との交流の機会を増やしたり、学校間の連携を強めることで対処できる。」今の御答弁いただいたことに、しっかりとこの報告書が答えていただいております。

さらに共感できる2項目めも読み上げます。「地元の学校として、環境保護など地域の特色を生かした体験的な学習を中心に活性化していくことにより、地域に支えられ、地域に根付いた学校づくりが可能である。地域の学校としての活性化は、子どもたちを地元に残していくことにもつながる。」何と若者定住につながるような御提言まで中に入っている。

なぜこの報告書が、適正規模という考え方で小規模校を再編する根拠になるのか全く理解できない。そもそも、おっしゃられておる適正規模ということに教育論、教育学としての根拠があるのでしょうか。小規模校としての利点を報告書にこのように書いていただいておりますのに、あえて無視をするというのであれば、客観的な根拠を示すべきだと思います。今のままでは教育委員会の主観的、独善的な判断であると言わざるを得ません。まるで教育効果ではなくて教育効率で判断していると、そうではありませんか。

もう一度御答弁をお願いいたします。

○教育長（真伏秀樹） 今の報告書のほうもいろいろ御紹介いただきましたけれども、そこでそういう意見があったという紹介と同時に、最後には、いろんな学校としての活性化というのを図るためには3学級程度が必要だというふうな結論になっていることは、その中を読んでいただければ、十分おわかりになっていただけると思います。

それと、教育効果というふうに関今、おっしゃいましたけれども、私ども、特に学校を潰したいとか再編したいという思いで決してこの活性化の話を進

めているわけではございません。当然、こういう少子化の中でございますので、どうしても地域の中学校の卒業者が少なくなつてまいります。そうした中で、今のままの定数を放置して、そのままずっと続けていけば、どこかに必ず定数割れをする学校が出てまいります。もし仮に、定数割れをするような学校をそのままずっと続けていくということになれば、ますますその地域からは中学生がその学校に進学をしないということになりますので、またその学校については、ますます活力がなくなると。

経済でいいますと、デフレスパイラルじゃありませんけれども、ますます悪い方向に行ってしまうということが考えられますので、そのためには、その地域の中でそういうことを防いで、なおかつ全体としての活力を保つためにはどういうことをすればいいかというのをいろんな形で検討してきたつもりでございます。

そのために、各地域で、特に再編活性化を進めなければいけない地域については、各地域で協議会をつくらせていただいて、そこでいろんな関係の方、学校の関係者もあれば、PTA、それから経済界の方もいらっしゃいますし、いろんな方に入っていていただいて御議論をしていただきました。その御議論の中で、恐らく各委員は、例えばその地域のPTAであったり、地域の学校の代表であったりするにもかかわらず、いろんな議論を自分の立場を超えてやっていただいて、一定の方向性を出していただいたというふうに思っておりますので、その方向性の中で、小規模校については一定の再編といえますか、そういうこともやむなしという結論もできたかなというふうに思っておりますので、地域でのその声については、私ども、しっかり尊重していきたいなと思っております。

以上でございます。

[20番 村林 聡議員登壇]

○20番（村林 聡） 御答弁いただきましたけれども、地域の声をということでありましたが、私も地域の協議会に何度も傍聴に行かせてもらいましたが、やはり3から8学級が適正であるという結論を、この間、4項目を申し上げ

ましたが、先に協議会に教育委員会として示してしまっているんですね。それで地域の声を聞いた、結論が出たとおっしゃられるのは、全く私は御答弁として不満であります。

この報告書にあるような小規模校の利点の生かした高校があってもいいのではないのですか。本当にそういう高校があったら、デフレスパイラルになって、地域の活力を奪うのですか。私はそれは全く思えない。そういった多様性のあるいろんなタイプの高校が今こそ求められると思っています。ですから、一律に3学級ないからだめですよと、そういうような話ではなくて、きちっともう一度、高校のあり方から根本的に議論していただきたいと、そのように要望させていただきます。

もう時間がないので、次の項目に移らせていただこうとは思うのですが、議場にいる議員の皆さん、今の議論を聞いていただけたと思います。3月19日には、教育警察常任委員会に先ほどの再編活性化計画が出てまいります。どうかしっかり根拠のほうの調査なんかも読み込んでいただいて、よろしく、よろしく御調査いただきますように、心よりお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いします。

では、大きな項目の3番へと参ります。

公文書の保管について、大きな3番で掲げさせていただいております。

現在、三重県は、執務上の文書を公文書管理規程というもので運用しています。こうした公文書の管理規程というようなものは、組織としての記憶を残すんだという明確な意思が底流にあるべきだと考えます。

しかし、どうも現在の規程は、情報公開を意識してつくられているように見受けられます。3年とか、5年とか、最長で30年といった保存年限が来た文書は、それぞれの担当課長の判断で、保存を延長するか、廃棄するか決められるということになっております。これでは短期的な現場の判断で執務上の大事な文書が廃棄されてしまうおそれがあるのではないのでしょうかという問題提起をさせていただきます。

例えば、先ほどの県立高等学校再編活性化計画（仮称）について、適正規

模の根拠となっている報告書を出してください、（現物を示す）先ほどのこの報告書ですね、とお願いいたしましたところ、担当の方は、当初、古いものなので残っているかわからない、調べてみますと、こういうお返事でした。幸いにも今回の報告書は残っていて、質問に使うことができましたが、残念ながら議事録は残っておりませんでして、どういう議論がなされたのか、正確にはわかりませんでした。

幸い残っていた報告書も、残念ながら残っていなかった議事録も、それぞれの担当課長の判断次第ということで本当によかったのでしょうか。執務上、政策判断の根拠となっている大切な文書が残っていたり残っていなかったりするという現状があります。この現状について当局はどうお考えか、御答弁をよろしくお願いいたします。

〔稲垣清文総務部長登壇〕

○総務部長（稲垣清文） 公文書の保存についてのお尋ねでございます。

現用の公文書、すなわち、今なお、現に用いている公文書につきましては、当初定められた保存期間が満了した場合、原則、保存期間が5年以上の公文書につきましては、環境生活部の文化振興課に引き継がれまして、歴史的公文書として保存すべきか否かの判断の後、必要に応じて、保存、廃棄がされることになっております。ただし、その公文書を所管する所属の長が保存期間を延長する必要があると認めるときは、保存期間の延長の手続を行うことができるわけでございます。

保存期間を延長し、現用の公文書として保存を継続するか否かにつきましては、文書管理規程上、義務的に延長しなければならない場合、例えば、監査、検査の対象となっているとか、それから、係属中の訴訟に係るものがありますとか、そういったものにつきましては当然のごとく残すわけでございますけれども、そのほか裁量的に延長する場合がございます。裁量的に延長する場合は、保存期間が満了した時点での公文書に係る事務事業等の現在の状況でありますとか、今後、その文書を使う見込みとか、そういったものの見通しを考慮いたしまして、事務の遂行上、その公文書を現用の公文書とし

て保存し続ける必要があるか否かというものを、その事務事業に一番責任を持ちます所属長が判断していただくということになっております。

保存期間の延長は、当初設定した保存期間を延長する例外措置でございますので、その理由はケース・バイ・ケースでございます、一律の基準を設けることはなかなか難しいのかなというふうに考えております。それぞれの判断において慎重を期すことが求められることは言うまでもございません。

今年度、文書管理規程の改正を行っております、所属長が文書事務の責任者であることを明文で規定いたしました。それとともに、文書主任に原則として副課長の職にある者を充てるなど、文書の管理体制の強化を図っております。

このような体制の中で、公文書の保存期間の延長に関する判断につきましても、独断ではなく、組織として十分に検討を行った上で行うよう、文書主任研修の機会などを通じまして周知いたしまして、適正な公文書の取り扱いに努めてまいりたいと、そのように思っております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

今の文書管理規程がだめだと言っているわけではなくて、そういうふうにはっきりとやっていただいているということは理解できるのでありますけれども、その上で、やっぱり執務上、政策判断の根拠となっている大事な文書は、きちんと、ただ判断だけに任すのではなくて、やっぱり一律的などと言うと何か語弊がありますけれども、何かしらの基準が必要なのではないかなという、そういう問題提起というか、詳しくは私も知らないんですけども、担当課長が文書の判断をするときにおかれても、パソコンで一覧で出て、タイトルだけ出てくる中で判断、大量の文書、多分1年に1回ぐらい判断するというようなお話も聞いておるわけで、私も何も詳しいわけではないので、今後、また勉強させていただきながら、いろいろ議論もさせていただきたいと思うんですけども、ぜひ、ちょっと今回の質問に当たって、こういうような、残っていたり残っていなかったりというような問題意識の中から出た

質問ですので、御検討をぜひよろしくお願ひしたいと御要望させていただきます。

では、大きな4番のほうへ移らせていただきたいと思います。

公共事業の入札のあり方ということで、(1)健全な産業であるためという質問です。

公共事業の予定価格の中の、特に労務単価についてでありますけれども、公共事業が大幅に減る中で、業者同士で価格をたたき合っていく中で、労務単価が大きく下がってしまいました。予定価格を決めるために労務単価の調査をかけると、そのたたき合っ下がってしまった結果が出てきますよね。そうすると、予定価格の労務単価がまた下がりますよね。下がった状態で出てきた予定価格に対して、また業者同士が入札でたたき合っさらに下げってしまうというような、こういう悪循環でどんどん下がってきてしまっているというような声を以前から聞いております。

やっぱりそういう建設業も、健全な産業であるためには、やはりきちんと後継者が育つ、それだけの収入とかお給料というのが出なければならぬと思うんですね。地元でそういうお話を聞くと、昔は、やっぱりどこの建設業者さんにも後継者と言われるような人がいたけど、今は全くいないと。やっぱり将来に対して希望が持てないということをよく伺います。

これは、先ほど質問いたしました、南部地域活性化の中のそういう若者定住とか、働く場の確保といったことにも暗い影を落としていると、そういうふうに考えます。

それでは、この労務単価を確保するためにはどうすればよいのでしょうか。私は最低制限価格を引き上げることであると考えます。県の最低制限価格というのは、お伺いすると、中央公契連というモデルを使っておられるそうです。これは国のモデルであります。今、安倍政権が公共事業を出して、そういったデフレ対策にも効果を期待しているということであれば、当然お給料も上がっていかねばならないわけでありまして、そういう意味でも、今、非常にこの中央公契連のモデルの最低制限価格を上げるというのは、国の政

策とも合致する、そのように思います。

そこで、県として、国へ、この中央公契連モデルの最低制限価格を引き上げるように要望していただきたいと、そのように思うのでありますけれども、いかがでありますでしょうか。御答弁をよろしく願いいたします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 中央公契連モデルの引き上げを国に要望してはということで御質問いただきまして、御答弁させていただきます。

中央公契連モデルは何を基準にしているかということ、低価格による品質低下防止を目的としているということの中で、今、設定されております。そういう中で、今、議員御指摘の考え方は、一つ、低価格という、品質というのに経営という観点を入れてはどうかという御提案だと解釈しておりまして、そういうような経営も加味したモデルということについて、国との意見交換とか、そういう場を通じまして、機会を捉えて要望していきたいと考えております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○**20番（村林 聡）** 低価格で品質が落ちると、そういうような問題に加えて経営という問題を加味してほしいということを国のほうに要望していただけると、そういう御答弁をいただきました。ありがとうございます。

では、ぜひ国のほうに、こういうふうに要望していただいで、健全な建設産業であるということを目指していただきたいと、そのようにお願いいたします。

では、大きな4番の公共事業の入札のあり方の（2）のほうを質問させていただきます。災害から地域を守るためにと置かせていただきました。

建設業者は、自分の地域を守ろうという、そういう意識を持ってくださっております。いざ災害ともなれば、地域の住民の皆さんから、どこが危ない、どこが崩れた、どこが氾濫したと、そういう連絡が入ってくるそうであります。それが町管理であろうと、県管理であろうと、国管理であろうと、住民の皆さんには関係がありませんので、駆けつけて、採算を度外視して、夜を

徹して作業をしてくださっておると、こういうお話を伺っております。私は、こういう意識が災害から地域を守っていると、こう考えております。

それなのに、災害からの復旧工事となったときに、どこか遠くから来た業者が仕事をとってしまったらどうなるでしょうか。地域を守ろうという意識が薄れて、結果として、災害に弱い地域になってしまうのではないのでしょうか。私は、建設業者が守ろうとくださっている地域の仕事、特に災害復旧工事につきましては、しっかりと落札できる仕組みであるべきと考えますが、いかがでありましょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

[土井英尚 県土整備部長登壇]

○**県土整備部長（土井英尚）** 地域の建設業者には、良質な社会資本の整備を行っていただくだけではなくて、災害時等の安全・安心や、地域の雇用の確保など、重要な役割を担っていただいております。

平成23年の紀伊半島大水害においても、道路・河川等の応急の仮復旧や、河川堆積土砂の撤去等、緊急対応に地域の建設業者は不眠不休で取り組み、安全・安心の確保に大きく貢献していただいたと考えております。

本県では、地域において、災害発生時に緊急対応を行っていただいた建設業者につきましては、地域の実情に応じて地域的な要件をつけたり、発注ランクを調整するなどにより復旧工事の入札に参加できるように取り扱っているとございます。

今後とも、これらの取り扱いなどを含め、災害復旧工事につきましては、緊急対応を行っていただいた建設業者が少なくとも入札には参加できるようにするなど、各建設事務所において柔軟な制度運用に取り組んでまいります。

[20番 村林 聡議員登壇]

○**20番（村林 聡）** 御答弁をいただきました。

今もそこまでやっていただいておりますと、そのようには理解しておるわけですけれども、柔軟な所長の判断、そのようにおっしゃられておられますけれども、ぜひ地域のそうした実情、事情を酌んだ柔軟な判断ができるよ

うに、所長に全県一律何とかせいというわけではありませんが、所長が柔軟な判断をする中で、地域の実情と逆に違った判断をしておる状態もありますので、どうかそういうことが今後起きないようにお願いを申し上げまして、しっかりと要望させていただきまして、この項を閉じさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

では、大きな5番目、防災訓練についてを御質問させていただきたいと思います。

この質問をさせていただくに当たって、どういうお話を聞いてこういう問題意識を持ったのかということからお話しさせてもらいたいと思うんですけれども、先ほどの、災害のときに建設業者が地域を守るというお話をいたしましたけれども、そういう方からお話を聞いたんです。まず、海上保安庁と協定を結んで、県とも道路啓開とかの協定を結んで、町とも何らかの協定を結んで、先ほどのように、住民の皆さんからも、どこそこで人が生き埋めになっておるといえば、当然行かなければいけないなど。1人で何役もやっているけど、実際災害が起きたとき、どうすればいいんだろうというようなお話を聞いたことがありました。

また、先ほどお話にあった紀伊半島大水害のときに、私の地元の大紀町も災害で被災をしたわけでありましてけれども、そのときに、ある建設業の社長がおっしゃられたのが、建設業の社長としても指揮をとらなければいけないし、区の役員もなさっておるそうで、区の役員として災害対策本部にも詰めなければならないし、まだ若手ですので、消防団の団員としても出動しなければならないし、そして、本音は、家族の1人の父親として家族とも一緒にいたいとも思う、1人で何役もやっている状態がある、こういうようなお話があったんです。今回、これをどうこうせいという質問ではなくて、こういうお話を聞いた問題意識で、より実践に即した精密な防災訓練が必要なんじゃないかと。一人ひとりが、実際に災害が起きたときにどのように動くべきかという、そういう検証のできる防災訓練が必要なのではないかと。

先に、今述べましたような課題もひよっとしたら出てくるかもしれません

し、それ以外の新たな課題も次々と出てくると思うんですね。それらを一つ一つ解決していくことが必要なんじゃないか、それが災害に強い地域づくりということになるのではないかと。あくまで主体は市や町ということになるのかもしれませんが、市や町だけでは取組に限界がありますし、広域的な視点であるとか、先ほど申しあげましたような関係機関との調整も含めて、県として積極的に関与していく必要があるように思うんですけれども、いかがでありましょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 1人で何役も持っている方がみえると、そうした災害対応に対して、県としては、訓練としてどんなふうに支援していくかと、そういう趣旨だと思います。

災害発生時の応急対応を迅速に行うためには、平素から被害状況を想定した応急対応マニュアル等を整備しておくことが必要でございます。しかしながら、災害というのは想定どおりにはいかないのが常でありまして、実際には臨機応変の対応が大変重要になってまいります。

県が実施しております図上訓練におきましては、参加者に対して事前にシナリオが示されない、いわゆるブラインド方式、こうしたものを採用してございまして、参加した職員には、次々に与えられる予期せぬ状況に応じて、その場で判断して、まさに臨機応変に対応していくと、そういう能力が求められるようになっております。こうした訓練を実施することによって、職員の対応力の強化を図ることにしておるわけでございます。

こうした災害時に求められる対応力というのは、市町であっても、地域であっても同じでございます。たとえ、議員から言われましたある住民の方が、その地域におきまして複数の役割を担っている場合であっても、災害発生時にどの立場を優先して行動すべきかは、それぞれの個人がその時々々の状況を判断して臨機応変に対応するしかなく、あらかじめ一定のルールを定めておくのは極めて困難であろうかと思えます。ですから、そのような場合でも、やはり個人の災害対応力を向上させること、そのための訓練を重ねておくこ

と、それが最も重要であると考えております。

地域住民の災害対応力を強化させるためのツールの一つとしまして、クロスロードと言われるカードゲームがございます。カードには、災害時の様々な場面が記載されておりまして、それを見て、その場で臨機応変の対応を決めるという内容のゲームでございます。また、子ども向けには、昨年度、県が開発した防災すごろく等々のツールもございます。県としましては、こうしたツールも活用しながら、災害対応力を養うための実践的な訓練が地域に展開されますように、防災技術専門員や指導員が中心となりまして、地域防災総合事務所等とも一緒になって地域の取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁をいただきました。

いろんなツールを利用する中でということでありましたけれども、ぜひそういう実践的な、今私が申し上げましたような、一人ひとりが実際のそのときになったらどのように動くかという視点も必要だと思いますので、ツールを生かしたり、29市町、図上訓練をしていただいたりと、臨機応変の対応なんかも養っていただいておりますことは理解いたしましたけれども、今、私の申し上げたような観点も踏まえながら、ぜひこれからも取り組んでいただきたいと思います。と御要望申し上げます。

それでは、大きな6番、県の宝、愛洲移香齋ということで質問させていただきます。

（パネルを示す）私の地元、南伊勢町に愛洲移香齋さんという偉人がいらっしゃいます。この映写資料の方であります。劍豪と言われる方はたくさんいらっしゃいますけれども、この方は、劍祖、劍の祖と特に言われております。なぜかといいますと、日本にはたくさんの劍術の流派がありますが、それぞれさかのぼっていきまると三つぐらいになると言われております。その中で一つの源流をなすのが、この愛洲移香齋さんの開かれた愛洲陰流とい

うことなんですね。

皆さんも、時代小説なんかで柳生新陰流というのを聞いたことがあるんじゃないかと思います。柳生十兵衛とか、あの柳生新陰流ですね。その大もとの陰流を開いたということになります。

特に、なぜ剣祖と言われるかといいますと、日本の剣道がこの流れをくんでいるからだと言われております。

(パネルを示す) 南伊勢町の五ヶ所城のお城跡の石垣の上に、この、見えますでしょうか、剣祖愛洲移香齋生誕の郷というふうに石碑等があつて、こうして麓には愛洲の館なんかもあります。毎年8月には、この石碑の前で地元の人たちが剣祖祭というお祭りを開きます。

(パネルを示す) この今、小さくて見えないと思うんですが、これが、その剣祖祭のプログラムです。ちょっと雰囲気だけ感じていただきたいと思って映写しております。これは平成23年度のプログラムで、第30回という記念すべき年であります。つまり30年以上やっております。

見ておわかりになる、愛洲氏継承会とか、剣祖祭実行委員会なんていうものをつくっております。そして、下にいろんな地名が入っておったりしますが、全国から剣士の皆さんが手弁当で集まってきたいただいて、演舞をしてくださっておるわけです。

真ん中の下のほうに、実は私の名前も入っておるんですけども、私も肥後新陰流ということで、地元の陰流をぜひ習わせていただきたいと、そんなふうに思って、全く鈍くさいんですけどもちょっとかじっております。

この肥後新陰流というのは、地元の山本篤先生という方が、地元によつて陰流が要るだろうということで習ってきていただいてこうして伝えてもらっておるんですけども、私の名前の隣が、東京、東京、東京、東京、千葉、神奈川と関東になっておりますが、これは、その山本篤先生に習いたくて、わざわざ関東から来て稽古していただいて、しかも剣祖祭にも出ていただいております、そういうことであります。

(パネルを示す) こちらがその裏面になるんですけども、17番に無雙直

傳英信流と、森田頌山様というのがございますが、これは、議場におられます中森議員の御師匠さんでありまして、中森議員にいらっしゃっては、この無雙直傳英信流、居合道6段ということで、この剣祖祭に何度も演舞で出ていただいております、そういうことであります。

下のほうに行くと、子どもたちの野試合、風船割りとか、そうめんの振る舞いとありますけれども、地元の人たちが、お昼は竹を切り出してつくった容器でそうめんを出したり、午後からは少年剣道大会や、五ヶ所湾ヨット周遊、愛洲移香齋の像なんかも入っておるということでありますね。

(パネルを示す) これがそのときの演舞の様子であります。

(パネルを示す) これが、子どもたちの野試合、風船割りの様子です。紅組と白組に分かれて、頭の上の風船をたたき割り合って、最後にどっちが勝つかという、そういうなかなか豪快な催し物であります。

ということで、映写を見ていただきました。

今、御説明させていただきましたように、現在でも、既に30年以上にわたって、全国から剣士の皆さんが集まってきてくださるもので、私は三重の宝と言っていいものだと思います。

しかし、今のままでは、発信力、浸透力に限界があります。皆さんも案外御存じなかったのではないのでしょうか。知らないですね。県は、ブランド力アップと言っておられますし、県として、こうしたよいものを発掘し、磨き上げて、発信していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。あわせて、県内には、ほかにもこうしたよいものが埋もれているでしょうから、県の観光戦略としてきちんと発信していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

[加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇]

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） 愛洲移香齋、県の宝にという御質問をいただきました。

三重県は、豊富な観光資源に恵まれた県であり、地域には、まだ数多くの資源が埋もれております。埋もれている資源を発掘し、高付加価値化を図る

とともに、商品として売り出していくため、午前中にもちょっと御説明をさせていただきますましたが、昨年から、県、市町等が参画する三重の旅ナビゲーション、桜通りカフェを実施しております。この事業では、会員である市町が自ら行う地域資源の発掘・磨き上げや商品の販路開拓などの取組をプロデュースし、支援しております。

南伊勢町は、事業開始当初からの会員でもありまして、名古屋市内の桜通りカフェで、今現在、南伊勢町フェアといったことを開催しておりますけれども、今は、この南伊勢町について、「ハートがいっぱい、ハートのあふれるまち」というようなことで、見江島展望台で、かさらぎ池というそうですが、ハート型の湾が見えるとか、ハート型の真珠でつくる自分だけのネックレス、ハートの入ったココロランドのスイーツといったようなことと鯛の塩釜焼き体験プランといったような地域企画型旅行商品の造成などで南伊勢町を売り込んでいくということで取り組んでいただいております。

こうした各市町自らの取組とともに、今年4月から3年間実施する「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」では、県内を大きく五つの地域、北勢、中南勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州に分けた地域部会を設置し、各市町の地域の宝を生かした情報発信や、誘客促進のプランづくりなどに取り組んでいただいているところです。

三重県観光キャンペーンは地域の宝を売り出す大きなチャンスでもありますので、こうした愛洲移香齋など、イベントも含めまして、こういった議員お話しいただいたような物語性、ストーリー性を加味するなどして、各市町自らの取組とともに、積極的に活用していきたいと考えております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

前向きに御答弁いただいてありがとうございます。ぜひこうしたいいものを、ほかにもあると思うんですけども、こうした県内のよいものを、今、御答弁いただいたように、どんどん売り出していただきたいと、そのように思います。

南伊勢町も、今、ハート型の湾ということで、ポケットティッシュとかいろいろなものがあって、あちこちで配って、これを見れば、いろいろ恋愛が成就するとかいう話もあるんですけども、ぜひ皆さんもお越しいただければ、そのように思います。

夢だけ語らせていただきますと、剣道の聖地ということに多分なると思いますので、そういう剣道の全日本選手権の優勝者の方とか、そういう方を誘致する。例えば、先ほどの石碑に参拝していただければありがたいとか、あるいは、剣祖祭には全日本選手権の優勝者が来て、一つ型を披露していただけたらとか、そんなことになれば、ますますすばらしく夢が広がりますので、夢だけ語りましたけれども、ぜひ情報発信をしていていただきたいと願っています。

では、一番最後の質問、7番目であります。県の広報のあり方について、県の広報ということで置かせていただきました。

県政だよりみえというものがありますね。県政だよりみえのように、紙媒体によって各戸配布、一軒一軒ですね、される広報手段は、日本人にとって当たり前過ぎてぴんとこないかもしれませんが、自分から情報をとりに行かなくても提供される仕組みというのは、世界的には珍しくて、すばらしい仕組みだと、そのように思います。

これを行政のほうから見ますと、住民全員、お一人お一人にお知らせができる貴重な広報手段であると、そのように考えます。こういうものは、一度やめてしまったら復活は難しいでしょう。新たにデータ放送による県政だよりというものに取り組みれるとのことでもありますけれども、それは、各戸配布では届きにくい方々への広報手段としては意味があるとは思いますが、それは県政だよりの各戸配布を補完するものであって、取ってかわるものではないはずです。県政だよりの各戸配布はできる限り残すべきだと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をよろしくお願いします。

○副議長（舟橋裕幸） 答弁は簡潔に願います。

〔山口和夫戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（山口和夫） 現在、県政だよりを発行しておりますが、種々課題がございます。それは、不達世帯の解消の問題でありますとか、これまでの課題を解決するために、今回、データ放送の試験放送をということで予算に計上しておりますところでございます。

ただ、紙媒体の県政だよりは引き続き発行いたしまして、まさに手元のほうにという方々への御要望にお応えする仕組みとして、これまで以上に各地域のコンビニですとかスーパー、市町の公共施設等の協力をいただきながら、配置場所を拡充することによって、県民の皆さん自身が、手軽に県政だよりを入手していただく、そういった仕組みを考えていきたいと思っております。

いずれにしましても、これからしっかり御説明をして、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） それでは、今後ともできるだけ残していくということを中心にお願い申し上げまして、時間が参りましたので、私の一般質問を終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時15分開議

開 議

○議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 県政に対する質問を継続いたします。43番 三谷哲央議員。

[43番 三谷哲央議員登壇・拍手]

○43番（三谷哲央） 今日5番目の一般質問で、代表質問から数えますと20番目ということでございまして、大変お疲れとは思いますが、あとしばらくおつき合いをいただきたいと思います。

それでは、まず、地方自治の充実に向けて、この項から入らせていただきたいと思います。

今、地方自治は、ある意味では非常に危機に瀕しているのではないかと、そんな心配をいたしております。

今からちょうど20年前、1993年、衆参両院で地方分権に関する決議がなされました。それから20年が経過をいたしました。国民一人ひとりが、ゆとり、豊かさを実感できる社会を目指して、国から自治体への権限の移譲など、まだまだその歩みは道半ばとはいえ、少しずつですが、確実にその歩みを進めてきたと、そう思っております。

身近な地域の課題については、地域自らが責任ある判断を行うことができ、自らの行動によって問題解決が可能な、責任ある、自主的で自律的な自治を目指して進めてきたはずでありますし、私ども議会も、その実現に努力をしてきました。

昨年12月までの民主党政権の3年3カ月、様々な御批判があるのは承知はいたしておりますが、少なくとも地域主権改革、地方分権改革は進んできた。これは間違いのない事実だと思います。地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金の創設、国と地方の協議の場に関する法律の成立、霞ヶ関の中央官庁が法令で自治体の仕事を縛る義務づけ・枠づけの抜本見直しなど、これらが現実のものとなってまいりました。

これらの一連の流れの結果、まだまだ十分ではありませんが、分権型社会の創出に向けて、地域主権改革が一定程度進んだのではないかと、そのように評価があるのも紛れもない事実であります。もちろん、決して満足できるものではなく、これからもさらに強力に進めていく、その必要がある、このことは論をまちません。これは、単に3年3カ月、この間の民主党政権の成果

だけではなく、1993年以来、20年にわたる地方自治に携わる方々の献身的な御努力、この結果だと思っております。それでもなお、この3年3カ月の成果は特筆すべきものだと考えております。

そこで、まず、知事の地方自治に対する基本的なお考えとあわせて、この3年3カ月の民主党政権下における地域主権改革の評価をお伺いしたいと思います。お願いします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 民主党政権下での地域主権改革についての評価ということでございますが、民主党政権においては、地域主権戦略会議を設け、地域主権改革に取り組みました。

三谷議員におかれましては、地域主権戦略会議のメンバーとして、地方の立場から地域主権改革の実現に向けて大活躍していただいたことについて、まずもって深く敬意を表する次第でございます。

地域主権改革における具体的な取組としましては、先ほど議員からもありましたように、特に国と地方の協議の場の法制化については、長年地方が求めてきたものであり、成果であると考えます。

義務づけ・枠づけの見直しにつきましては、地方の自由度を高めるものとして評価するところであります。

加えて、地方の意見を尊重していただいたという意味で、紀伊半島大水害からの復旧、復興に当たっては、迅速に激甚災害の指定をいただいたことをはじめ、国・三県合同会議を設けて、柔軟な制度運用など、御対応いただいたことにも感謝申し上げる次第であります。

このように、地方のために様々な取組を進めていただいたことは一定評価しておりますけれども、国と地方の協議の場の活用、ハローワークの改革、あるいは義務づけ・枠づけの中身などについて、あと、その他税源や財源の移譲など、より積極的に取り組んでいただきたかったと考える面もございます。

[43番 三谷哲央議員登壇]

○43番（三谷哲央） 大活躍できたかどうかは定かではありませんけれども、地域主権戦略会議も、2月の末に総務省のほうから電話をいただきまして、3月に入りますと、閣議決定で廃止になるということの連絡がありました。新聞を見ていますと、3月8日付で廃止が閣議決定されまして、その後、総理を議長とする地方分権推進本部が設置をされました。近い将来、総務大臣のもとに有識者会議がまた設置をされる、そこで地方分権改革が議論をされるというふうに聞いておりました。なお積極的な議論がそこで展開されるということを期待はいたしておりますが、今出ております様々な一連の流れを見ていますと、この期待は残念という結果に終わるのではないかと、大変心配をいたしておるところであります。

改めて申し上げるまでもなく、地域の自主的、自律的な自治の実現は、ただ待っていれば実現するというものではありません。国が全てを制度設計して、手とり足とり与えてくれる、そういうものではないわけであります。

例えば、民主党政権におきまして、自治体が整備する道路の構造に関し、自治体の裁量権を拡大できるよう制度変更を行ったのは御承知のとおりであります。しかし、国が制度変更を行っただけでは、当然のことながら自治体の裁量権は広がりません。国の制度変更を受けて、私どもの自治体はどんな道路を整備すべきかを条例によって決定して、初めて道路構造への自治権が確立をするわけであります。分権型社会を実現するためには、自治体自らが、自分たちが自分の地域をどんな手法で、どうしたいのか。このことに対する明確な意思を持つ必要があります。当然、大きな制度変更ですから、多少時間がかかっても粘り強く実行していく我慢強さが必要ですし、それと同時に、具体的、積極的な行動もまた求められる、そう思います。

昨年の末に安倍政権が誕生いたしました。既に、代表質問等を含めまして、アベノミクスに対する御質問なり、御意見がありました。この経済政策につきましても、後ほど、私の考え方を申し述べたいと思っておりますが、この新政権が政権発足後行ってきた一連の自治体の自主性・自律性に対する後ろ向きの姿勢には危機感を感じております。地域自主戦略交付金は、いかなる政策に

どれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのか、そのことを地域住民自身が考え、決めることができるよう、地域が自己決定できる財源となることを目指してデザインされたものがあります。この交付金をより充実させ、十二分に使いこなすことによって、地域の知恵や創意が生かされるとともに、より効率的、効果的に財源を活用することが可能になる、そういう制度設計だったわけであります。

ここでフリップをお願いします。

(パネルを示す) ここに出ておりますように、一括交付金、8府庁18事業について、従来のひもつき補助金を廃止しまして、国は、ひもつき補助金にかわる一括交付金の配分額を個別自治体に通知し、自治体は、配分額の使い方、事業実施計画を自ら決定し、平成23年度には都道府県、そして、平成24年度には政令市まで拡大をしてきたということであります。

当初、政府のほうから各省庁に対して、この一括交付金に対する財源を出しなさいと、こういったときには25億円しか出てこなかった。それが、平成24年度には、沖縄分を入れると8000億円を拾えるところまで広がってきたわけであります。

安倍政権は、これを廃止し、ひもつき補助金に戻すことを決定いたしました。確かにまだまだ一括交付金のメニューの制限だとか、事務手続や処理の煩雑さ、こういうものがあるのは承知しております。使い勝手が悪いと言うなら、不十分な部分を修正し、自己決定できる財源を充実させる、そういう方向で改善していくんだと、そうおっしゃるなら理解はできますが、これをひもつき補助金に戻す、全く理解ができません。ひもつき補助金に戻れば、またまた地域の実情も何もわからない霞ヶ関の中央官庁が、この補助金はこれに使いなさい、これ以外には使っちゃだめですよ、こういう指示をするようになる。こういうことがかつて積み上がったために、無駄な公共事業等、税金の無駄遣いの温床の一つになった、このことも紛れもない事実であります。またぞろ、国と地方を上下主従の関係に戻していくのかと、まさに絵に描いたような中央集権への先祖返りだと、そのように思います。

新しい制度の青写真も示さずに、ただ単に一括交付金のひもつき補助金への逆戻りを先行させる流れは何としてでも阻止しなければいけない、そのように思っておりますが、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

続いて、地方交付税の削減についてお伺いをいたしたいと思います。

御案内のとおり、安倍政権は、地方公務員の人件費削減を半ば強制的に実現するため、地方交付税を削減することを決定いたしました。そして、その削減分を補填するとして、使途に縛りのある交付金を創設、こういうことを申しておられます。

フリップをお願いします。

(パネルを示す) 交付税の削減額8504億円、これをゼロにして、あと、これにかわる補填として、緊急課題の対応等で、全国防災で973億円、緊急・防災・減災で4550億円。それで、地域の元気づくりで3000億円。このような御説明であります。

しかし、この中の緊急課題の対応の全国防災の973億円と、緊急の防災・減災の4550億円、これは、ここにも書いてありますとおり、交付税の増加等ではなしに起債を認めますよということでもあります。

そして、この地域の元気づくりの3000億円、これについてはまた後で申し上げますが、こういうものが出てきた、そういうことでもあります。

今さら申し上げるまでもなく、地方交付税は自治体の一般財源を保証するものであって、補助金ではありません。さきの県議会トップセミナーで読売新聞の青山さんが、中央政府が地方自治体の給与費の削減を要請することはあり得るにしても、地方交付税の削減を通じて事実上強制することは筋が通らない、そもそも地方公務員の給与の決定権は中央政府にはない、地方自治体職員の給与は、国公準拠という原則を踏まえつつ、住民の声を聞き、議会が自主的に条例で定めるものだ、公務員給与の削減の是非も、その程度も、削減した場合の財源の使途も、自治体が自分の頭で考えて住民との合意で決めるのが地方自治である、こう言われております。まさにそのとおりだと思います。とりわけ、先ほど示しました地域の元気づくり事業費3000億円の財

源配分額を、なぜ国が決めたルールによって自治体を選別・評価して決めるのか、このこともあわせて指摘をされております。

安倍総理は、2月28日の施政方針演説で、魅力あふれる地域をつくるための鍵は地方分権改革にある、そのために地域の元気づくりを応援します、このように述べられております。その地域の元気づくり事業がこれに当たるわけであります。地域ごとの創意工夫を生かす地方分権改革と財源配分額を国が決めたルールによって自治体を選別評価すること、これは全く矛盾する、そのように考えております。

青山さんはさらに自治体が独自の給与、人事政策をつくることと、都道府県から一般市町村まで、改めて人事委員会の機能を強化することが必要である、公務員給与の決定は、財政の現状、職員の生活保障、公共サービスの質と量、住民からの信頼という要素で決まる連立方程式を解く作業だと、このようにも述べられております。

私は、先ほどフリップで出ました全国防災事業費の973億円、緊急防災・減災事業費4550億円、この二つも問題だと思っております。まさに今日の自治体の借金がこのように巨額になってしまった、その原因をつくったかつてのあの、総務部長あたりは御存じだと思いますが、地域総合整備事業債、あのことに結びつくのではないかと、そのように心配をいたしております。基本的には、国から使途を制限されるような財源、これは地方自治の充実とは真っ向反対のものであって、そのことを改めて御指摘申し上げたいと思いません。

地方財政の長年の目標は、自己決定権を十二分に振るうことのできる予見可能性のある財源の割合を高めることであつたと、このように思っております。これによって、国への依存と国の意向による分配から決別することが可能になり、自律的な、かつ創造的な自治へと進化していくと考えてきたからであります。今、まさにそのことが脅かされそうになっています。

そして、さらに心配なのは、第1次安倍内閣でも地方交付税を削減しているという、このような前歴があります。

フリップをお願いします。

(パネルを示す) ここがと言うと議事録にわからなくなるんですが、平成19年度、第1次安倍内閣、このときに18年度から地方交付税を減らしております。その後、民主党政権になりまして、3年連続地方交付税を増やしてきたんですが、今回、また安倍政権になって地方交付税を減らしていると。地方の自主的な財源である地方交付税を、どうもいとも簡単に減らす、その傾向があるのではないかと、そのようにも思っておるところであります。

知事は、中村進一議員の代表質問に対して、給与関係費の削減については、地方自治の本旨から考えれば不適切、このように答弁をされております。憲法92条、地方自治法第1条という地方自治の本旨、これは何かという、学者の論理を議論するつもりはありませんが、いろんな諸説はあります。

しかし、一般的には、おおむね地方自治体やその地域の住民が、それぞれの地域において共有する自分たちの諸問題について、自らのことは自らが決定するという自己決定権を有することだと、このような節が一般的だと考えられております。その観点から見ても、まさに不適切だと、このように思います。

そこで、改めまして一括交付金の廃止、ひもつき補助金の復活、並びに地方交付税の削減について知事の御見解をお伺いしたいと思います。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事(鈴木英敬) 一括交付金の廃止、それから、地方公務員給与の減額を前提とした地方交付税の削減に関する所見ということでございます。

国の平成25年度予算案においては、地域自治戦略交付金が廃止され、関係省庁の交付金などに移行されました。また、地方公務員給与については、これまでの地方の定員削減、独自給与削減等の取組にもかかわらず、地方公務員給与の削減を求めて、地方財政計画の中で給与関係経費が削減されたところです。

地域自主戦略交付金については、窓口の一元化や手続の簡素化、総額の確保などの課題があるとして各省庁の交付金に移行されたと認識しています。

また、給与関係経費の削減については、地方自治の本旨から考えれば不適切であり、これまでの地方の行政改革の取組が考慮されるべきものと考えます。

一方、安倍総理は、2月28日の施政方針演説において、魅力あふれる地域をつくるための鍵は地方分権改革にあると発言されたところです。そもそも地方分権改革の推進は、国と地方が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方の自主性と自律性を高めることによって、地方が自らの判断と責任において行政を運営することを促し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるべきものであります。国においては、これまでの流れを逆行させたり、とめたりすることなく、これまで以上に地方の意見を踏まえ、地方分権改革を進めるべきであると考えております。

私としましては、今回の国の措置に対して、全国知事会とも連携し、各省庁の交付金について、これまで以上に地方が使いやすいものとすることや、給与関係経費の減額による地方交付税の削減を二度と行うことのないよう強く求めていきたいと考えております。

地域自主戦略交付金については、地方の声に耳を傾けて大きくくり化する、あるいは、使い勝手をよくしていくという、その理念とか趣旨、あるいは制度構築までこぎつけたということ自体は、これは大きな一歩であるというふうに思っていますが、少し申し上げましたように、結局内閣府にも申請し、各省にも申請するという窓口の手間、あるいは総額の確保、実務面で大きな課題がありました。国に対してはそういうことをはっきり申し上げて、真に分権という流れに沿った制度構築を提言、議論、要望していくということだと思えます。

また、交付税自体、先ほど議員がおっしゃっていただいたように、交付税自体は、そもそも地方固有の財源でありますから、国の事情でそこに手を突っ込んでくるということはいかかなものかというふうに考えています。この点については、知事会全体も同じ考えでありますので、知事会を通じてしっかりと国との協議を行い、今後の対応を進めていくということでご

ざいます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） もうちょっと突っ込もうと思ったんですが、予想以上に踏み込んだ御答弁をいただきましたので、このあたりにさせていただきたいと思うんですが、地方が自分の頭で考えなくなってくる、つまり、ひもつき補助金というのはまさにそういうことです。そういうことのほうが楽だと思っている首長さんも確かにいまして、国の指示で、国の言うとおりにやっておれば、なかなか自分の責任も問われるということがありません。国への依存、国の恣意性のある分配の政治、これに懂れておられるような方もおられるかもわかりませんが、自治体が自分の自己責任、これをしっかりと自覚するという。また、自らの創意工夫、そういうことにしっかりと取り組むというためにも、地方の裁量と責任、これを拡大していくということが大切だと、このように思っています。今の流れというのは、責任ある自治への流れではなくて、お任せ体質の助長だとか、まさに自治の危機だと、そのように思っています。

地方自治は民主主義の学校だ、こういう言葉もあります。その意味から、今回の自治の危機は民主主義の危機につながってくるのではないかと、そのような思いもございまして、大変危惧をいたしております。

当初は、このあたりでもう一度知事の御決意を聞こうと思ったんですが、先ほどの答弁、なかなかいいところもございまして、このあたりにさせていただきたいと思ひまして、次のアベノミクスに移りたいと思ひます。

この議会でも再三にわたりまして、アベノミクス、これが取り上げられてきておりまして、このアベノミクスに対する県の対応についてお伺いをしたいと思ひます。

もう既に御説明のありましたように、まず、アベノミクスとは、大胆な金融緩和、公共事業を中心とした機動的な財政政策、そして、民間投資を喚起する成長戦略、この三つの矢で構成される経済政策だと、このように言われております。しかし、これらの手法は、何もさほど目新しいものではなくて、

既に使われてきた政策を一まとめにしたものではないかと、そのように考えております。

少し過去を振り返ってみますと明らかなんですが、既に使われてきた経済手法、これの寄せ集めなんです。それだけに、過去のそれらの政策の結果を検証して、どれだけの実績があったのか、結果がどうだったのか。そういうことをきちっと検討する、点検する、このことが必要だと思っております。例えば、バブル崩壊後の景気対策として、政府は公共事業を中心とした財政出動を実施し、大量の国債を発行いたしました。その結果、1991年から2001年までのこの10年間で、政府の債務残高は320兆円から780兆円へと増加をしたわけであります。

我が三重県におきましても、1993年から2002年までの10年間で2兆4914億円もの膨大な普通建設事業を実施いたしました。その財源として、地方税、補助金を除くと、1993年度から2002年度までの10年間で1兆862億円の地方債を発行しています。もちろん、好きこのんで発行したわけではなくて、国の景気対策で半ば強制的に協力させられた、その結果であります。

当然、地方債の元利償還金である公債費も増え続けておりまして、1990年には344億円であったものが、2001年には1031億円と、実に3倍近くまで達するということになりました。公債費の一般財源に占める割合を示す公債費比率も、1990年度には6.2%だったものが、2001年度には17.4%に、15%が警戒ライン、20%が危険ラインと言われております。公債費負担率も、1990年度の8.7%から、2002年度には、実に21.7%まではね上がっております。

これらの数字は、公共事業を中心とした景気対策が、いかに地方に苛酷な負担を強いるものかということを実に示している明白な証左だと思っておりますし、これらのことが今日まで三重県財政を圧迫し続けているということもよく御存じのことだと、こう思います。

今申し上げましたことは、私ども新政みえが、三重県地方自治研究センターとともに2008年に編集、発行しました「三重県財政分析 平成2年度から17年間の動向」の中に詳細にわかりやすく書かれておりまして、知事は当

然ごらんになっていないかも知れませんが、1冊差し上げますので、ぜひ勉強していただければと、こう思っております。

しかも、これだけ大規模な政策にもかかわらず、本格的な景気回復には全く至らなかった、このことは御存じのとおりであります。

そして、その後、登場したのがあの小泉改革であります。規制緩和を中心とした成長戦略で景気回復を実現しようとして、あの三位一体改革など、一連の構造改革路線を推進いたしました。その結果、確かに日本経済は戦後最長の景気拡張期を迎えましたが、国民の実質所得は増加しませんでした。2001年から2007年にかけての企業所得は25.3%増えたにもかかわらず、一般の勤労者所得は、逆に3.4%減少しました。大胆な金融緩和も継続して実施されてきております。1991年から2012年まで、政策金利は6%から、実に0.08%まで低下をし、通貨流通高は36兆円から85兆円まで増加をしました。しかし、物価は上昇せず、1998年以降は、御承知の深刻なデフレスパイラルに陥っております。

つまり、アベノミクスで言われる3本の矢、大胆な金融緩和、公共事業を中心とした財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、この手法の効果には懐疑的にならざるを得ないと思っております。今は真新しい3本の矢がいかにも効果があるような、錯覚とは言いませんけれども、人々に期待を抱かせている。まだ予算の執行もしておりませんが、円安、株高が進むという現象があらわれております。もちろんニューヨーク株式の高騰、欧米の投機資金の流入など海外要因等もございますが、現実にもそのような状態になってきています。

しかし、実体のない景気回復は、バブルの再来をもたらす危険のみならず、かつてのような地方財政への苛酷な過度の負担の増なども懸念されます。本県としても相当慎重な対応が求められるのではないかと、そのようにも考えております。

知事には、アベノミクスは今まで御答弁をいただいておりますが、その認識を改めて伺いするとともに、あわせて本県への影響をどのように捉えら

れておるのか、考えられておるのか、この点もお伺いをしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） いわゆるアベノミクスによる公共事業の大幅増の県財政に与える影響、どのように考えているかという点でございますが、将来世代に負担を先送りせず、持続可能な財政運営を確立するため、みえ県民カビジョン・行動計画においては、臨時財政対策債等を除く県債残高について、平成26年度末残高を平成23年度末よりも減少させることを目標として掲げ、毎年度の予算編成で可能な限り県債発行の抑制を図ることとしております。

今回編成された国の補正予算を受け、本県では、平成25年度当初予算と平成24年度2月補正予算を一体的に14カ月予算として編成し、緊急かつ集中的に取り組むべき防災対策等を積極的に切れ目なく実施していくこととしております。

この14カ月予算においては、公共事業等を含む投資的経費を対前年度18.3%増とし、前年度より大幅に増額させています。投資的経費の増額は、県債発行の増加を招くものですが、今回の14カ月予算においては、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の活用や、退職手当債の減少などにより、県債発行の抑制を図っております。その結果、平成25年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高は、中期財政見通しでお示しした残高を下回る見込みとなっております。

今後も、国の緊急経済対策をはじめ、真に必要な事業に的確に対応しつつも、将来世代に負担を先送りしないため、県債残高を減少させる目標の達成に向けて取り組んでまいります。

今回の編成も非常にやりくりが難しかったのは事実でありますけれども、必要な事業の後退はできないということでもあります。今後は、国がどういう補正予算を含めた財政運営をなされていくかわかりませんが、国の動向を見きわめつつ、しっかり目標達成に向けてやりくりしていくことだと思います。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） しっかりとした財政運営、これ、一番大事だと、こう思っています。今回の予算編成のプロセスの大幅見直し等、ABCだとか、3分の1だとか、この議論を始めますとほかのことができなくなりますので、今日はこれはいたしませんけれども、そのあたりのところ、しっかり押さえていただきたいと思います。

しかしながら、先ほど申しあげましたように、今のアベノミクスのいわゆる3本の矢、これだけではやはり難しいのではないかと。4本目の矢がどうしても必要だろうという御意見の経済学者もおられます。その4本目の矢って一体何だと。それは雇用と所得なんです。このことがきちっと担保されないと、この3本の矢が毛利元就の3本の矢のように一本一本がしっかりした矢ならば、3本束ねれば相当力になるんでしょうけれども、先ほど申しあげましたように、もう既に折れているような矢が三つ重なっても、なかなか本来の力にはならないのではないかと、そういう御意見の学者の方も当然おられるわけでありませう。

じゃ、三重県として、これからのいろんなアベノミクスに対する様々な対策、どうやっていくのかということの一番のポイントは、やはり、先ほど申しあげました雇用と、そして実質所得、可処分所得の増大、このことだと、こう思っております。

ただ、まず基本で置いておかなければいけないことは、経済成長の根本的な要因は労働力だということでありませう。しかしながら、我が国の労働人口は、1998年をピークに減ってまいりまして、2012年までは3.5%減少しているということで、三重県もその例外ではありません。

その原因として上げられることとしまして、子育て費用、教育の負担の増大とか、貧困層の増大、不安定雇用の増大による将来不安、また、養育費の確保がなかなかできない、出産や育児のための休業がとりにくい、託児所、保育園の確保が困難であるなど、少子化に関する様々な要因というのは多岐にわたっているわけでありませう。まさに切れ目のない安心を実現するための総合的な対策が必要だと、このように思っています。

まさにこういうことを考えていますと、県が果たさなければいけない役割もおのずから見えてくるのではないかと。職業訓練などの積極的労働市場政策を充実させること。生涯教育を拡大し、ワーク・ライフ・バランスを定着させる、それに伴う各種の施策を推進する。すなわち働く者を軸とする安心社会の実現が求められている、そういうことだと、こう思っております。

その意味では、ただいま県が推進しようとしている障がい者雇用の充実などは高く評価できるものの一つだろうと思っておりますし、身近なところでは、学童保育制度の充実等も出ておりますし、女性の労働参加の環境整備、知事得意のイクメンの推進ですとか、こういうことも必要だと思っております。

また、4月から改正労働契約法が施行されますが、やはり派遣だとか契約社員、このような有期雇用が日本全体で1400万人を超えるというような、このような雇用形態、雇用構造をどこかで少しでも変えていく。このことが求められるのではないかと、そのようにも思っております。

しかし、こういう雇用形態、この流用化に対してしっかりとやっつけていこうとしても、アベノミクスの3本の矢で一番重要だと言われている成長戦略、これのテーマを議論している政府の産業競争力会議、この分科会では、労働市場の流動化、これが大きなテーマになっているというふうにも聞いております。そこでは、衰退産業から成長産業への労働力の移転を促すため、正社員を今よりも解雇しやすくする、そのような制度設計が必要だろうというような意見も出されていると聞いておりまして、理屈はいろいろあるにしても、労働環境が一層厳しくなってくる、流動化が一層進んでくる、このことは間違いないと思います。

先ほど言いましたように、雇用の確保と実質賃金の上昇、可処分所得の増大、これがデフレ脱却の絶対条件だと思っております、デフレ脱却は国民の悲願でもあると、こう思っております。

知事は、さきの中森議員の雇用確保対策についての質問で、若年者雇用については、今後開催される雇用創造懇話会の議論を踏まえて若年者の定着支

援に取り組んでいく、障がい者雇用については、アンテナショップ、カフェ創設に向け、運営方法や雇用を促進する新たな仕組みづくりについて協議していく、そして、雇用パイの拡大では、みえ産業振興戦略の五つの戦略の推進とニュービジネスの創出や、企業の新分野進出等の促進を上げて答弁された、そのように記憶をしておるところであります。

それぞれ大事な課題であります、とりわけ雇用パイの拡大は最も重要な施策だと、こう思っております。しかしながら、今の施策で本当に十分かと。例えば、このたび知事が発表されました、例の企業の投資を促進する制度、確かにマイレージ制度など、非常に画期的で今までにないものを見せていただいておりますので、これはこれで評価はさせていただきますが、その中でも、雇用に関しては、障がい者雇用を進める企業について優遇措置を講ずる旨書き込まれているだけで、雇用全般に対するインセンティブを感じさせるようなものが余り見受けられないと、こう思っています。雇用拡大の受け皿となるサービス業の誘致を積極的に図ると、このようにおっしゃるならば、例えば、一定規模以上の人数を雇用するような企業に対しても何らかの優遇措置を講ずるなど、思い切った雇用政策を打ち出すべきだと、こう思いますが、いかがでしょうか。

さらに、雇用の充実、単に雇用経済部だけの所管事項でないのは当たり前のことです。従来の生活部から雇用経済部へ、その中核を担うべき部署を充実させたということは評価ができると思いますが、環境生活部だとか、教育委員会だとか、そこを横串に刺した、トータルで総合的な施策というものが要求されていると、こう思います。

今回の組織改正で、障がい者雇用の推進監、これを新たに設置し、責任の所在を明確にしつつ部局横断的な施策展開を推進する。このことは評価できると思います。またこれは大切だと思いますけど、いま一步進めて、雇用全般にわたるトータルで総合的な施策展開を図る制度設計をするべきではないかと思いますが、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 雇用対策に関する御質問でございます。

景気の先行きにつきましては、歴史的円高が円安に振れるなど、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、次第に回復へ向かうことが期待されますが、県内の雇用情勢は好転にまでは至っておらず、依然として厳しい状況にあります。また、地域の雇用を支えていた工場の再編等による雇用不安など、厳しい雇用情勢に直面する地域や事業者も増加しており、こうした地域では、安定的な雇用の受け皿を創造していくことが重要です。

特に、地域社会の活力向上を図るためには、若年者の安定雇用の確保、子育て中の女性などがその能力を発揮できるような職場の確保、さらには、安心して働くことのできる環境整備などの雇用施策に、地域に根ざした事業の起業等を支援するなど、産業政策と一体となった雇用政策を推進していくことが必要であると考えております。

実は、若者雇用とか、女性のこととか、障がい者のこととか、インターンシップのこととか、ワーク・ライフ・バランスのこととか個別にいろいろ言おうと思ったんですが、先ほど議員の御質問を踏まえると、少し違うのかなと思いますので、雇用のパイの拡大が必要だとおっしゃっていただく点については、我々、産業振興戦略の中で、産業の振興をし、雇用の維持、増大を図り、それで賃金を増やして、消費を増やして、地域からデフレ脱却を図るということを明確に、その産業振興戦略の一番の目標というふうに書いてありますので、そういう意味では、総合的な戦略の大きな部分はこの産業振興戦略が担うというふうに考えております。

そんな中で、先ほど、雇用経済部のみならず、全庁的にいろんな部分での横串での取組が必要ではないかということをおっしゃっていただきました。そういう意味では、雇用経済部を中心に雇用対策をやっていくわけですが、各部にまたがっていきますので、さらに全庁的に取り組む、横串でやっていく体制の整備につきましては、今後検討していきたいと思っております。

あわせて、僕は、自分自身が経済産業省で雇用施策、ジョブカフェというのを生み出したときの担当者なんですが、やっていた経験や今の現状を考え

ますと、戦略というようなことで文章をまとめるというよりは、先ほども申し上げた、若者や、女性や、障がい者やという、施策をいかに実行するかと、このアベノミクスにおける成長戦略が一番重要だと言われている中でいかに実行するかということだと思いますので、そういう意味では、今、みえ県民力ビジョンを中心に掲げさせていただいていること、あるいは、雇用創造懇話会で申し上げさせていただいていることをしっかりと関係者の皆さんと議論させていただいて、効果の出る方法で実行できるような努力をしっかりとしていくということが一番大切ではないかと考えております。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 雇用の横串の体制の整備を検討していただけるということですが、それはそれで期待をしたいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、例えばマイレージでは、障がい者雇用のインセンティブを与えるような施策はあるんですけども、じゃ、新しくここに企業を誘致する、立地する、そういうところに対して、雇用をある程度優先的に御配慮いただけるような企業に対してインセンティブを与えるような施策というのはお考えになっていない、そういうことでしょうか。

○知事（鈴木英敬） これは、今回、制度設計上悩みまして、実は、誘致をしていく際に結構ハードルとなっていたのが、高い雇用人数で、そこに支援を受けられなくて誘致ができないというようなことも一面、ありましたので、今回、例えば南部地域などは、県内に事業所を置くところであれば、今まで10人だったんだけど、3人の雇用でもいいから、とにかく雇用を生むようなものをつくってほしいし、それを支援していこうという制度に変えています。

そういう意味で、いろんなバランスを考えての今回の制度設計にしておりますが、今後運用しながら、状況を見て、改善が必要であればそうしたいと思っております。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） もう少し議論したいんですが、もう時間がなくなってきました。

まして、次のみえ産業振興戦略の国際戦略、これについてお伺いをしたいと思いをします。

この7月にみえ産業振興戦略、現場主義を中心にグローバルな視点も入れてということで発表されました。

一昨年に、平成23年に企業を1052社訪問して、5000社のアンケートをとって、それに基づいて戦略策定と先行営業の同時進行、現場の声をお聞きしながら、同時にプロジェクトの構築や新しい制度づくりなどに取り組んでいくということで、この産業振興戦略ができたわけであります。23年の9月から10月に実施されたアンケート、また企業訪問、その結果でありますから、当然のことながら、円高、国際競争激化のもとでの経営戦略の方向性と課題を抽出した、そのような問題意識で書かれているということは当然のことです。

しかしながら、その後の展開は一転いたしまして、急激な円安の流れに、今なってきているのは御承知であります。円高、国際競争激化のもとでの経営戦略の方向性と課題、これが果たしてこれから通用していくのかと疑問を持たざるを得ないと思いをします。

当然のことですが、円高のもとで苦しんできた製造業を中心とした輸出産業、これは息を吹き返してきています。しかし、逆に、今度は輸入に頼ってきた企業にとっては、これはかなりの重荷になってきますし、石油をはじめとするエネルギー、この関係の負担もこれからどんどん大きくなってきます。

また、この4月からは、小麦など、食品を中心とした値上げも予想されておりまして、企業を取り巻いている経済環境というのは大きく変わってくる、こう思っています。

しかし、この5000社だとか1000社の訪問だとかアンケート、これは、定時にやっていきますよということもあわせて書かれておりますので、じゃ、いつごろ、どの時期でどういうふうに見直していくのか。そのことを一つ教えていただきたいと、それが1点。

次に、この国際戦略そのものについて、少しお伺いをしたいと思いをします。

先般の一般質問で、自民みらいの中嶋議員が、もうバレー構想をそろそろやめたらどうと、こういう質問をされましたら、知事は、いや、まだまだ集積とクラスターは企業立地の基本だから、これは守っていきますよと、そういうふうな御答弁をされたらと、そのように記憶をしています。

だけど、御存じのとおり、中嶋議員というのは、北川知事のもとの、この何たらバレーとか、プロジェクトCとか、これをつくっていく側に、それにいそしんでいたんですね。いそしんでいたかどうかはよくわかりませんが、かかわったのは事実なんですね。その中嶋議員が、自らの製造者責任を認めて、もうやめましょうよと、こう言っているんですが、このことは、僕は非常に重たい、そのように思っております。

3月10日付の某ウェブ新聞の対談記事、知事と伊勢の商工会議所の上島さんとの対談が出ていました。このウェブ新聞、読みたくない部長もおられると思いますけど、なかなかおもしろいことが出ておりました。

この記事の中で、上島さん、こう言っているんですね。シャープさんのときも、そのときの知事が補助金を出しましたよね、アメリカの会社で役員をやっていて、韓国を訪問したとき、サムスンが、これで、シャープに勝った、勝てるという乾杯をしたと、そういう話を聞きました。それはなぜかという、日本は国内で競争しておるから、そこに意識が行っておるけど、彼らは、少しくオリティーを落としてもいいから、世界を先に押さえてしまえと、そういうふうな発言を上島さんがされておりました。知事もそうですねと同意をされています。

これは何かといいますと、当時の三重県の手法が、国内での大型の工場の取り合いで、その激化ゆえに補助金の額を上げて、企業のほうも、その補助金の金額の多寡、それだけでは当然ありませんけれども、それによって立地を決めたと。それがために、そこに国際性なり、国際戦略が欠けていたために、現在、シャープだとか富士通が苦境に陥っていると、その原因の一つにもなっているということだと思えます。

ですから、もうそろそろバレー構想、これ、国際戦略なきバレー構想はも

うやめましようよということの一つ御提案させていただきたいと思っています。

バレー構想があったから、じゃ、シャープが来てあそこにクラスターが形成されたかと、メディカルバレーになったかと、そういうことではないと思うんですね。あんなものがあるとなかろうと、シャープが来れば、その関連の企業は、それ、皆くつついて出てくるんですよ。

上野に薬品会社ができたのも、大阪からだ、ただの名阪国道が通ってまして、その交通の便がいいがためにあそこに立地をしてきた後で、バレー構想を後づけでくっつけたというふうに僕は理解をしております、こういう余り意味のない時代遅れのバレー構想は、もうそろそろやめたらどうかということを変更して御提案させていただきたいと思います。

それから、みえ産業振興戦略、そもそもこれに国際戦略があるのかということも非常に疑問に思っております。あれ、中以降をいろいろ読ませていただいても、国際戦略と言えるようなものは書かれていないんですよ。アジアダイナミズムの重要性とか、アジア市場への参加とか、そういうことは、いろいろ書かれていますが、そのための具体的な展開として、海外サポートデスクだとか、メイド・イン・三重ブランドだとか書かれています。上海のサポートデスクは、近々行って、その実態をしっかりと見せていただこうと思っておりますけれども、また写真が、海外の戦略の写真が4枚出てまして、一つは、知事がドイツで撮られている写真。あとの一つは河南省。あとの二つは台湾。

台湾の重要性は、今日、午前中に青木議員が台湾交流の必要性を説明されましたが、ブラジルなんていうことは出てこないですね。知事がブラジルの後、アメリカに行かれるという話ですが、アメリカという話も出てこない。スイス、それからフランスも出てきていません。

今度、友好提携40年を機にブラジル訪問の計画が出て、予算が出てきておりますけれども、一体何をしに行くのかと。しっかりした国際戦略の中でブラジルはどうするんだ、韓国はどうする、中国はどうだ、ASEANはどう

するんだと。フランスは、スイスは、そういうものをきちっと位置づけた上でブラジルに行かれるというなら、僕はそれで一つの意義があると思いますが、単に友好提携40年になる。5年前に35年で行っていますよね。あと5年たったら、45年でまた行く。こういう一過性のものは、もうやっぱりやめるべきだと、考え直すべきだと思っております。

あわせて、友好提携でつき合いをするというなら、例えばパラオ共和国とのつき合いはどうされるんですかと。亡くなった石井さんが行かれたときに、現地に見事に溶け込まれたといううわさは聞いておりますけれども、そういうことしか、僕は記憶にありません。

スペインのバレンシア。これとのつき合いもどうするんだと。去年、たしか行かれています、この後どうするんですか。また何十周年、何十周年の節目にそういうことをやられるのか。こういうこともあわせて整理をして、一回きちっとした国際戦略、これをつくり上げて、その中に位置づけていく。このことは大事ではないかと思いますが、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） まず、国際戦略の検討についてでありますけれども、今後は、グローバル経済の急激な変化と動きや、国内外での地域間競争の激化が加速しているという視点を意識し、国際競争力を有し、持続的発展が可能な三重県を確立することが重要であるという認識のもと、昨年10月の議会においてお示ししました、平成25年度当初予算編成に向けての基本的な考え方の中で、ブラジル、欧州、アメリカとの連携の方向性について触れさせていただいております。

その意味で、海外展開の取組をさらに進めていくためには、その羅針盤となるべき明確な国際戦略が必要であると、私も認識しており、これまでの友好提携や産業連携で築いてきたネットワーク、産業振興、観光誘客の市場としてのポテンシャル、パートナーとしての互恵的關係などを考慮し、ターゲットとする国、地域を絞り込み、本県が目指すべき海外展開を行っていく

ことが重要と考えております。

こうしたことから、7月に取りまとめました産業振興戦略の具現化を図る観点から、県内企業のニーズ等を踏まえつつ、国際戦略の方向性を出すため、昨年秋の庁内での政策協議において、私のほうから指示を出し、検討を進めており、あわせて、昨年11月に設置しましたみえ産業振興戦略アドバイザーボードから有識者にも御検討いただいて検討を重ねるなど、既に作業をスタートしているところです。

今後は、アドバイザーボードなどでの集中的な議論を重ね、今年前半までには国際戦略をお示ししてまいりたいと考えております。その中で、ブラジルについても触れていきたいというふうに思っておりますし、産業振興戦略では、確かにブラジルという国名は書いてありませんでしたが、市民交流から経済交流へという基本的な方針を書かせていただいていた。ブラジルについて、県産品の販路拡大なども含めてのそういう交流に変化させていく、リニューアルしていく、そういうようなことを、今年前半につくる国際戦略の中で明確にした上で、夏に行く際には、こういう意義で行くということをお示しさせていただきたいというふうに思っております。

それから、バレー構想をやめたらどうかということについては、バレー構想をやるための制度というのはもう廃止しました。僕がこの前、中嶋議員の答弁したこと、少し誤解があると困るんですが、バレー構想を守ると言っているのではなくて、四日市の部品や高度部材の集積とかがあったりする、こういう集積は大事にしないといけないですねということを、私、申し上げていますので、制度としての、バレーをつくるための制度はもうやめました。ですので、それは、議員がおっしゃっていることとそんなに違わないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（山本教和） 山川部長、発言を求められておりますが。

○43番（三谷哲央） ローリング改定。どうぞ。時間がないので手短にお願いします。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 改定の件は、昨年、平成24年7月に戦略を取りまとめました。そのときにも、ローリング改定をやっていくと、つくったものにするものではないというふうに戦略の中にも書いてございます。

本年も、県内外5000社のアンケートとか1000社訪問は継続してやっておりまして、現在、分析中ではございますけれども、その中から、現場の声では、企業が今後も県内で操業を続けることができる仕組みを考えてほしいとか、中小企業単独では大手メーカーとの商談が難しく、行政の後押しがほしいとか、大手退職人材なども活用してみたいが、手法がわからない、大手企業が廃止していくビジネス、技術があるが、それを中小企業に取り込むことで、中小企業の成長につなげることもできるのではないかなど、新たな声も聞いておりますので、今後、具体的な政策を展開していく上で取り込んでいく必要があると考えおります。

今回の策定したものに、常に変化し、進化する戦略にしていきたいと考えておりますので、知事が申し上げましたように、来年度前半の中にはお示ししていきたいと考えております。

以上でございます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） ダーウィンの種の起源みたいなお話で、賢いもの、強いものが生き残るのではなくて、変化するものが残っていくということで、みえ産業振興戦略も常に変化をしていくというふうに理解させていただいて、大変ですけどね、5000社のアンケートだとか、1000社の訪問だとか。しかし、やはり適時、適切に、その時代にあって、経済界、産業界が要求する、また、県民が望んでいるものに切りかえていくということは非常に大事だと、こう思いますので、ぜひお願いしたいと、こう思います。

それから、じゃ、知事があそこまでおっしゃるなら、もうバレーという言葉はやめましょう。イノベーションとか好きなことをいろいろおっしゃっているじゃないですか。僕、あの中で、ライフイノベーション総合特区は評価しているんです。北岡部長と少し見解は違いますけれども、一定評価はさせ

ていただいています。

やはり静岡県との競争の中で、ここにもやっぱり国際的な観点というものがなければ、僕は静岡に負けると、こう思っていて、やはり国際的な観点からの新しい施策展開、これを大いに期待させていただきたい、このように思います。

最後になりますが、あと3分ですので、地元ネタで伊勢大橋のかけかえ、これを少しお話しさせていただきたいと思います。

今、桑名市は、大きな地震だとか津波が来たときに、対象人口5万人ぐらいを桑名市の丘陵地帯に避難させる、そのような計画の検討を行っています。その中で、例えば、山本勝議員が住んでおられるところ、ここもなかなか危ないところなんです、地続きですから、これは歩いて行けるんです。歩いて逃げていけるんです。小島議員が住んでおられるところは、もう既に大山田ですから、これは津波の心配はないと。貝増議員は浸水地域なんです、マンションに住んでいますので、この方も大丈夫。問題は私のところであります、別に私自身が逃げ延びたいとか、何とかしてくれという話ではなくて、長島とか木曾岬、ここは、やはりそういう災害のときに孤立してしまうんですね、橋が通れないと。

昭和9年、築79年の老朽化した橋で、昨年の暮れのフライデーで、日本にこんな危険な古い橋がありますよということで紹介をされています。もちろん国の直轄事業ですから、県だけの意思でどうこうできるものではなく、今まで一生懸命御尽力いただいている、そのことは重々承知しておりますが、今後の見通し等、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山本教和） 答弁は簡潔に願います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（土井英尚） 伊勢大橋のかけかえ事業の進捗状況について説明させていただきます。

橋のかけかえに必要な取り付け道路用地の確保にめどが立ち、橋の設計や補償調査など、工事着工に向けた準備が進められているとお伺いしております。

す。引き続き1日でも早い着工に向けて、あらゆる機会を捉え、国に対し強く働きかけてまいります。

以上でございます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 今まで県の働きかけなり、努力が不足しているというふうには思っておりません。今年というか、もう平成25年度の国の予算で、国交省の北勢国道、2億円の予算を確保して、これで、もちろん漁業の影響調査等も含めますが、詳細設計に入っているというふう聞いておまして、いよいよ大詰めの部分に来ているのかなと、そんな思いがしております。

ここのかけかえ、一日も早いかけかえの要望というのは、単に長島の住民、木曾岬の住民だけではなく、ひいては、例えば弥富なんかを含めた愛知県側からも桑名の丘陵地帯に逃げてくる、その可能性もありますし、御承知の長島温泉がありまして、季節だとか時期によっては、あそこに何万人という方が遊びに来ている。そういう方々の避難ということの観点から考えても、一日も早いかけかえの実現、大切だと、こう思っておりますので、引き続きの御努力を心からお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。前田剛志議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。18番 中村欣一郎議員。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） それでは、お許しをいただきましたので、お疲れのところ、空気が読めないと言われそうですけれども、吉川議員と中村と2人、関連質問をさせていただきます。

午前中の前田議員の避難誘導看板等の取り付け促進策について関連ですが、御本人の了解をいただきましたので、皆さんのお手元のこの看板の資料を見ていただけたらと思えます。映写することは、関連質問の場合はできないと言われました。

一つは、提案と確認のための質問なんですけれども、この看板を設置するのに、ぜひ担当の部署の方は、ただ看板をつけるというよりも、地域の皆さんと一緒に、どこに、どういった看板を、どの向きに、どの高さでというのをいろいろ、みんなでまちを歩いた中で、できるだけ多くの方の参加を呼びかけてやっていただくということが、単に看板をつけるだけよりも数倍もの価値があるなということを、私も実践を通じて感じておりますので、役所に任せるとか、自治会に任せるとか、学校の先生だけに任せるといふんじゃなくて、ぜひ草の根の運動の中でたまたま看板がついたというぐらいの気持ちでやっていただきたいなというふうに思います。

先ほど三谷議員が言われていたのと同じように、たかが看板なんですけれども、住民自治の充実のために、本当に自立とか、決定とか、責任とか、そういったことが、少しここの皆さんに芽生えてくる看板設置の事業に十分なりますので、防災対策担当のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

これは提案でして、そして、確認なんですけれども、午前の質問の中で前田議員が言われていたのは、無償でつくという話なんですけれども、それは、海拔表示だけの話なのか、この絵にある矢印であるとか、避難所養正小学校とか、この走っている、避難所に駆け込むピクトグラムとか、そういったことも全て、中部電力も、関西電力も、NTTも、今度無償になるよということなのか、もう一度確認をお願いします。

○防災対策部長（稲垣 司） 今、交わしております確認書は、海拔表示の確認書で、大きさとか、どの位置につけるとかも一応決めてやっておりますもので、今後、またいろいろとそれを拡大していくというか、話によっては変えていくことも可能であるとは思いますが、今はそういう取組になっております。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） 海拔の表示だけということですね、今は。

この提供者名等と書いてありますけれども、このスポンサー探しが物すごく大変なんです。もちろんこの提供者、スポンサーの人にとってみて

も、自分のつけたいところに自分の社名が出るわけではないので、スポンサーとなるインセンティブというか、効果みたいなものがあらわれるとは限らないものですから、ここにぜひつけたいと思っても、それがかなわないことのほうが非常に多いです。

だから、提供者がいるいないというよりも、ここに本来看板がいるかないかということのほうが大事だと思うので、そういったことを無償になるように、ぜひ県のほうで、1本になって、電柱の業者と交渉をしていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○**防災対策部長（稲垣 司）** 県の地域防災計画では、市町の役割、市町の責務として誘導表示とか、あるいは海拔表示等々を示して案内するというのが決められております。そして、住民の方、あるいは観光客等に対して知らしめるといふ役割でございまして、それを受けて、市町は自らの予算、もしくは企業の協賛を受けてやるということになっております。

それに対して、県も補助のメニューに盛り込んでやっておりますものですから、必ずしもスポンサーがなきゃいけないとかそういう話にはならないと思います。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○**18番（中村欣一郎）** よく聞こえなかったんですけども、市町が事業者とか、自治会単位が設置する事業者ということなんですよ。

○**防災対策部長（稲垣 司）** 設置義務はあくまで市町ですから、補助も市町にするわけでございます。私どもは、Myまっぷランということで、みんなで自らの手で個人の避難をやっていこうという話をしていますものですから、先ほどたかが看板という話もございましたけれども、地域の皆さんが、この場所に要るとか、あるいはこっちのほうがいいとか、そんな話がございましたら、そうした議論をさせていただいて、この場所がいいとかその適正配置についての案を市町にさせていただくと、それを市町が聞いて、設置すると。そういう形が望ましいと思います。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） それはわかるんですけども、交渉相手が、中部電力とか、関西電力とかN T Tということで、どこそこの市町には認めるけれども、こちらでは認めないということはある得ないと思うので、そういう意味で、窓口を1本にして、そういう便宜を図っていただけるようお願いできないかなということを行っているんです。

○防災対策部長（稲垣 司） この確認書は、県と市町が、中部電力なら中部電力、関西電力なら関西電力、今協議中はN T Tですけども、と結ぶ確認書ですから、そういう確認書が交わしたら、この確認書にのっって貼付とかはできるわけですけども。私、意味がわかりかねるんですが。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） 海拔の表示だけではなくて、この資料にあるような全てのものが無償で、自分たちの市町が思ったところに貼れるような交渉をしていただきたいということでお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 次に、村林聡議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。12番 吉川 新議員。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） だんだん老眼がきつくなりまして、空気の読み方もだんだん読みづらくなってまいりました。

村林議員の今日の県立高等学校の効率化、あるいは、南部地域活性化から見まして関連質問をさせていただきます。

人口が減少していくところで、教育効果も高めて、あるいは親御さんのニーズも汲み上げて、総合的に今の計画がつくられているとは理解をしておるんですが、過疎地域で、例えば、先ほど青木議員の話にもありましたし、村林議員の南部地域活性化の話もありますが、そういったところで活性化をするという戦略の中で、教育基盤というのは非常に重要な役割をしております、そういったものとの整合が成立するような方針はないものだろうかということ、私自身もいろいろ考えております。例えば、鳥羽市にありま

す鳥羽商船も市内でございますが、人口が減っておる地域でございますが、行ってきましたら、入学のほうも、就職、進学のほうも非常にうまくいっています。

それから御承知のように、平成8年に鳴り物入りでといえますか、同じような環境の中で、当時の宮川高校萩原分校はどうあるべきかということで検討されて、非常に立派な検討書でございました。それで昴学園が成立いたしました。非常に話題も呼んで、先生方の士気も高く、全県下から生徒が集まり、非常によい展開で進んだと。それは地域の誇りでもあったと聞いておりますが、その後16年を経て、やはり同様、定員割れであるとか、いろんな困難な問題が出てきたということも聞いておまして、その過程で、どうしたらいいんだろうという検討も進められているけれどもなかなか出口が見えないというような話も伺っております。

その議論の中で、やはり公立学校というのは先生が定期的に転勤するというので、最初の、私学で言ったら建学の精神なのかわかりませんが、その継承であるとか、情熱の引き継ぎとか、あるいは社会の変遷で地域の皆さんの学校への思いとかカリキュラムを含めた社会のニーズの変遷に対応できない事情が起きてくるのかなど。私学であれば、独断と偏見で立派な理念も継承ができるのかもわかりません。

そういった中で、相可高校の村林先生ですね。かなり長いこと同じところにお勤めで、特別の枠でお仕事をされていると伺ったんですが、あの先生からすれば、多分「私の子どもたち、私の学校」というような強い思いもお持ちなのかなと想定いたします。ある意味、そういった人口減少地域で学校を運営していくときに、少ない子どもでも無理矢理維持するというんじゃなくて、何かの特色、そんな形というのが公立で可能なかどうか、その余地を見解としてお聞かせいただきたいなと思います。

○教育長（真伏秀樹） 今の県立高校でも、2クラス規模でやっている学校もございます。完全に政策的な取組をしようということで、今、県下で3校ありますけど、そのうちの一つが昴でございます。

ですから、そういう取組を私ども、全然否定するつもりもございませんし、そういうことをやれるところについてはやればよいなと思っています。

ただ、たまたま例で出されましたもので鼻で申し上げますと、恐らくその当時、鼻をつくってきたときには、国全体の高校の活性化の中で、例えば総合学科ですとか単位制というのが新たに導入をされてきていた、そこへまた全寮制という、ほかの地域にはなかった特色も加えた、なおかつ地域の支援がしっかりあった、などいろんな条件があったので、私は一定の成功があったのかなというふうに思っています。

今、鼻の活性化についても、もう大分前からいろんな方に検討委員会に入っていていただいて検討もしています。出口が見えてこないとおっしゃいましたけれども、今年から、その鼻の検討のメンバーも改めて入れかえまして、再度検討しております。そのときについついやってしまうのが、どこのこの県の先進的な取組を視察に行く、今度は違うところの取組をまた行くとか、そういう成功した事例といいますか、いい例ばかりぱっと追いかけることです。当然参考にすればいいわけですから、その調査そのものを否定するつもりはないんですけれども、その学校が何で成功してきたかというところを何ら考えずに、本当に表面的な部分だけ押さえてやろうとしますので、そういうことは絶対もうするべきではないと私は常に申し上げます。

まずその学校は、本当にその地域の中で果たすべき役割、本当のミッションは何だというお話ですね。それで、それをするためには何をするのが大事なんだというあたり、まず基本的なことをしっかり積み上げた上で、もう一つそれを成功させるための要因として、例えば、おっしゃったような先生を新たに採用するとか、何か新しい施設を導入するとか、設備を導入するとか、そういうことがあればいいんですけれども、その部分を抜きにしてしまって議論をしても全然意味はないと思っています。まずは基本をしっかりやれという話をさせてもらっています。

その上で、本当に必要性があれば、おっしゃったようなこともどんどんやればよいなと思っていますので、全く否定するつもりもありませんし、逆に

そういういろいろな御提案があれば真摯にお聞きしたいなと思っております。

○12番（吉川 新） ありがとうございます。

確かに減少していくところに立地する学校の運営につきましては、そういった特色あるものという話と、やっぱり地域の人と学校とが、地域の方がそこへ行っておるねんという誇りを感じられるとか、愛着を感じるとか、あるいは、生徒さんが地域と密接な連携をとるとか、そういう広い意味のきずなとか、交流という機能も不可欠なんだろうと思います。正直に言って、文部科学省とか、今までずっと教育界の関係でそれなりに、一生懸命長い経験からの考え方でいろんなことをいい方向で考えていただいておりますが、ある意味、経済産業省とか、地域活性とかものづくりであるとか、サイエンスであるとか、そんな別の切り口、別の知識も含めてあり得る形というものが考えられないかとも思っております、知事、ちょっと御所見を。

○知事（鈴木英敬） 簡潔に申し上げますが、そういう議員おっしゃったような高校の魅力化、あるいは特色化ということも含めて、今、各地域の協議会をやっていただいていると認識していますので、その中で、地域の皆さんで議論を深めていただくということだと思います。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） ありがとうございます。（拍手）

○議長（山本教和） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

追 加 議 案 の 上 程

○議長（山本教和） 日程第2、議案第75号から議案第99号までを一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（山本教和） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号から議案第99号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞ

れ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
88	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案
89	三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案
90	三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案
91	三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案
92	三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
93	三重県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例案
94	三重県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
95	三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件名
75	平成24年度三重県一般会計補正予算（第9号）
76	平成24年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
77	平成24年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算（第2号）
78	平成24年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
79	平成24年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
80	平成24年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
81	平成24年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
82	平成24年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
83	平成24年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
84	平成24年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
85	平成24年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
86	平成24年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
87	平成24年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
96	防災関係建設事業に対する市町等の負担について
97	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
98	国営中勢用水利地改良事業に対する市町の負担について
99	土木関係建設事業に対する市町の負担について

○議長（山本教和） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（山本教和） お諮りいたします。明13日から21日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、明13日から21日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

3月22日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時34分散会